

平成27年度

豊中市包括外部監査結果報告書

一般会計等における委託契約に係る事務の執行について

豊中市包括外部監査人

公認会計士 玉置 寿子

目次

第1章	包括外部監査の概要	2
Ⅰ.	包括外部監査の種類	2
Ⅱ.	選定した特定の事件（テーマ）	2
Ⅲ.	事件（テーマ）を選定した理由	2
Ⅳ.	包括外部監査の対象期間	3
Ⅴ.	包括外部監査の対象となった部署	3
Ⅵ.	包括外部監査の方法	5
1.	監査の視点	5
2.	主な監査手続	6
Ⅶ.	包括外部監査の実施期間	6
Ⅷ.	包括外部監査補助者	6
Ⅸ.	利害関係	6
第2章	包括外部監査の結果及び意見	7
Ⅰ.	委託契約について	7
1.	委託契約とは	7
2.	委託契約の締結方法・形態	7
3.	指定管理者制度	12
Ⅱ.	契約等事務の概要について	13
1.	豊中市における契約事務に係る規程等	13
2.	豊中市における契約事務について	15
3.	契約事務に関する監査の視点	16
Ⅲ.	アンケート結果の分析	19
1.	アンケートの目的	19
2.	アンケートの内容・対象	19
3.	アンケート分析の内容	20
4.	アンケート分析	21
5.	分析から得られた傾向	39
Ⅳ.	全庁的な監査の結果及び意見	40
1.	概要	40
2.	節：委託料の推移	40
3.	全庁的な監査の視点	41
4.	外部監査の結果及び意見の要約	49
Ⅴ.	対象部署別監査の結果及び意見	68

1.	人権政策課	69
2.	総務部 情報政策課	76
3.	政策企画部 広報広聴課	81
4.	都市活力部 スポーツ振興課	86
5.	環境部 環境政策課	93
6.	環境部 公園みどり推進課	97
7.	環境部 減量推進課	100
8.	財務部 債権管理課	107
9.	市民協働部 暮らし支援課	110
10.	健康福祉部 高齢者支援課	120
11.	健康福祉部 保健所 健康増進課	126
12.	健康福祉部 保険給付課	133
13.	こども未来部 こども事業課	138
14.	都市計画推進部 住宅課	146
15.	都市基盤部 交通政策課	149
16.	都市基盤部 水路課	152
17.	教育委員会事務局 生涯学習課	155
18.	教育委員会事務局 読書振興課	161
19.	教育委員会事務局 学校教育課	164
20.	教育委員会事務局 学校給食課	168

(本報告書における記載内容の注意事項)

・金額表記

報告書に記載している委託料等の金額は、原則として消費税等込で表示している。

・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しているため、端数処理が不明確な場合もある。

パーセンテージ等比率は表示単位未満を四捨五入している。

・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として豊中市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。報告書の数値等のうち、豊中市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

・報告書の数値等の正確性

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料に限定して行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

・参考文献・参考資料

地方財務研究会編集『地方財政小辞典』ぎょうせい

地方財政情報館/財政用語小辞典

新日本監査法人公会計本部[編]『国・地方自治体の会計と事業評価』中央経済社

第1章 包括外部監査の概要

I. 包括外部監査の種類

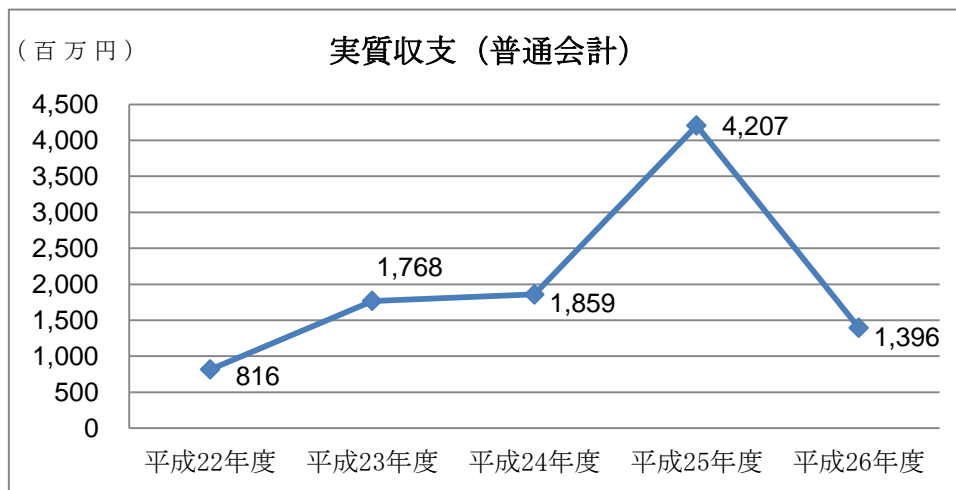
地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

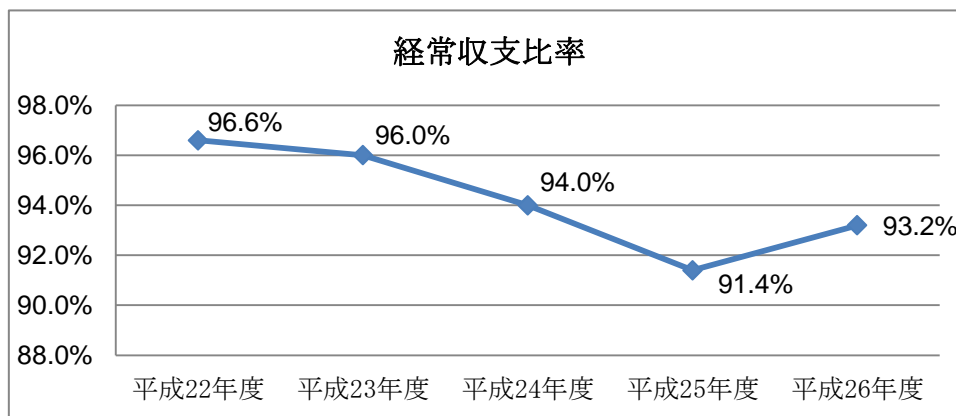
一般会計等における委託契約に係る事務の執行について

III. 事件（テーマ）を選定した理由

豊中市では、実質収支が増加し、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率も改善傾向にある。しかし今後も持続的に健全な財政を維持するために、事業の有効性向上によるサービス提供の確保と市民目線によるムダの削減は継続的な課題である。



注：平成26年度において、前年度と比較して実質収支が減少しているが、これは走井学校給食センター（23億円）や文化芸術センター（18億円）等、大型の建設事業を行っていることによる投資的経費の増加等によるものである。



加えて人口減少や少子高齢化の進展にともない、行政におけるヒト、モノ、カネといった経営資源がますます限られていくなかで、市民に必要なサービスを持続的に提供していくためには、外部資源を有効に活用していかなければならず、今後、民間との委託契約は増加していくと考えられる。

委託料は、平成 26 年度の決算ベースで 132 億円である。平成 26 年度の決算の状況（歳出節別集計表）によると、負担金補助及び交付金 906 億円、扶助費 366 億円、償還金利子及び割引料 168 億円に次いで多額であり、歳出合計 2,198 億円の 6.0%を占め、歳出額の中でも重要な金額である。また、委託契約は後述のとおり事務執行が特定部局に集約されておらず、多数の担当部局が関与しており、監査の結果について市全体への波及効果が高いと考えられる。

以上、「市民の生活に直結する事業に優先的に資源を集中し、最少の経費で最大の効果をあげる」という観点から、市の行財政改革に貢献すると考えられる委託契約を監査テーマとして選定した。

IV. 包括外部監査の対象期間

平成 26 年度

但し、必要に応じて平成 25 年度以前及び平成 27 年度の一部を含む。

V. 包括外部監査の対象となった部署

監査対象年度である平成 26 年度の歳出（委託料）を基に、契約を抽出し、監査対象部署を下表のとおりとした。実際の監査は監査実施期間である平成 27 年度の組織に対して実施しているため、後述の個別監査結果においては、平成 27 年度の組織編成に従って報告書を記載し、必要に応じて平成 26 年度の組織名を付記している。なお、「第 2 章 III. アンケート結果の分析」においては、使用した財務データが平成 26 年度であるため、平成 26 年度の組織編成に従って記載している。

平成 27 年度	平成 26 年度
人権政策課	人権文化部 人権政策室
総務部 契約検査課	総務部 契約検査室
総務部 情報政策課	情報政策室
資産活用部 施設整備課	資産活用部 施設整備課
政策企画部 広報広聴課	政策企画部 広報広聴課
都市活力部 スポーツ振興課	教育委員会事務局 スポーツ振興課
都市活力部 空港課	都市計画推進部 空港室
環境部 環境政策課	環境部 環境政策室
環境部 公園みどり推進課	環境部 公園みどり推進課
環境部 減量推進課	環境部 環境センター 減量推進課
環境部 環境業務課	環境部 環境センター 環境業務課
財務部 債権管理課	財務部 債権管理室
市民協働部 くらし支援課	市民協働部 くらしセンター 雇用労働課
健康福祉部 高齢者支援課	健康福祉部 いきいきセンター 高齢者支援課
健康福祉部 保健所 保健予防課	健康福祉部 保健所 保健予防課
健康福祉部 保健所 健康増進課	健康福祉部 保健所 地域保健課
健康福祉部 保険給付課	健康福祉部 保険窓口センター 保険給付課
こども未来部 こども事業課	こども未来部 保育幼稚園室
こども未来部 子育て給付課	こども未来部 保育幼稚園室
都市計画推進部 住宅課	都市計画推進部 まちづくり総務室
都市基盤部 交通政策課	都市基盤部 道路センター 道路管理課
都市基盤部 道路管理課	都市基盤部 道路センター 道路管理課
都市基盤部 道路維持課	都市基盤部 道路センター 道路維持課
都市基盤部 水路課	都市基盤部 道路センター 道路維持課（分室）
消防局 消防総務課	消防本部 消防総務室
教育委員会事務局 生涯学習課	教育委員会事務局 地域教育振興室 青少年育成課
教育委員会事務局 読書振興課	教育委員会事務局 読書振興課
教育委員会事務局 学校教育課	教育委員会事務局 教育推進室
教育委員会事務局 学校給食課	教育委員会事務局 学校給食室

VI. 包括外部監査の方法

1. 監査の視点

(1) 合規性の視点

- 委託に関する事務は地方自治法、地方自治法施行令、豊中市が定める条例その他の法令等及びその趣旨に従い適切に行われているか。

(2) 経済性、効率性、有効性等の視点

○ 事業の PDCA は行われているか

事業の目的が明確にされ、目的がよく達成されているかの確認を行っているか。その結果、必要な場合は事業手法、又は事業そのものの見直しを行っているか。効果測定のための指標は適切か。

PDCA（サイクル）：Plan-Do-Check-Action の 4 段階を繰り返すことによって、継続的に業務を改善すること。

○ 委託先の選定は適切に行われているか

委託先の選定に当たり、競争性・透明性の確保、機会均等及び公平性に十分配慮されているか。随意契約を採用する場合は、その理由に十分な合理性が認められるか。

○ 委託料は合理的に決められているか

委託料の算定過程は明確になっているか。委託内容に比して、委託料は合理的な水準となっているか。業務内容・量によってではなく、委託先の組織を基準として委託料を算定するなど、実質、委託先への補助金となっていないか。

○ 委託業務は適切に行われているか

委託した業務内容が適切に実施されたか、実績確認を行っているか。

○ 公平性に配慮しているか

公平性、透明性、合理性に配慮して事務を執行しているか。

2. 主な監査手続

- 監査対象とした委託契約の関係部署へのヒアリングの実施
- 関係書類の閲覧・分析
- アンケート調査

VII. 包括外部監査の実施期間

自 平成 27 年 6 月 22 日 至 平成 28 年 2 月 18 日

VIII. 包括外部監査補助者

公認会計士	野呂	貴生
公認会計士	川端	修司
公認会計士	本田	真二郎
公認会計士	増田	千春
公認会計士	竹田	由梨
公認会計士	松居	志郎
公認会計士	八百	秀亮
公認会計士	崎原	崇史
公認会計士	黒澤	香
公認会計士	岡部	広大

IX. 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、包括外部監査人及び包括外部監査人補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 包括外部監査の結果及び意見

I. 委託契約について

1. 委託契約とは

契約とは、相対立する2個以上の意思表示の合致によって成立する法律行為である。契約に関する民法上の大原則として、契約自由の原則があり、どのような契約を締結するかは当事者の自由である。

地方公共団体が行う委託契約は、地方公共団体が私人と対等の地位において締結するものであり、民法その他私法の適用を受け、いわゆる契約自由の原則も妥当するものであるが、地方公共団体の公共性に鑑み、地方自治法施行令をはじめ地方公共団体の条例、規則によって公法上の制限が加えられている。

地方公共団体の契約においては、契約の履行をいかに確実に確保するかという点と、支出又は収入される金が公金であることから、いかに公正かつ適正な価格の契約を締結するかという点の2点を調和させることが究極的な課題となる。

2. 委託契約の締結方法・形態

契約の締結方法については、地方自治法第234条第1項に、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と定められている。

また同条第2項において、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と定められている。地方公共団体では、公正かつ適正な価格の契約を締結するという点を重視して一般競争入札によることを原則とし、一定の要件を満たす場合に、他の方法によることができるとされている。

契約の締結方法

原則	一般競争入札
政令で定める場合 (詳細は後述)	指名競争入札 随意契約 せり売り

各契約の内容やメリット・デメリットは下記のとおりである。

(1) 一般競争入札

契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者を誘引して、入札により申込をさせる方法により競争を行わせ、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、その者と契約を締結する方法である。

地方自治法上、原則とされる契約締結方法である。

平成19年度に国土交通省が地方自治体の入札制度担当者に行った「地方自治体の発注体制に関する実態調査」では、公共工事においては一般競争入札もわずかにみられるものの、指名競争入札、随意契約が大半を占め、委託業務に至っては一般競争入札を採用している割合は不明であった。しかし近年では、工事、委託業務のいずれにおいても、競争入札による場合は、原則一般競争入札で行っている自治体もある。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・ 広く参加者を公募し、選定過程が明らかなため、公平性・透明性が高い。・ 参加者間での競争を促すことで、経済性に優れた相手先と契約することができる。	<ul style="list-style-type: none">・ 結果として技術・能力の面で劣る業者が落札した場合、必要な水準の品質を得られない可能性がある。・ 公募から契約までに期間を要し、事務手続の負担が大きく、事務経費も大きくなる。・ 過当競争、ダンピングにより質が低下する可能性がある。・ 受注に偏りがでる可能性がある。

一般的なデメリット以外に、自治体の規模等によっては、一般競争入札では周知が不足し、応札者が十分にいないために、入札不調になることも危惧されている。

(2) 指名競争入札

地方自治法第234条第2項に規定された契約手法の一つであり、地方公共団体が資力、信用その他について適当であると認める複数の者を指名し、その特定多数の者をして入札により申込をさせる方法により競争を行わせ、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、その者と契約を締結する方法である。

地方自治法施行令では、下記のとおり、適用できる場合を限定している。

地方自治法施行令 第167条

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。 2 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。 3 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。 |
|--|

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に適当と認める者に参加者を限定するため、不信用・不誠実な業者を排除できるなど、確実な履行の確保が可能となる。 ・ 参加者間において競争させることで、一般競争入札ほどではないものの、経済性を高めることができる。 ・ 一般競争入札に比べて、事務手続が簡素となり、事務負担や事務経費が軽減される。 ・ 中小企業の受注機会の確保について配慮が可能である。 ・ 業者に対して働き掛けることにより、受注意欲を喚起させる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札の参加者が固定化される傾向があり、談合などによって公正な競争が阻害される可能性がある。 ・ 指名業者の選定における恣意的な運用のおそれがある。 ・ 入札者を限定することにより競争性が低下するおそれがある。

(3) 随意契約

地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法である。

地方自治法施行令において適用できる場合を限定しており、豊中市随意契約ガイドラインでは、下表のとおり説明をしている。

豊中市随意契約ガイドライン

第1号	<p>売買、貸借、請負その他の契約で、予定価格が地方自治法施行令別表第5で定める範囲内において、地方公共団体の規則（豊中市財務規則第104条）で定める額を超えない契約をするとき。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約の種類</th> <th>予定価格（税込）</th> <th>適用例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 工事又は製造の請負</td> <td>130万円を超えないもの</td> <td>建設工事、建築物等の修繕、印刷製本</td> </tr> <tr> <td>2. 財産の買入れ</td> <td>80万円を超えないもの</td> <td>物品の購入、動産、不動産の購入</td> </tr> <tr> <td>3. 物件の借入れ</td> <td>40万円を超えないもの</td> <td>リース契約</td> </tr> <tr> <td>4. 財産の売払い</td> <td>30万円を超えないもの</td> <td>動産、不動産の売り払い</td> </tr> <tr> <td>5. 物件の貸付け</td> <td>30万円を超えないもの</td> <td>動産、不動産の貸付け</td> </tr> <tr> <td>6. 前各号に掲げるもの以外のもの</td> <td>50万円を超えないもの</td> <td>業務委託、役務の提供、物品の修繕等</td> </tr> </tbody> </table>	契約の種類	予定価格（税込）	適用例	1. 工事又は製造の請負	130万円を超えないもの	建設工事、建築物等の修繕、印刷製本	2. 財産の買入れ	80万円を超えないもの	物品の購入、動産、不動産の購入	3. 物件の借入れ	40万円を超えないもの	リース契約	4. 財産の売払い	30万円を超えないもの	動産、不動産の売り払い	5. 物件の貸付け	30万円を超えないもの	動産、不動産の貸付け	6. 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円を超えないもの	業務委託、役務の提供、物品の修繕等
契約の種類	予定価格（税込）	適用例																				
1. 工事又は製造の請負	130万円を超えないもの	建設工事、建築物等の修繕、印刷製本																				
2. 財産の買入れ	80万円を超えないもの	物品の購入、動産、不動産の購入																				
3. 物件の借入れ	40万円を超えないもの	リース契約																				
4. 財産の売払い	30万円を超えないもの	動産、不動産の売り払い																				
5. 物件の貸付け	30万円を超えないもの	動産、不動産の貸付け																				
6. 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円を超えないもの	業務委託、役務の提供、物品の修繕等																				
第2号	<p>不動産の買入れ又は借入れ、物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p>																					
第3号	<p>障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所において製作された物品を買い入れる契約、及び上記施設に加えて、シルバー人材センター連合、シルバー人材センター等、母子福祉団体からの役務の提供を普通地方公共団体の規則（豊中市財務規則第104条の2）で定める手続により受ける契約をするとき。</p>																					
第4号	<p>新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。</p>																					
第5号	<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>																					
第6号	<p>競争入札に付することが不利と認められるとき。</p>																					
第7号	<p>時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>																					
第8号	<p>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p>																					
第9号	<p>落札者が契約を締結しないとき。</p>																					

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 信用や実績を基に、最も適格と考えられる業者を選定することができる。 ・ 競争入札に比べ、事務手続が簡易になり、事務負担と事務経費が大きく軽減される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約先が固定化されやすく、緊張感がなくなることで馴れ合い・不正の起こる可能性が高まる。 ・ 競争の原理が働きにくく、適正な価格よりも高い価格での契約となるおそれがある。

(4) せり売り

契約価格等について、買い手に口頭で競わせて、最も有利な価格を提示した者と契約する方法である（今回の包括外部監査においては監査の対象外としている。）。

地方自治法施行令では、下記のとおり、適用できる場合を限定している。

地方自治法施行令 第167条の3

動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものをする場合

(5) プロポーザル

プロポーザル方式とは、業務の委託先を決定する際に、公募または指名により複数の業者からその目的に合致した企画の提案を受け、その中から価格及び実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最も優れた企画・提案を提示した者を委託先として選定する方法である。

豊中市でも、プロポーザル方式により委託先を決定する場合の手続を定めており、手続上はプロポーザル方式により選定された者と随意契約により契約を締結することとなる。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的に合致した、最も優れた提案を受け入れることができる。 ・ 価格及び企画の質を総合的に判断して業者を選定できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募から契約までに期間を要し、事務手続の負担が大きく、事務経費も大きくなる。 ・ 業者に大きな負担を強いることとなり、応募業者が少数となる可能性がある。

3. 指定管理者制度

指定管理者制度とは、市民会館などの文化施設、老人デイサービスセンターなどの福祉施設、スポーツ施設などの「公の施設」の管理運営を法人やその他団体に包括的に代行させる制度である。

もともと「公の施設」は、住民の福祉を増進する目的をもって設置しており、かつてはその管理の委託を地方公共団体の出資法人、公共団体及び公共的団体に限定していた。しかし、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図るため、豊中市でも平成18年度から導入されている。

また、指定管理者制度を活用するメリットとデメリットは、下記のもので考えられる。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・ 民間のノウハウを活用することで、より有効かつ効率的に施設の運用ができる。・ 期間を定めることで、PDCAサイクルを明確にし、サービスの改善に活かすことが可能。・ 効率的な運用による、経費の節減が期待できる。・ サービスの向上が期待できる。	<ul style="list-style-type: none">・ 指定後のモニタリングが有効に機能しないと、経済性のみが追求され、住民サービスの質が低下するおそれがある。・ 結果的に長年にわたり同一の事業者を指定している場合、多くの事業者のノウハウを活かして住民サービスを効果的、効率的に提供するという目的が果たされないおそれがある。・ 指定期間が短過ぎると、ノウハウの蓄積ができない。・ 仕様を十分に検討の上で協定を結ばないと、業務の範囲が不明確になる。

指定管理者の指定は議会の議決を経て行う行政処分であり、私法上の委託契約ではないが、予算科目上の委託料に含まれるため、今回の監査では対象とした。

Ⅱ. 契約等事務の概要について

1. 豊中市における契約事務に係る規程等

豊中市における契約事務に係る主な規程類は、下記のとおりである。

(1) 「豊中市財務規則」

法令に定めるもののほか、豊中市の財務に関して必要な事項を定めている。契約事務に関する規定は第8章にあり、その構成内容は、「第1節 一般競争入札」、「第2節 指名競争入札」、「第3節 随意契約及びせり売り」、「第4節 契約の締結」、「第5節 契約の履行」となっている。市が締結する建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務並びに物品、委託役務関係業務等に係る契約に関する、委託先の選定、契約の締結、契約の履行に関する事項について包括的に定めている。

(2) 「豊中市事務決裁規程」

豊中市の事務の決裁について必要な事項を定めており、決裁手続や決裁権限について規定している。

(3) 「豊中市随意契約ガイドライン」

随意契約の事務を適正かつ円滑に進めるために、随意契約に係る事項の解釈を示すとともに、事務手続上必要な事項を定めている。本ガイドラインの運用に当たっては、随意契約はあくまでも、本来、地方自治体における契約が競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識し、地方自治法施行令第167条の2第1項各号を適用し、随意契約を行う場合には、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等の解釈を客観的、総合的に判断した理由や経緯を整理することで、公正性、透明性及び経済性を確保し、安易な随意契約を行うことのないようにしなければならないと定めている。

(4) 「豊中市公募型プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」

豊中市が発注する契約に関し、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続について、共通して遵守すべき事項を定めている。公募型プロポーザル方式による契約の公正性、透明性及び客観性を担保することを目的とする。実施要領など関係書類を作成するとともに、審査委員会を設置して

客観的かつ公正な審査を行い、結果及び選定理由を公表しなければならないと定めている。

(5) 「豊中市長期継続契約に関する条例」

地方自治法第 234 条の 3 の規定により、豊中市において下記の契約については長期継続契約を締結することができるように定めている。

- ① 電子計算機その他の事務機器、車両等の物品を借り入れる契約
- ② 庁舎その他の施設の警備、清掃等の施設管理に関する委託契約
- ③ 電気設備、機械設備等の保守点検及び運転監視に関する委託契約
- ④ 前 2 号に掲げるもののほか、年間を通じて役務の提供を受ける必要がある契約

(6) 「豊中市長期継続契約に関する事務取扱要領」

豊中市が長期継続契約を締結しようとする場合において、地方自治法第 234 条の 3、地方自治法施行令第 167 条の 17 及び「豊中市長期継続契約に関する条例」第 2 条に定めるもののほか、適正な事務の執行を図るため必要な事項を定めている。「豊中市長期継続契約に関する条例」に定める各号の詳細な内容や、契約における留意事項について定めている。

(7) その他

豊中市においては、契約事務に関する規程等として、上記(1)～(6)のほか下記の規程類が存在する。このうち、工事契約にのみ関係する規程は当報告書では参照していない。

- ・ 予定価格等事前公表実施要領
- ・ 豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱
- ・ 豊中市発注契約に係る不当介入対応要領
- ・ 一般競争入札方式実施試行要領（測量及び建設コンサルタント業務）
- ・ 一般競争入札方式実施要領（建設工事）
- ・ 豊中市工事検査要領
- ・ 豊中市工事成績評定要領
- ・ 入札参加停止基準運用要領
- ・ 豊中市特定建設工事共同企業体事務取扱要領
- ・ 豊中市建設工事等入札・契約手続検討委員会設置要綱
- ・ 豊中市建設工事請負指名競争入札参加者指名基準

- ・ 豊中市測量及び建設コンサルタント業務委託指名競争入札参加者指名基準
- ・ 豊中市建設工事等入札参加者審査点数算定要領
- ・ 豊中市入札参加停止基準
- ・ 公正入札調査委員会設置要領
- ・ 談合情報対応マニュアル
- ・ 建設業退職金共済制度の普及徹底に関する措置について
- ・ 豊中市物品等指名競争入札参加者指名事務取扱内規
- ・ 施設等及びこれらに付帯する設備の修繕の執行に伴う取扱い要領
- ・ 豊中市電子入札運用基準

2. 豊中市における契約事務について

(1) 総務部契約検査課の役割

豊中市では、昭和 51 年に総務部に契約検査室（現 契約検査課）を契約管理部門として設置し、建設工事等特定の種別の契約については、各事務事業を実施する所管部署に代わり、全庁における契約事務を執行している（豊中市事務分掌規則第 5 条）。

【豊中市事務分掌規則第 5 条】

- ① 総合評価一般競争入札、契約及び検査に係る企画及び調整に関すること。
- ② 物品（1 件 50,000 円以上のものに限る。）の購入契約（国、他の地方公共団体又は公共的団体から指定された業者との購入契約を除く。）に関すること。ただし、緊急医療用物品、定期刊行物、図書、がん具（教材を除く。）、レコード盤及び音楽、映像その他の情報を記録した磁気テープ、コンパクトディスクその他の電磁的記録媒体の購入並びに写真の現像焼付を除く。
- ③ 印刷の発注契約に関すること。
- ④ 物品の修繕契約（1 件 100,000 円以上のものに限る。）に関すること。ただし、医療用器具の修繕、定期検査時以外の自動車等の修理を除く。
- ⑤ 電算データ入力業務の委託契約（単価契約に限る。）に関すること。
- ⑥ 庁舎その他の施設（市立小中学校を除く。）の警備（機械警備を除く。）、清掃等の施設管理業務の委託契約（随意契約によるものにあつては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号、第 8 号又は第 9 号の規定により締結するものに限る。）に関すること。
- ⑦ 複写機及びファクシミリの借入契約に関すること（市立小中学校を除く。）。
- ⑧ 物品及び修繕の検収に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- ⑨ 各種工事請負契約及び工事事務資材の購入契約に関すること。
- ⑩ 工事に係る設計、監理及び調査並びに測量調査（航空測量を除く。）の委託契約に関すること。

ること。

- ⑪ 建設工事請負業者審査会に関すること。
- ⑫ 次に掲げる施設及びこれらに付帯する設備の修繕契約
(1件600,000円以上のものに限る。)に関すること。
 - ア 市設建築物
 - イ 道路
 - ウ 水路及び親水水路
 - エ 都市公園及び児童遊園
- ⑬ 競争入札参加資格及び小規模修繕参加資格の審査及び登録に関すること。
- ⑭ 入札専用公印の管守に関すること。
- ⑮ 各種工事の中間検査及びしゅん工検査並びに検査に係る評定に関すること。

また、契約検査課は、入札・契約手続の透明性、客観性、公正性等の向上にも取り組んでおり、契約全般に関するルールの方策、各契約事務を所管する部署を対象にした契約事務に関する研修のほか所管部署からの相談対応等、契約全般の統括部門としての位置づけがなされている。

(2) 契約事務

上記規定により契約検査課が分掌する契約以外については、各事務事業の所管部署が契約事務を行っている。各所管部署は、原則として平成24年に導入された契約検査管理支援システム（以下「契約管理システム」という。）を利用して契約手続を行っている。このシステムの利用により、マニュアルに沿った運用がなされ、各所管部署の契約事務が誤りなく統一的に処理されることが期待されている。

但し、一部の契約は現在でも契約管理システムに登録されず、別のシステム（文書管理システム）により起案し、契約締結しているものがあるなど、全ての契約事務の処理手順を統一するには至っていない。

3. 契約事務に関する監査の視点

公共調達については、競争性及び透明性を確保することが必要であり、いやしくも納税者から不適切な調達を行っているのではないかとの疑念を抱かれるようなことはあってはならない。国は、入札及び契約に係る取扱い及び情報の公表等に関し、「公共調達の適正化について（平成18年8月25日財計第2017号）」（以下「公共調達の適正化について」）を定め、入札及び契約に係る手続の

一層厳格な取扱いを行うとともに、情報公開の充実に努めることを求めている。また、公共調達に係る全国 1,722 市町村までを含めた統計データをまとめている。

国と都道府県、指定都市（政令で指定する人口 50 万人以上の市）、その他の市町村では取り扱う予算の規模に違いがあり、必ずしも国と全く同様の基準で同程度の事務の適正さが求められるものでもないであろう。但し、公共調達という側面の考え方においては一つの判断基準になる。

この報告書において取り扱う監査の視点の参考のため、「公共調達の適正化について」に掲げられた措置を以下に抜粋する。

(1) 入札及び契約の適正化を図るための措置

法令等に照らし、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）による調達を行うものとする。また、従来、競争性のない随意契約を行ってきたものについては、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。

例：リース契約等

複数年度にわたる期間を前提にしている契約であるにもかかわらず、初年度に係る調達についてのみ一般競争入札又は企画競争を実施し、次年度以降については、随意契約を行っている場合は、国庫債務負担行為を活用することにより、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争を行い複数年度契約を締結するものとする。

※ 豊中市では、平成 26 年度に調査対象とした契約において、11 年間のリース契約を随意契約で行っているものがあつたが、「公共調達の適正化について」が公表される以前に開始した契約であること、平成 26 年度までで終了し、平成 27 年度からの新たな契約では競争的な入札を行っていることから、監査結果とはしていない。

例：設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にある保守点検業務及びこれに付随する業務に係る契約

当該保守点検業務等が不可分とならないよう見直しを行うものとする（特にシステムの開発及び運用に係るもの）。なお、当該設備等の調達を行う際に、保守点検業務等を含めた複数年度契約を行うことはできないか、保守点

検業務等も評価する総合評価方式による一般競争入札に改めることができないか等について検討を行うものとする。

※豊中市では、平成26年度に調査対象とした複数の契約において、システムの調達と不可分な保守点検や付随する業務での随意契約があったが、平成27年度の調査時点においては、今後新たな契約を行う際には、上記取扱いに沿った競争的な入札を行う者との方針を確認していることから、特に個別の監査結果としては取り上げていない。

予定価格については、競争入札に付する場合と同様一層適正な設定に努めるものとする。

※豊中市においては、予定価格が設定されていない契約が件数で12.9%、金額にして34.7%ある（P34）。

(2) 再委託の適正化を図るための措置

随意契約により、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、その適正な履行を確保しなければならない。なお、競争入札による委託契約についても、再委託を行う場合には承認を必要とするなどの措置を定め、その適正な履行を確保するものとする。

（監査結果「再委託の承認に不備、または改善の余地があるもの」P67）

① 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。

② 再委託の承認

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。

- ・再委託を行う合理的理由
- ・再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力
- ・その他必要と認められる事項

なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したものについて、承認を行う場合には、契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や契約の目的となる事務又は事業の大半を再委託先が実施している場合など、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。

③ 履行体制の把握及び報告徴収

再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させることにより、委託契約に係る履行体制の把握に努めるものとする。委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じるものとする。

Ⅲ. アンケート結果の分析

1. アンケートの目的

今回の包括外部監査において、監査対象契約を抽出するに当たり、母集団となる委託契約の全件リストがないことが判明した。豊中市においては、平成 24 年度から契約管理システムを導入・利用しているが、このシステムに全ての契約は登録されておらず、他の手段によっても平成 27 年 4 月 1 日現在委託契約の全件リストは作成されていない。そこで、委託契約の全体像を俯瞰的に把握するために、平成 26 年度中に委託料が執行された全ての部署に対してアンケートを実施した。

2. アンケートの内容・対象

アンケートを実施するに当たり、委託契約の全件リストがないため、下記の手法で契約のリストを作成し、各契約の所管部署に確認を依頼した。

契約管理システムからデータを抽出し、所管部署が所管する委託契約が網羅されているか確認した。契約管理システムに登録されていない契約をリストに追加し、リストの合計が予算執行支援システム（以下「予算執行システム」という。）より出力される財務データと一致することを確認した。このリストについて、各所管部署に対し「委託契約に関するアンケート」を実施した。

アンケートでは主に、競争性が確保されているか、価格の適切性を確保する努力がされているかを概括的に把握するため、下記について質問した。

- ① 契約方法
- ② 随意契約の根拠
- ③ プロポーザルの有無
- ④ 見積書の入手数
- ⑤ 指名業者数
- ⑥ 入札者数
- ⑦ 予定価格
- ⑧ 予定価格の積算方法
- ⑨ 予定価格の事前公表の有無
- ⑩ 契約金額
- ⑪ 委託先
- ⑫ 契約継続期間
- ⑬ 再委託の有無
- ⑭ 再委託金額
- ⑮ 支出金額

アンケート結果の数値及び金額は、各所管部署からの回答を基に集計等を行っており、回答結果の正確性については確認していない。委託件数とは、入手したアンケートのデータ1行を1件とカウントした件数であり、委託契約件数とは必ずしも一致しない。また、委託金額は、決算書の委託料の歳出額（※）であり、指定管理委託料を含んでいる。

※ アンケートで支出金額と記載された金額とは、出納閉鎖期間内の調整により若干の差額が生じている。

なお、アンケートに使用した歳出データは平成26年度のものであるため、平成26年度の組織に従って記載している。

3. アンケート分析の内容

下記の項目について分析した。

- ・ 契約等形態分析
- ・ 随意契約（随意契約理由、見積書の入手状況）
- ・ 指名競争入札（指名業者数、応札率）
- ・ 予定価格の積算

- ・ 外郭団体への委託
- ・ 再委託の状況

4. アンケート分析

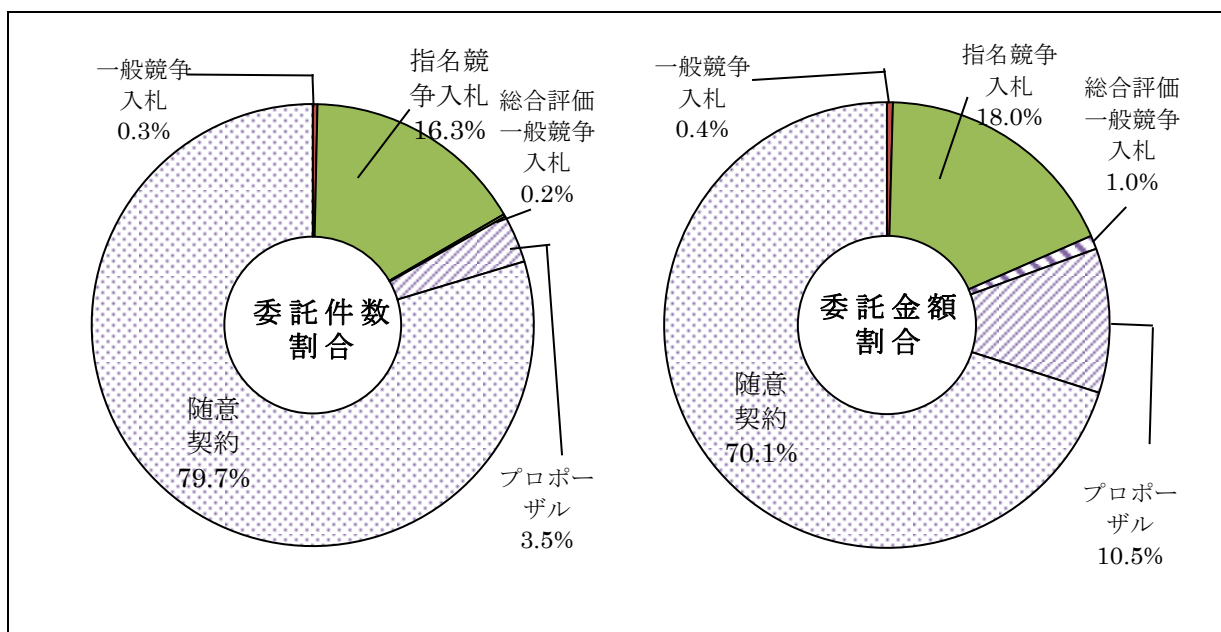
(1) 契約等の形態分析

① 全体の契約等形態分析

豊中市の業務委託等を、一般競争入札・指名競争入札・総合評価一般競争入札・プロポーザル・随意契約・指定管理の契約等形態別に概観すると、下表のとおりである。

委託契約等の契約等形態別の内訳

区分	委託件数 (件)		委託金額 (千円)	
		割合		割合
一般競争入札	5	0.3%	51,698	0.4%
指名競争入札	333	16.3%	2,198,628	18.0%
総合評価一般競争入札	4	0.2%	120,555	1.0%
プロポーザル	72	3.5%	1,278,162	10.5%
随意契約	1,628	79.7%	8,534,275	70.1%
小計	2,042	100.0%	12,183,319	100.0%
指定管理	10	—	1,072,756	—
合計	2,052	—	13,256,076	—



プロポーザル方式により選定された相手先と契約する場合の随意契約を除いた随意契約（以下「随意契約」という。）は、指定管理（協定）を除く契約全体に対し、件数で 79.7%、金額で 70.1%を占めている。他方、地方自治法上原則とされる一般競争入札の割合は、件数で 0.2%、金額で 0.4%と著しく少ない。

国において、支出の原因となる契約は、競争入札やプロポーザル等、競争性のある契約方式によるものが 8 割超を占め、競争性のない随意契約は件数にして 15%、金額で 20%に過ぎず、競争性のある契約方式が大半を占めている。また、競争入札における一般競争入札と指名競争入札の割合は 9：1、物品役務等に限っても 8：2 であり、ほとんどが一般競争入札による契約である（財務省平成 26 年度契約に関する統計「契約金額及び件数に関する統計」）。

他方、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「入札契約適正化法」という。）に基づく調査によると、平成 26 年 4 月 1 日現在、公共工事において都道府県や指定都市で一般競争入札を導入していない都市はないが、人口 50 万人未満の市区町村（豊中市は約 40 万人）では、27.3%（470 団体）が制度すら未導入である。この調査では、豊中市のデータと比較可能な全国の自治体の委託契約における一般競争入札と指名競争入札の割合は公表されていない。（財務省 公共調達「平成 26 年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査の結果について」）

これらのデータから、今回の豊中市で行ったアンケートが示す調査結果が特に不適切な状態を示しているとは言えないが、全体的な傾向からみると、今後は市においても、より透明性の高い契約方式の採用割合を高めていくことになるであろう。

このような方向性を考えるとき、一般競争入札や指名競争入札は競争性の確保という点では優れているが、落札者の決定を価格のみによって行うことから、「より良いサービスをより安価に調達する」という自治体の責任を果たす上で、質を考慮することが出来ないという欠陥を抱えている。

この点、公共工事においては一定以上の低価格競争を排除し質を担保する観点から、材料費、人件費、経費等に一定の積算基準がある。しかし、今回監査で取り上げたような委託契約、特に単純作業の外注ではなく、事業者の創意工夫や高度な能力を必要とするような業務においては、サービスを提供する側の固有の能力や技術に依存する要素が大きいため、積算方法も明確でなく、後述するように予定価格を積算していないケースも多い。従ってこのようなケースでは総合評価、あるいはプロポーザルといった手法がより適す

る場合もあると思われる。

このような点を考慮すると、アンケート結果のみに着目して競争入札の割合をいたずらに高めることを目的とし、価格の削減のみを目指すのではなく、市は多くの事業者に参加機会を拡大することによって、サービスの質における選択肢を広げ、同じ予算でもより良いサービスを市民に提供する方向を目指すよう、努力することが望まれる。

次に、価格のみによって委託先を決定する競争入札を行う場合における一般競争入札と指名競争入札の割合を見る。

金額基準による一般競争入札と指名競争入札の割合

区分		委託件数（件）		委託金額（千円）	
			割合		割合
一般競争入札	30,000 千円以上	-	-%	-	-%
	15,000 千円以上 30,000 千円未満	2	0.6%	43,197	1.9%
	5,000 千円以上 15,000 千円未満	1	0.3%	6,588	0.3%
	5,000 千円未満	2	0.6%	1,912	0.1%
	小計	5	1.5%	51,698	2.3%
指名競争入札	30,000 千円以上	16	4.7%	801,385	35.6%
	15,000 千円以上 30,000 千円未満	27	8.0%	557,096	24.7%
	5,000 千円以上 15,000 千円未満	49	14.5%	408,980	18.2%
	5,000 千円未満	241	71.3%	431,166	19.2%
	小計	333	98.5%	2,198,628	97.7%
合計		338	100.0%	2,250,327	100.0%

指名競争入札は、地方自治法第 234 条第 2 項に規定された契約手法の一つであり、一般競争入札に比較して、不信用、不誠実な者が入札することを排除できるなど、確実な履行の確保が可能となる手法と言われている。しかし、一方では、業者を指名する基準に発注者の恣意性が働きやすく、入札参加者が限定されることによる競争性の低下などのデメリットも懸念されている。

豊中市では平成 22 年度から、予定価格が 30,000 千円以上の測量及び建設コンサルタント契約について一般競争入札を原則とし、例外的に指名競争入札を採用できるケースを示した規定を適用している（「豊中市測量及び建設コンサルタント業務委託一般競争入札実施試行要領」）。30,000 千円未満の

契約や委託契約には特別な規定は定められていないが、業者選定の公平性、競争機会の確保において、考え方や趣旨は上記要領と同様であると解される。

しかし、上表のとおり、実際のデータは、競争入札においては指名競争入札が件数で 98.5%、金額で 97.7%とそのほとんどを占めていることを示している。この傾向は、金額基準によっても大きな違いはない。むしろ、30,000 千円以上では、特に原則とされる一般競争入札による契約は皆無となっている。これは、規模の大きな契約では、価格競争よりも質が重視され、入札業者を特定する指名競争入札を選択しているともいえる。しかし、質を重視すべき契約で、敢えて価格競争のみの入札方式を選択している場合、上述の規定の趣旨は勘案すべきである。質を重視する場合は、競争入札が適するののか、それとも前述したその他の競争性のある入札方式が良いのかはよく検討すべきである。

また、指名競争入札における豊中市の指名業者の選定条件について、いくつかの委託契約で調査したところ、そのほとんどが一般競争入札において事前に条件付けをすることができるものであった。

一般競争入札では入札業者の適格要件が公表され、業者は入札するかどうかを自主的に選択できるのに対し、指名競争入札では、市が指名を行うために、場合によっては入札意欲があり、業務遂行能力もある適格業者が入札機会を逃し、ひいては市民が、良質で安価な公共サービスを受ける機会を逃している可能性もある。指名競争入札の問題点は、どのような業者を指名するかについての基準や理由が不明瞭であり、発注者側の裁量が大きい点である。従って、競争性・透明性の確保、機会均等、公平性の観点からは、指名条件が第三者から不透明な指名競争入札よりも、一般競争入札のほうが望ましいとも言える。しかし、豊中市においては、業者を指名して入札を行うほうが、一方的に公示するのみの一般競争入札よりも、良質な業者の競争が確保できるとのことであった。

近年では、競争入札において一般競争入札を主としている自治体もあり、今後は一般競争入札の割合が高まると思われるが、市においては指名競争入札の効用が高いと考えており、監査意見とはしていない。

なお、競争機会の確保という観点からは、業者登録の時期の制限を撤廃することも検討すべきである。豊中市では現在、毎年 12 月に限定して業者登録の期間としているが、まだ少数とはいえ時期を特に限定していない自治体も存在する。こちらも、現状において、入札参加資格停止事務における漏れない対応など、市は時期を限定することによる公平性・公正性・透明性の確保にメリットが大きいと考えており、時期尚早として監査意見とはしてい

ない。

② 部局別の契約等形態分析

部局別の委託契約等全般に占める契約等形態別の割合は、下表のとおりである。

部局別の契約等形態別内訳（委託件数）（件）

部局	一般競争入札	指名競争入札	総合評価一般競争入札	プロポーザル	随意契約	指定管理	総計	随契約割合
危機管理室	-	1	-	-	13	-	14	92.9%
情報政策室	1	1	-	8	74	-	84	88.1%
総務部	-	2	-	1	35	-	38	92.1%
資産活用部	-	42	2	1	145	-	190	76.3%
人権文化部	1	13	-	-	66	2	82	80.5%
政策企画部	-	7	-	7	18	-	32	56.3%
環境部	-	68	-	2	87	1	158	55.1%
財務部	-	5	-	1	23	-	29	79.3%
市民協働部	-	5	1	33	114	-	153	74.5%
健康福祉部	-	26	1	10	311	-	348	89.4%
こども未来部	1	8	-	2	76	1	88	86.4%
都市計画推進部	-	13	-	3	18	2	36	50.0%
都市基盤部	1	72	-	-	63	-	136	46.3%
会計室	-	1	-	-	5	-	6	83.3%
消防本部	-	3	-	1	73	-	77	94.8%
教育委員会	1	61	-	3	459	4	528	86.9%
選挙管理委員会事務局	-	3	-	-	38	-	41	92.7%
監査委員事務局	-	-	-	-	1	-	1	100.0%
農業委員会事務局	-	1	-	-	-	-	1	0.0%
議会事務局	-	1	-	-	9	-	10	90.0%
	5	333	4	72	1,628	10	2,052	79.3%

部局別の契約等形態別内訳（委託金額）（百万円）

部局	一般競争入札	指名競争入札	総合評価一般競争入札	プロポーザル	随意契約	指定管理	総計	随契約割合
危機管理室	-	5	-	-	16	-	21	76.2%
情報政策室	1	2	-	239	290	-	533	54.4%
総務部	-	6	-	13	77	-	96	80.2%
資産活用部	-	116	67	3	393	-	580	67.8%
人権文化部	24	47	-	-	66	148	285	23.2%
政策企画部	-	24	-	36	43	-	104	41.3%
環境部	-	1,043	-	2	182	15	1,244	14.6%
財務部	-	21	-	6	99	-	127	78.0%
市民協働部	-	14	33	368	381	-	798	47.7%
健康福祉部	-	165	19	49	2,980	-	3,215	92.7%
こども未来部	-	21	-	38	3,335	7	3,404	98.0%
都市計画推進部	-	32	-	12	38	208	292	13.0%
都市基盤部	19	266	-	-	114	-	399	28.6%
会計室	-	1	-	-	20	-	21	95.2%
消防本部	-	6	-	477	40	-	524	7.6%
教育委員会	6	405	-	29	394	693	1,528	25.8%
選挙管理委員会事務局	-	12	-	-	46	-	58	79.3%
監査委員事務局	-	-	-	-	-	-	-	-
農業委員会事務局	-	2	-	-	-	-	2	0.0%
議会事務局	-	2	-	-	12	-	14	85.7%
	51	2,198	120	1,278	8,534	1,072	13,256	64.4%

部局別に見ても、随意契約の割合が非常に高い。

件数では、政策企画部、環境部、都市計画推進部、都市基盤部では随意契約の割合が5割程度以下と比較的低いが、農業委員会事務局を除く他の部局では、随意契約の割合が圧倒的に高い割合を占めている。

金額では、人権文化部、環境部、都市計画推進部、都市基盤部、消防本部、教育委員会事務局では随意契約の割合が3割未満と比較的低いが、他の多くの部局では随意契約が高い割合を占めている。

(2) 随意契約

① 随意契約理由

随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項に定める第1号から第9号の場合に限定し、適用される。

「随意契約」の種類（地方自治法施行令第167条の2第1項1～9号）

第1号：予定価格が豊中市財務規則第104条に定める額を超えないとき。

第2号：性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

第3号：身体障害者授産施設等から物品を調達、シルバー人材センター等から役務の提供を受けるとき。

第4号：市長の認定した者から新商品として生産された物品を買い入れるとき。

第5号：緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

第6号：競争入札に付することが不利と認められるとき。

第7号：時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

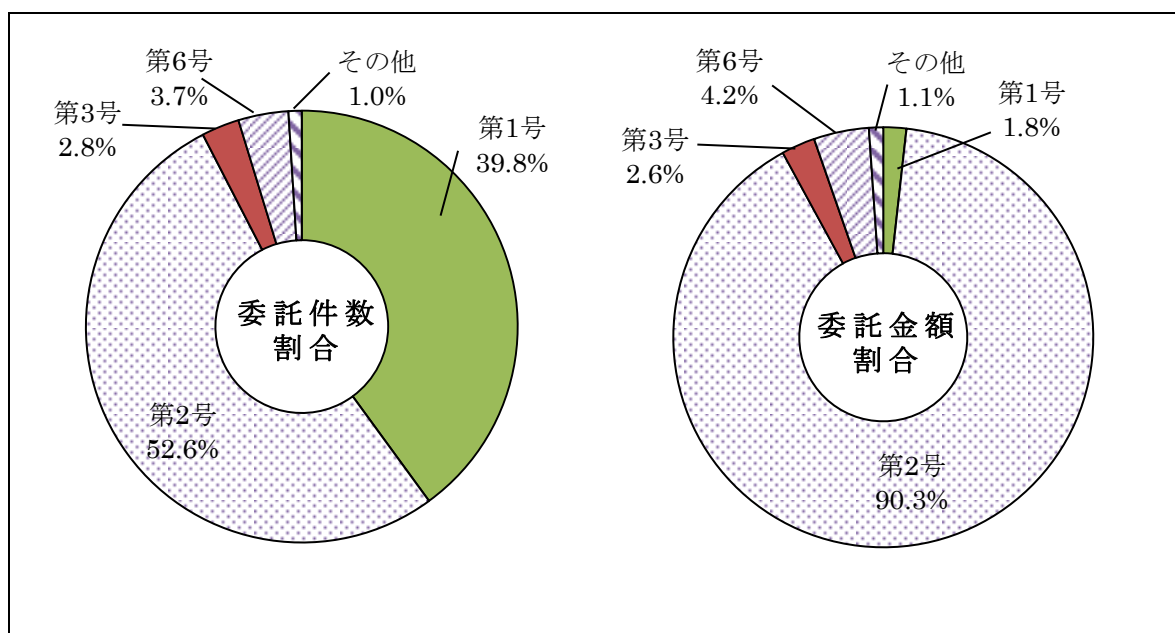
第8号：競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

第9号：落札者が契約を締結しないとき。

アンケートに基づき、根拠条項（号）ごとに集計した結果は、下表のとおりである。

随意契約の根拠条項ごとの内訳

区分	委託件数 (件)		委託金額 (千円)	
		割合		割合
第1号	649	39.8%	150,042	1.8%
第2号	856	52.6%	7,711,245	90.3%
第3号	46	2.8%	219,729	2.6%
第4号	—	—	—	—
第5号	8	0.5%	27,316	0.3%
第6号	61	3.7%	360,359	4.2%
第7号	1	0.1%	8,910	0.1%
第8号	6	0.4%	47,743	0.6%
第9号	1	0.1%	8,928	0.1%
合計	1,628	100.0%	8,534,275	100.0%



第1号は、豊中市においては、業務委託、役務の提供、物品の修繕等の金額が1件50万円以下の場合であり、件数では4割がこれに該当したが、金額では1.8%であり、特に異常性は見られない。

第2号は、「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」と規定され、件数で5割、金額では9割と圧倒的に多い。地方自治法上の原則は一般競争入札であり、2号の適用に当たっては、地方自治法施行令で具体的な判断基準が示されておらず、安易に競争性のない随意契約を行う可能性がある。

第3号は、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合等が該当し、市では放置自転車等防止事業や公園維持管理事業、ひまわり運営管理事業において適用している事例が見られた。金額、件数ともに全体の3%弱である。

第6号は、競争入札に付することが不利と認められる場合が該当し、具体的な理由を説明できなければならない。市では学校給食センター運営管理事業（小学校給食搬送業務）や住民情報システムの運用事業において6号を適用している事例が見られた。

② 見積書の入手状況

豊中市では、見積書の徴取について下記のとおり規定されている。

豊中市財務規則

(随意契約)

第104条（省略）

2 主管部課長は、施行令第167条の2の規定により随意契約を行おうとするときは、なるべく2人以上の者を選んでこれらの者から見積書を徴しなければならない。

豊中市随意契約ガイドライン

5. 見積徴取について

随意契約をする場合には、豊中市財務規則第104条第2項の規定により、「なるべく2人以上の者を選んでこれらの者から見積書を徴しなければならない」と規定されている。

次のいずれかに該当する場合は、見積り徴取者数を1者以下とすることができるが、その場合は、価格の妥当性を証する資料（積算資料、類似契約資料等）を作成すること。

- (1) 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定される時。
- (2) 他の業者が見積書の提出を拒否したとき。
- (3) 災害時等特別の事情があるとき。

《競争見積りによる随意契約》（複数の者から見積書を徴する）

第1号（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

（詳細省略）

《特命随意契約》（単数の者から見積書を徴する）

（２）以下に例示する項目は、可能性のある事案を記載したものであり、該当しているからといって、直ちに適用すべきものとする趣旨ではありません。また、例示したものに限定される主旨のものではないことを考慮のうえ判断すること。

第２号（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

～第 9 号（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号）

（詳細省略）

随意契約のうち、見積書の入手状況は下表のとおりである。

随意契約の見積書入手状況

区分	委託件数（件）		委託金額（千円）	
		割合		割合
複数入手	321	19.7%	158,188	1.9%
1者入手	1,211	74.4%	3,503,049	41.0%
入手なし	96	5.9%	4,873,037	57.1%
合計	1,628	100.0%	8,534,275	100.0%

上記規定では、随意契約における価格の適正性を検証するため、原則的には複数の者から見積書を徴取することとしているが、実際には1者のみから入手、若しくは見積書を入手していない随意契約が圧倒的に多い。複数者から見積書を入手している随意契約は、件数で2割弱、金額では全体のわずか1.9%であった。

これを随意契約理由別にみると、下表のとおりである。

随意契約理由別の見積書入手状況（委託件数）（件）

区分	1号	2号	3号	5号	6号	7号	8号	9号	合計
複数入手	285	27	1	-	6	-	2	-	321
1者入手	361	739	44	8	55	1	2	1	1,211
入手なし	3	90	1	-	-	-	2	-	96
合計	649	856	46	8	61	1	6	1	1,628

随意契約理由別の見積書入手状況（委託金額）（千円）

区分	1号	2号	3号	5号	6号	7号	8号	9号	合計
複数入手	60,925	71,575	964	-	1,718	-	23,004	-	158,188
1者入手	88,273	2,787,090	216,157	27,316	358,640	8,910	7,732	8,928	3,503,049
入手なし	843	4,852,579	2,606	-	-	-	17,007	-	4,873,037
合計	150,042	7,711,245	219,729	27,316	360,359	8,910	47,743	8,928	8,534,275

ガイドラインでは、次のいずれかに該当する場合は、見積書の徴取を1者以下とすることができるとしている。その場合は、価格の妥当性を証する資

料（積算資料、類似契約資料等）を作成することを条件としており、第2号や第5号がこれに該当するものと考えられる。第6号については、競争入札に付することが不利と認められる証拠が必要とされている。第7号（「時価に比して著しく有利な価格」）もこれに準ずると解される。第8号、第9号は下記には当たらないが、例外的なケースであり、第3号はそもそも価格の優位性を問題としていない。

- （1）契約の性質又は目的により契約の相手方が特定される時。
- （2）他の業者が見積書の提出を拒否した時。
- （3）災害時等特別の事情がある時。

このアンケート結果から、以下のような推論が導き出せる。

第1号随意契約の見積書入手状況

区分	委託件数（件）		委託金額（千円）	
		割合		割合
複数入手	285	43.9%	60,925	40.6%
1者入手	361	55.6%	88,273	58.8%
入手なし	3	0.5%	843	0.6%
合計	649	100.0%	150,042	100.0%

【意見1】第1号随意契約に要する見積り合わせのチェック

第1号随意契約では、原則、複数の者からの見積りを要するにもかかわらず、5割超で見積り合わせが実施されていない。

昨年度の市の定期監査では、見積書の不徴取、予定価格の未設定についての監査結果が3部署に対し提出されているが、上表からみると、まだ多くの部署において不備がある可能性がある。ただし、性質的には他の号に適するが、少額につき、第1号を優先適用しているケースもあるため、見積り合わせが実施されていない契約のすべてが手続不備であるとは言えない。

毎年度、同種の契約は同じ事務手続を行う傾向があると考えられるため、各課はこの点について、問題がないか再検討されたい。

第2号随意契約の見積書入手状況

区分	委託件数 (件)		委託金額 (千円)	
		割合		割合
複数入手	27	3.2%	71,575	0.9%
1者入手	739	86.3%	2,787,090	36.2%
入手なし	90	10.5%	4,852,579	62.9%
合計	856	100.0%	7,711,245	100.0%

【意見2】第2号随意契約方式採用の適切性

市では、契約の性質又は目的により契約の相手方が特定される場合（すなわち、その業務を行える業者が他に存在しない場合）に限定して、第2号を適用することとしている。このルールを踏まえると、第2号随意契約のうち27件において、複数業者からの見積りを徴取できていることは不自然であり、随意契約を適用することが不適切であった可能性がうかがえ、各課はこの点について、再点検することが望ましい。この意見から、複数の業者からの見積書を徴取することをやめるといった安易な対応は論外であり、第2号を適用すべきか否かという本来の検討に注力されたい。

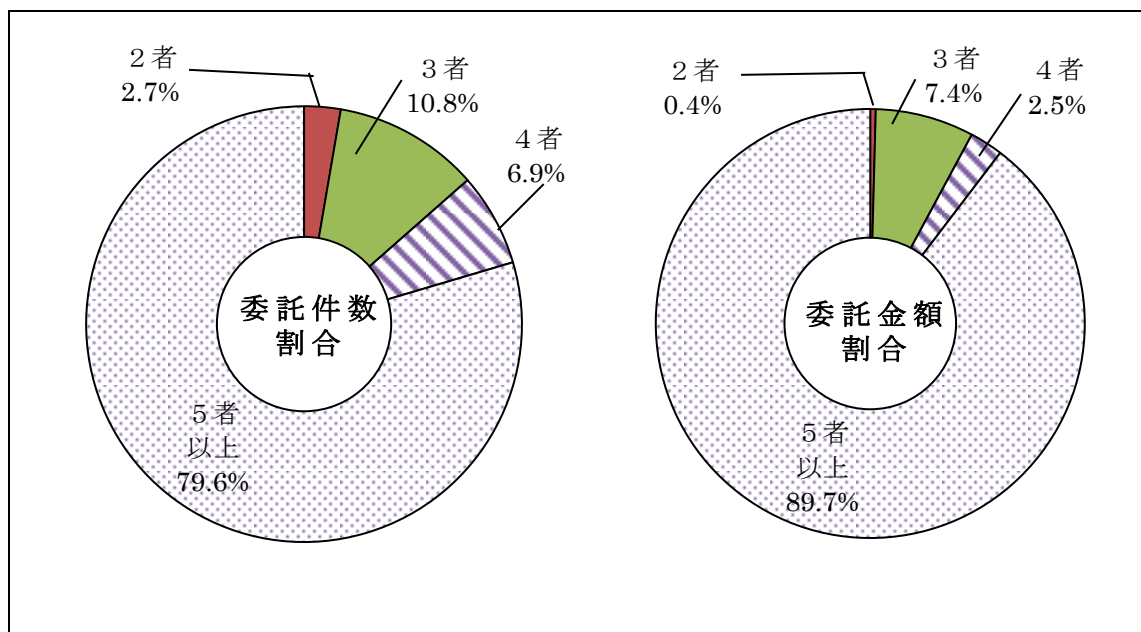
(3) 指名競争入札

① 指名業者数

指名競争入札における指名業者数の分布は、下表のとおりである。

指名競争入札における指名業者数の内訳

指名業者数	委託件数 (件)		委託金額 (千円)	
		割合		割合
2者	9	2.7%	9,216	0.4%
3者	36	10.8%	163,475	7.4%
4者	23	6.9%	55,123	2.5%
5～6者	123	37.0%	331,357	15.1%
7～9者	69	20.7%	268,601	12.2%
10者以上	73	21.9%	1,370,854	62.4%
合計	333	100.0%	2,198,628	100.0%



「豊中市測量及び建設コンサルタント業務委託指名競争入札参加者指名基準」では、指名競争入札の場合は、原則5者以上の業者を指名することが必要とされている。アンケートの結果、指名者数が5者以上の指名競争入札は、件数・金額ともに全体の概ね8割以上を占めていた。また、指名者数が5者未満となった主な理由は、業務内容の特殊性により指名条件を満たす業者数が少ないことが考えられる。

② 応札率

指名競争入札における応札率（入札業者数／指名業者数）は、下表のとおりである。

指名業者数別の応札率

指名業者数	応札率 (平均)	委託件数 (件)	
		うち 応札率 100%	割合
5者未満	88.0%	68	46 / 67.6%
5～6者	84.9%	123	72 / 58.5%
7～9者	72.4%	69	20 / 29.0%
10者以上	91.4%	73	37 / 50.7%
合計	84.4%	333	175 / 52.6%

指名競争入札全体の応札率の平均は 84.4%であり、指名業者数の多寡によって際立った違いはなかった。また、応札率 100%の割合は、指名業者が 7～9 者である場合において、29.0%と他と比べて低いが、その原因は、主に都市基盤部において、業務の特殊性から専門的な技術や特定の機材が必要であること等によるもので、その他は 50～60%台と、特に際立った特徴は見受けられなかった。

(4) 予定価格の積算について

予定価格とは、契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準として地方公共団体の長が予め作成する見積価格をいう。

予定価格の設定については法令に定めがないが、「豊中市財務規則」や「豊中市随意契約ガイドライン」において、下記のとおり一般競争入札や指名競争入札、随意契約を行う際には予定価格の設定が必要である旨が規定されている。

豊中市財務規則

(予定価格の設定)

第 97 条 主管部課長は、一般競争入札の開札を行うときは、予定価格(最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格及び最低制限価格。次項において同じ。)を記載した書面を封書にし、開札場所に置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、工事請負契約並びに市長が定める委託契約及び売買契約に係る一般競争入札については、予定価格を当該一般競争入札を行う前に公表するものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第 103 条 第 90 条の 2 から第 90 条の 4 まで及び第 92 条から第 100 条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

豊中市随意契約ガイドライン

3. 随意契約とは

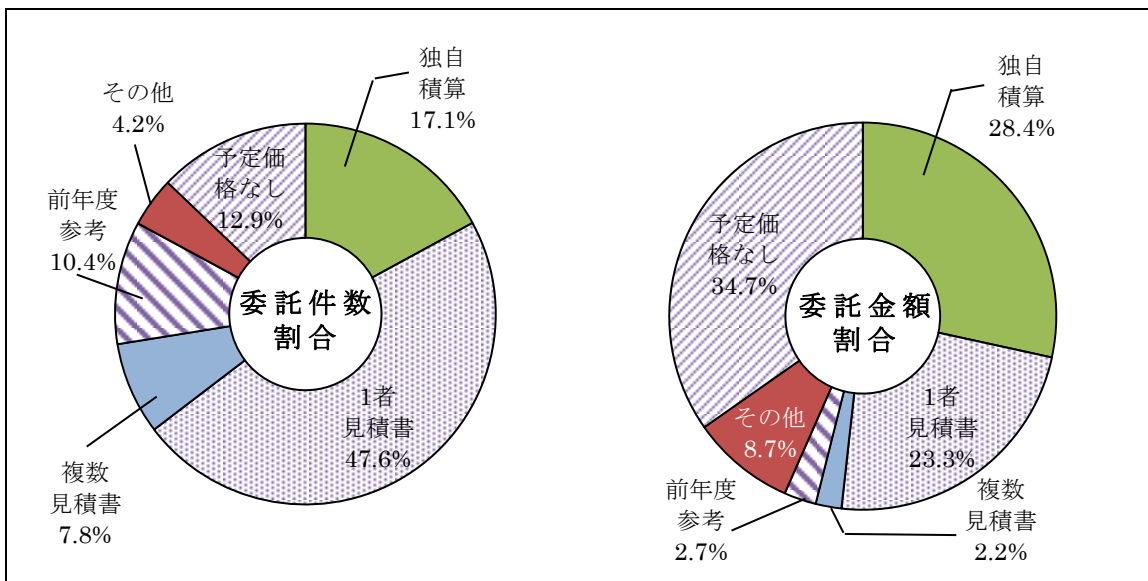
～ (省略)

このため、随意契約を行う際には、当該業務に対する予算の確保はもちろんのこと、予定価格を設定するとともに、契約を締結しようとする業者との随意契約理由についても整理しておかなければならない。

豊中市における予定価格の積算方法別の委託件数、予定価格及び契約金額は、下表のとおりである。

予定価格の積算方法別の内訳

積算方法	委託件数 (件)		予定価格 (千円)	委託金額 (千円)	
		割合			割合
独自積算	350	17.1%	6,372,775	3,768,023	28.4%
1者見積書	976	47.6%	4,114,143	3,093,354	23.3%
複数見積書	161	7.8%	685,194	286,793	2.2%
前年度参考	214	10.4%	464,328	355,591	2.7%
その他	87	4.2%	187,507	1,148,932	8.7%
予定価格なし	264	12.9%	—	4,603,381	34.7%
合計	2,052	100.0%	11,823,949	13,256,076	100.0%



予定価格については、市が独自に積算する、複数見積りを徴取するなど価格の妥当性を検証しているものは、件数で24.9%、金額で30.6%、委託先からのみの見積書や、前年度実績を参考としているものは件数で58.0%、金額で26.0%を占め、予定価格がないものもかなりの割合を示している。

前述したように、昨年度の定期監査において、予定価格を設定していないことについての監査結果が出ているが、指摘された以外にも予定価格を設定していない契約がかなりの割合を示していることが読み取れる。

(5) 外郭団体への委託

外郭団体とは、国又は地方公共団体の組織の外にありながら、そこから出資・補助金を受けるなどして行政の補完的な事業や活動を行う団体のことである。豊中市では、下記のように定義している。

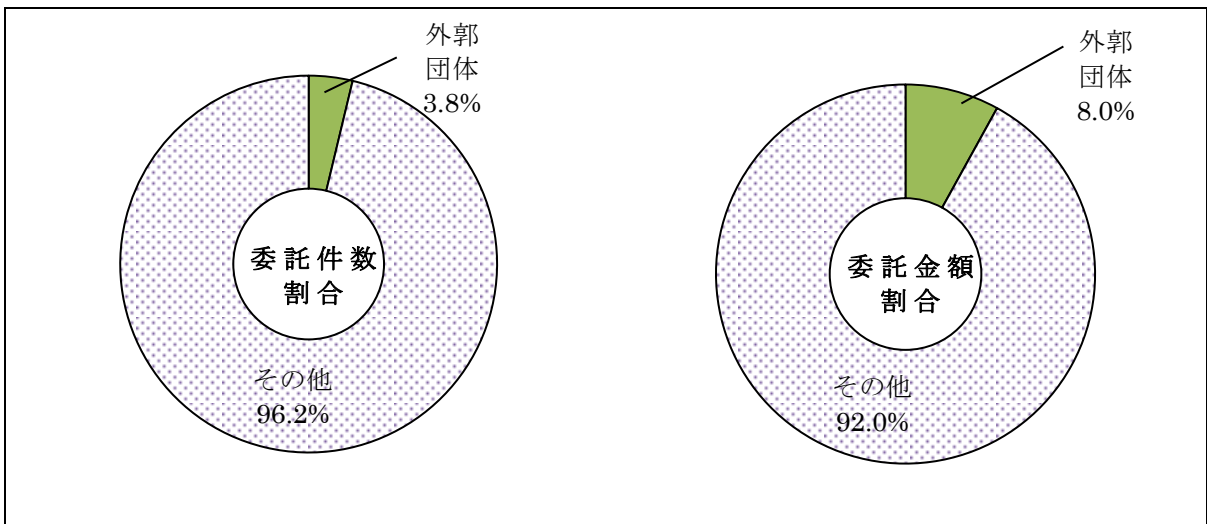
豊中市ホームページ

- (1) 資本金、基本財産その他これらに準ずるものに係る本市の出資比率又は出せん比率（以下「出資比率等」という。）が4分の1以上であり、かつ、出資者又は出せん者のうち、本市の出資比率等が最も大きい団体
- (2) 市の区域をもって設置する旨の法的根拠があり、かつ恒常的に人的・財政的に支援を行っている団体

委託先の外郭団体の割合

区分	委託件数（件）		委託金額（千円）	
		割合		割合
外郭団体	77	3.8%	1,064,512	8.0%
その他	1,975	96.2%	12,191,564	92.0%
合計	2,052	100.0%	13,256,076	100.0%

注：上記の外郭団体には、外郭団体と外郭団体以外の団体との共同事業体への委託契約も含めている（以下同様）。



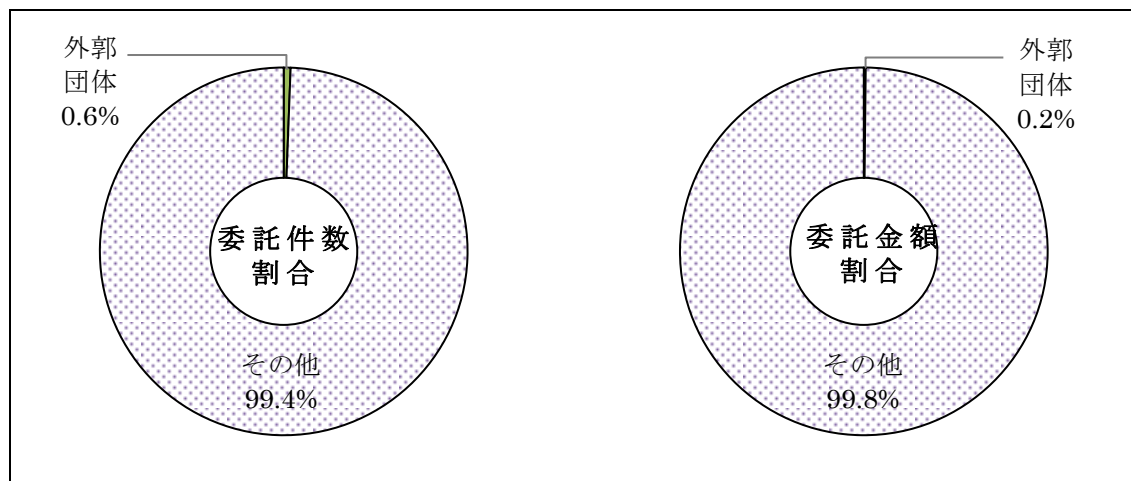
契約等形態ごとの委託先の外郭団体の割合

契約等形態	委託先	委託件数（件）		委託金額（千円）	
			割合		割合
一般競争入札	その他	5	100.0%	51,698	100.0%
総合評価一般競争入札	その他	4	100.0%	120,555	100.0%
指名競争入札	外郭団体	2	0.6%	3,660	0.2%
	その他	331	99.4%	2,194,967	99.8%
プロポーザル	その他	72	100.0%	1,278,162	100.0%
随意契約	外郭団体	70	4.3%	319,807	3.7%
	その他	1,558	95.7%	8,214,467	96.3%
指定管理	外郭団体	5	50.0%	741,044	69.1%
	その他	5	50.0%	331,712	30.9%
合計		2,052	—	13,256,076	—

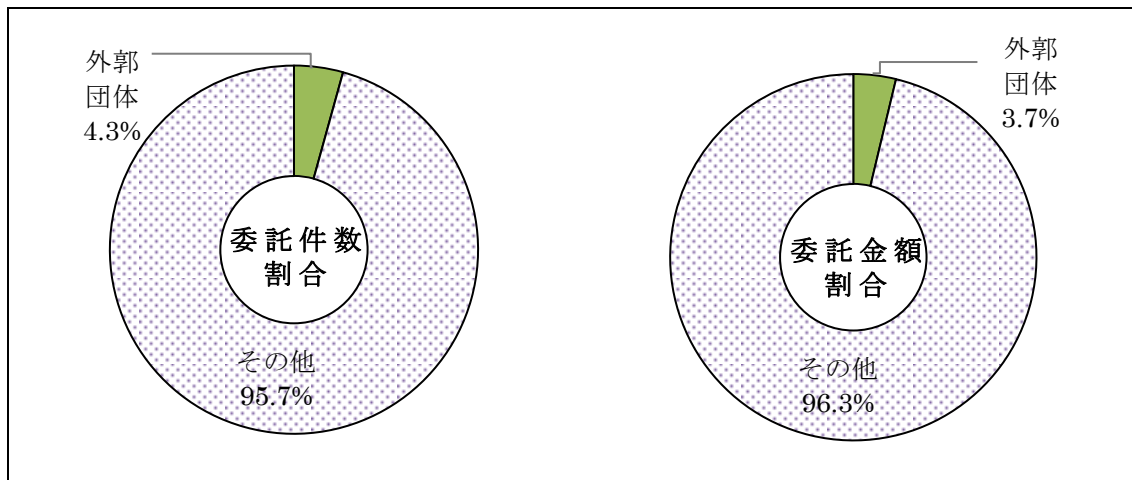
※ 表中「割合」は契約等形態ごとの委託先の割合である。

上表のうち、指名競争入札、随意契約及び指定管理における割合は下記のとおりである。

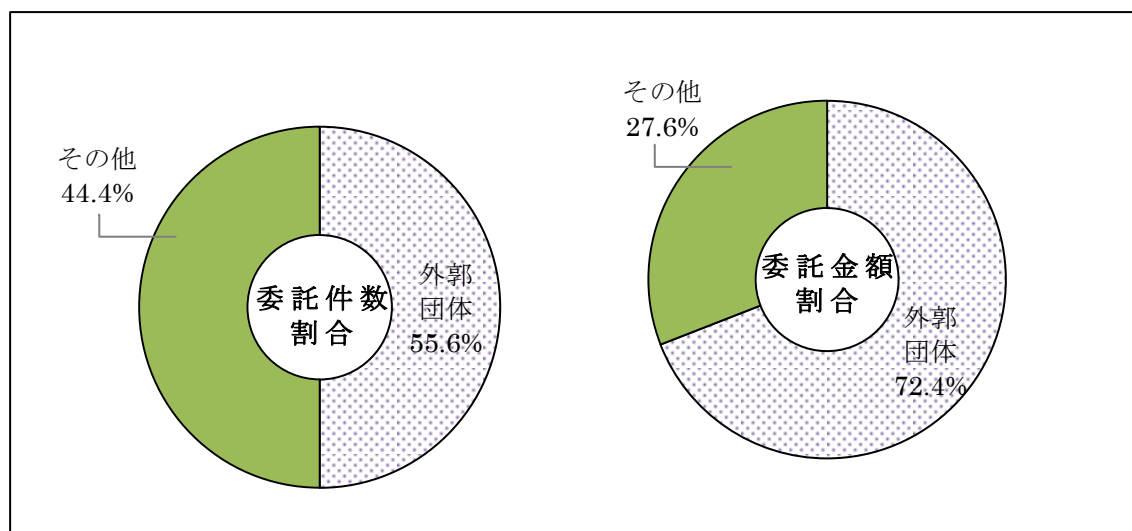
①指名競争入札



②随意契約



③指定管理



一般競争入札、指名競争入札及び随意契約では概ね本市とは関連のない委託先に業務委託されている。指定管理では、5割超が外郭団体に指定されているが、選定方法は原則公募によっており、附属機関において候補者選定を行っている。

外郭団体別の委託金額は、下表のとおりである。

外郭団体別の委託金額

委託先	委託金額（千円）
(公財) 豊中市スポーツ振興事業団 ・ (公財) フィットネス 21 事業団共同事業体 (注)	351,475
(公財) 豊中市スポーツ振興事業団	230,440
(公社) 豊中市シルバー人材センター	157,310
(一財) とよなか男女共同参画推進財団	114,320
(社福) 豊中市社会福祉協議会	85,351
(一財) 豊中市医療保健センター	58,056
(公財) とよなか国際交流協会	53,258
(一財) 豊中市住宅協会	14,301
合計	1,064,512

注：(公財) フィットネス 21 事業団は外郭団体ではないが、外郭団体 (公財) 豊中市スポーツ振興事業団との共同事業体であるため、上記に含めている。

(6) 再委託の状況

平成 26 年度の委託契約等 2,052 件のうち、再委託されているものは 26 件 (1.3%) あった。契約等形態別の再委託の割合は、下表のとおりである。

契約等形態別の再委託の割合

契約等形態	委託件数 (件) (A)	再委託件数 (件) (B)	再委託割合 (B) / (A)
一般競争入札	5	—	—%
指名競争入札	333	5	1.5%
総合評価一般競争入札	4	—	—%
プロポーザル	72	—	—%
随意契約	1,628	19	1.2%
指定管理	10	2	20.0%
合計	2,052	26	1.3%

再委託金額の認識率（再委託件数／委託件数）

区分	再委託件数（件）	
		割合
再委託金額を認識	9	34.6%
再委託金額が不明	17	65.4%
合計	26	100.0%

委託先が再委託を行うに当たっては、豊中市の承認が必要である。特に、随意契約において再委託が行われ、その業務の大部分を再委託している場合には、そもそも随意契約であることの必要性に疑義が出るため、その契約の合理性を担保しておく必要がある。アンケートの結果では、再委託金額が「不明」と回答された案件が、再委託件数の6割以上を占めた。再委託金額を正確に把握していなくても、委託業務の大部分を再委託することになっていないかなど、再委託の内容を適切に把握したうえで承認している場合もあろうが、現在豊中市の実務においては、再委託について適切な承認が行われているか、客観的に判断できないケースが多かった。

5. 分析から得られた傾向

アンケートの分析から得られた傾向は、下記のとおりである。

- 市の委託契約の大部分を随意契約が占めており、一般競争入札は著しく少ない。
- 随意契約理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の理由（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）が金額で見ると9割を占める。
- 随意契約において、第1号（予定価格が豊中市財務規則第104条に定める額を超えないとき。）の5割超で見積り合わせが実施されておらず（※）、第2号は、その性質又は目的により契約の相手方が特定される場合に限定しているにもかかわらず、複数の業者による見積り合わせが実施されているものがあるなど、随意契約を適用するうえで、問題が潜在している可能性がある。

※ 原則的には、第1号の随意契約では金額の妥当性を確かめるため見積り合わせを行うこととしているが、性質的には他の号が適するものであっても、金額が少額の場合には第1号を優先して適用することから、見積り合わせが不要な案件も含まれる。

- 予定価格を設定していない、または予定価格の積算を委託先1者のみの見積りや前年度実績のみを参考にしているものが件数で7割、金額では6割以上ある。

- ・再委託について、適切な承認が行われているか、客観的に不明なケースが多い。

IV. 全庁的な監査の結果及び意見

1. 概要

地方公共団体が厳しい財政状況の中において、安定的に公共サービスを提供していくためには地方公共団体の有する経営資源のみでは対応が困難な状況にあり、民間に委託可能なものは民間に委託し、職員は真に行政として対応しなければならない政策・課題に重点的に取り組まなければならない状況にある。こうした民間活力を活かした効果的、効率的な公共サービスの提供が不可避な状況である。

国においても「地方公共団体における行財政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日総務省）において「公共サービス改革」として民間委託等の見直しを実施するよう求めている。また直近では平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」等を受け、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」（平成 27 年 8 月 28 日総務省）が示され、地方行政サービス改革の推進に関する主要事項として民間委託等の推進等が掲げられ、今後においても民間委託等の積極的な活用による業務改革の推進が望まれている。

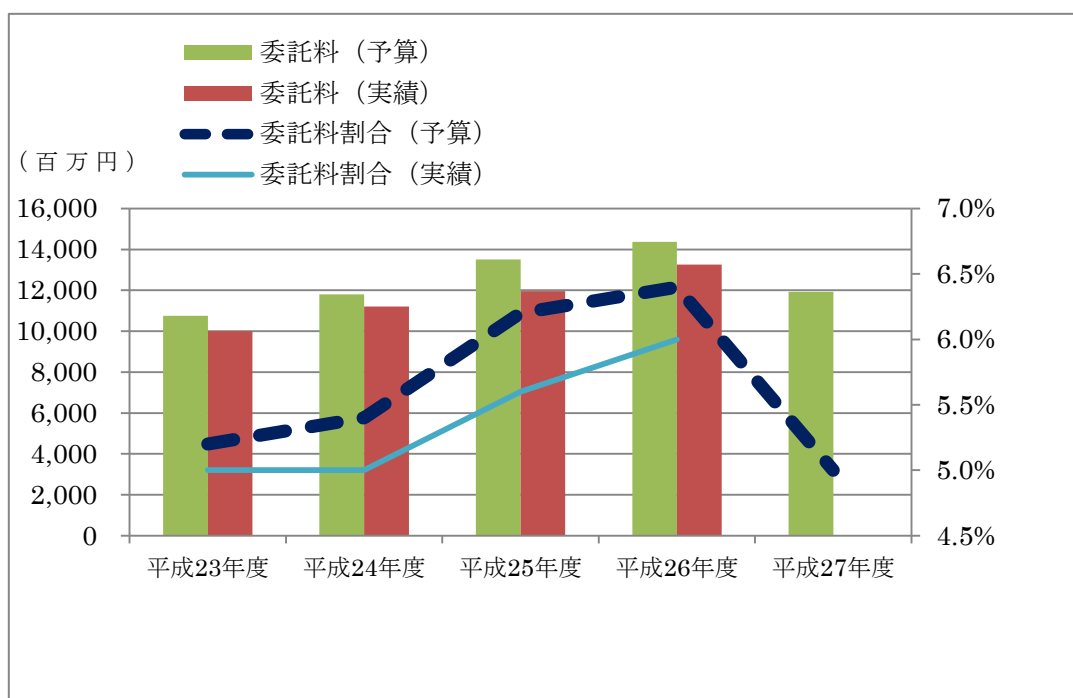
2. 節：委託料の推移

豊中市における委託料の推移は下表のとおりである。委託料は予算・実績ともに増加傾向にあり、市の歳出に占める割合も年々増加している。

委託料等の推移

(千円)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
歳出（予算）	206,506,348	219,899,384	219,395,778	225,940,062	240,265,506
歳出（実績）	200,258,316	223,796,276	214,659,531	219,870,416	—
委託料（予算）	10,755,356	11,796,118	13,503,953	14,372,799	11,935,614
委託料（実績）	9,995,714	11,202,452	11,958,701	13,256,077	—
委託料割合 （予算）	5.2%	5.4%	6.2%	6.4%	5.0%
委託料割合 （実績）	5.0%	5.0%	5.6%	6.0%	—



注) 平成 27 年度の委託料 (予算) が平成 26 年度の委託料 (予算) に比して減少しているのは、民間保育所費の保育所入所委託料が制度改正により平成 27 年度から扶助費に計上されることになったためであり、実質は 4 億 5,268 万円増加している。
 (平成 26 年度保育所入所委託料 (予算) : 28 億 8,986 万円、平成 27 年度保育所入所委託料 (予算) (扶助費計上) : 31 億 4,349 万円)

豊中市においては、「平成 27 年度行財政運営方針」で「公民役割分担の最適化」を掲げ、「公共サービスについて、民間活力の導入、市民・地域との連携・協働、事業の民営化など、事業実施手法の見直しを行い、公民の役割分担の最適化を積極的に進めていくものとする。」とされている。

依然として厳しい地方財政の状況、ヒト・モノ・カネといった経営資源は制約がますます強まってきている一方で、少子高齢化等を背景とした公共サービス需要は確実に増加していくと見込まれている。このような状況下で、経営資源を最大限に活用し、高レベルの公共サービスを維持し、効果的、効率的に提供していくためには、外部資源の積極的な有効活用は今後も重要な課題である。

3. 全庁的な監査の視点

豊中市の委託契約に関する事務は、原則、各事業を所管する部署が行っているが、一部の契約種別については総務部契約検査課が契約事務を行っている(「豊中市事務分掌規則第 5 条 契約検査課」)。このように委託契約では、一部は集権的、一部は分権的に各部署が契約事務に携わっているなかで、統制が十

分には機能していない可能性もあるため、ここに焦点をあて、監査を実施することで新たな視点を提供できるものと考えた。

委託の対象となる様々なサービスについては、民間事業者に委託することで、より幅広い経験やノウハウ、創意工夫を取り入れることができる可能性、より低コストを実現できる可能性など、様々なメリットを生む可能性があることや、「民にできることは民で」「公共サービスへの民間活力の導入」の視点から、民間への委託契約は件数、金額ともに増加する傾向にある。このことは、国及び豊中市の方針とも一致している。一方で、委託することによりかえって管理コストがかさむなど全体として非効率になってはいないか、過剰な管理を行うことで、民間のノウハウや創意工夫を活かし切れていないケースはないか、反対に管理が不十分で委託者と受託者の間で馴れ合いが生まれ、それが実害につながるケースはないか、委託業務の手法は見直され、最適化する仕組みがあるか、など様々な視点から、課題が発見される場合もある。

これらの視点で監査を行うため、対象とする部署は広範囲に設定することとし、平成 26 年度の歳出における委託料から一定の基準で委託契約を抽出した。抽出した契約については、事業の視点で検討を加えるため、所管部署への質問、契約書等関係書類の閲覧等により検討を加え、あわせて合规性のチェックを行い、個別の契約に対する監査結果を形成した。

更に、個々の委託契約から発見された個別具体的な問題点のうち、全庁的な視点での検討が必要な課題については、契約に関する統括部門であり、総合調整機能を担う契約検査課に対し、ヒアリングを行った。

一方で、豊中市における全庁的な傾向を捉えるため、委託契約に関するアンケートを実施している。

これらの手続の結果、把握された現状及び課題について、全庁的な課題、個別具体的な課題に分けて整理する（所管部署別の個別意見については、**V. 対象部署別監査の結果及び意見**の項を参照。）。

全庁的な課題

【意見 3】 契約管理システムの更なる有効活用

豊中市は、平成 24 年度に事業計画、予算、執行・実施、評価、決算を一連のフローとしてマネジメントを行うための統合型データベースを導入している。この時同時に、契約を管理するシステムとして、契約管理システムが導入された。

導入の一つの目的は財務系システムの維持管理費用の削減にあったが、それ

まで各部署が文書管理システムの起案により行っていた契約について、全庁的に事務を統制できるシステムとはなっていなかったため、事務の標準化を図るという目的もあった。また、このシステムの導入により、登録されたデータを利用して、事務の効率化を行うことも想定されていたと考えられる。

しかし導入から3年を経過した平成26年度においても、全ての契約が契約管理システムに登録されているわけではなく、登録されたデータも分析や事後チェック等に有効利用できているとは言えない。

今回の監査で、契約管理システムから抽出したデータ（※1）と歳出簿（※2）を照合したところ、ほぼ全ての課において両者のデータが一致せず、全庁でみると、132億円の委託料のうち2割近い23億円の契約が契約管理システムでは把握できなかった。

※1 平成24年度～26年度の各年度毎に「委託役務」の契約案件を抽出し、キー設定の重複分と平成24、25年度の単年度執行済額を除いて作成したデータに各所管課が所管している契約を追加して作成したデータ

※2 予算執行システムから抽出した会計データ

各所管部署差異一覧（平成26年度）

（単位：千円）

部署		①予算執行システム	②契約管理システム	差額 (②-①)
危機管理室	危機管理室	17,411	20,585	3,174
情報政策室	情報政策室	482,183	1,694,075	1,211,892
総務部	行政総務室	15,541	19,220	3,678
	法務・コンプライアンス室	9,136	3,024	△ 6,112
	情報公開課	7,502	10,123	2,621
	人材育成センター人事課	11,952	29,423	17,471
	人材育成センター職員課	26,087	31,297	5,210
	契約検査室	4,100	3,702	△ 399
資産活用部	施設活用推進室	123,765	358,353	234,588
	土地活用課	39,356	135,799	96,443
	施設整備課	148,441	653,287	504,846
人権文化部	人権政策室	187,063	84,912	△ 102,151
	文化芸術室	124,065	203,672	79,607
政策	企画調整室	4,215	4,190	△ 24

企画部	秘書課	59	160	100
	広報広聴課	77,739	164,311	86,572
	都市活力創造室	20,690	19,928	△ 762
	とよなか都市創造研究所	1,809	1,809	—
環境部	環境政策室	49,904	33,574	△ 16,330
	公園みどり推進課	326,299	438,714	112,414
	環境センター減量推進課	100,725	688,463	587,738
	環境センター美化推進課	1,554	1,554	—
	環境センター中部事業所	3,688	3,346	△ 342
	環境センター北部事業所	2,134	812	△ 1,322
	環境センター環境業務課	638,289	552,585	△ 85,704
財務部	財政室	7,521	5,732	△ 1,789
	税務センター税務企画課	8,212	15,376	7,164
	税務センター市民税課	25,617	30,675	5,057
	税務センター固定資産税課	39,099	59,661	20,563
	税務センター納税管理課	3,843	14,722	10,879
	債権管理室	44,755	41,437	△ 3,318
市民 協働部	コミュニティ政策室	10,849	7,582	△ 3,267
	くらしセンター消費生活課	17,746	35,285	17,539
	消費生活課（臨時福祉給付金関係）	85,606	109,885	24,280
	くらしセンター雇用労働課	437,865	515,249	77,384
	くらしセンター地域経済課	27,912	25,644	△ 2,268
	市民窓口センター市民相談課	73,157	285,348	212,191
	市民窓口センター市民課	32,183	34,719	2,537
	市民窓口センター庄内出張所	10,186	23,133	12,947
	市民窓口センター新千里出張所	486	—	△ 486
	南部地域連携センター	4,946	9,893	4,946
	千里地域連携センター	43,994	111,217	67,223
健康 福祉部	地域福祉室	86,033	103,759	17,726
	福祉指導監査室	6	—	△ 6
	福祉事務所	39,354	28,126	△ 11,228
	いきいきセンター障害福祉課	297,371	468,438	171,067
	いきいきセンター高齢施策課	54,996	18,856	△ 36,140

	いきいきセンター高齢者支援課	546,170	261,344	△ 284,827
	保健所保健企画課	20,902	42,807	21,904
	保健所衛生管理課	22,924	2,042	△ 20,881
	保健所保健予防課	479,588	86,447	△ 393,141
	保健所地域保健課	1,585,264	183,873	△ 1,401,391
	保険窓口センター保険給付課	156,721	6,234	△ 150,487
	保険窓口センター保険資格課	372	33,916	33,544
	保険窓口センター保険収納課	17,427	17,940	512
こども 未来部	こども政策室	98,337	42,539	△ 55,798
	保育幼稚園室	3,384,772	140,223	△ 3,244,548
都市計画 推進部	まちづくり総務室	237,124	5,782	△ 231,343
	都市計画室	5,481	5,918	437
	市街地整備課	41,780	62,628	20,848
	千里ニュータウン再生推進課	6,091	6,091	—
	空港室	38,040	18,798	△ 19,243
	土地利用調整センター建築審査課	5,933	5,979	46
都市 基盤部	土木総務室	9,233	30,888	21,655
	道路センター道路建設課	157,821	132,475	△ 25,345
	道路センター道路管理課	85,645	361,560	275,915
	道路センター道路維持課	249,690	188,325	△ 61,365
	水路課	57,909	74,982	17,073
会計室	会計室	21,517	48,194	26,677
消防本部	消防総務室	519,142	533,495	14,353
	警防課	2,192	1,072	△ 1,120
	救急救命課	4,894	1,171	△ 3,723
	予防課	80	80	—
教育 委員会 事務局	教育総務室	249,483	650,069	400,586
	教育総務室特任主幹	142,524	44,123	△ 98,401
	人権教育室	806	679	△ 127
	地域教育振興室	43,162	20,377	△ 22,785
	読書振興課	93,539	232,412	138,873
	スポーツ振興課	712,638	53,170	△ 659,468
	青少年育成課	100,927	82,430	△ 18,497

	教職員室	728	794	66
	教育推進室	68,040	45,496	△ 22,544
	教育センター	25,632	26,516	884
	学校給食室	179,267	165,285	△ 13,982
	中央公民館	32,408	55,782	23,374
選挙管理 委員会 事務局	選挙管理委員会事務局	58,917	77,714	18,797
監査委員 事務局	監査委員事務局	43	43	—
農業委員会 事務局	農業委員会事務局	2,652	2,652	—
議会	総務課	2,272	6,717	4,445
事務局	議事課	12,421	22,280	9,859
総計		13,255,954	10,882,998	△ 2,372,955

予算執行システムと契約管理システムが一致しない要因

- ① 統合型データベースの導入（平成 24 年度）前に契約締結した長期継続契約は予算執行システムでの支払いのみとなり、契約管理システムには反映されていない。
- ② 単価契約については契約管理システムで契約締結を行うが、単価のみを定めるものであり、最終の執行額が契約管理システムに反映されていない。
- ③ 医師会、国民健康保険連合会、自治会等の地域団体、官公庁など業者登録になじまないものについては業者登録されていないことから、契約管理システムによる事務処理ができず、文書管理システムの起案により契約締結を行っている。
- ④ 契約管理システムからのデータ抽出は分類業務区分「委託役務（清掃警備以外）」で行うため、節：委託料の他に、節：役務費から支出するものも含まれている。
- ⑤ 契約管理システムに登録されている長期継続契約は、契約期間内の合計金額で表示され、年額となっていないため、財務数値と一致しない（契約管理システムの数値が予算管理システムより大きくなる。）。

契約管理システムでは登録データの網羅性が確保できていないため、契約データが必要になる都度、契約管理システムと予算執行システムによりデータを抽出し、集約して対応している。

システム導入後 3 年が経過し、実務上の課題が集積される頃であるため、課題の収集・分析を行い、システムの利用や運用方法について再検討すべき時期

に來ているともいえる。契約システムの運用上の課題を整理し、契約状況の分析や契約事務に係る仕組みづくりに活かされるよう、運用の見直しを検討されたい。

【意見4】委託契約全般の統制、管理、事後チェックの必要性

豊中市財務規則上、契約検査課の所管事務は、建設工事及び関連する測量・コンサル、物品調達、データ入力作業、清掃等が限定列挙され、これらの契約事務については個々に、業者の選定から入札事務、契約までの全ての事務を取り扱っている。一方、所管する契約事務以外にも全庁的な契約管理部署としての機能も持ち、契約全般に関して全庁的な課題があれば、その企画・調整を行い、各種ガイドラインの策定、研修による周知、各所管部署からの相談対応などを行っている。

しかし、多くの委託契約は各事業を所管する部署内で契約事務を執り行っている。契約検査課は、契約管理システム及び予算執行システムの双方を活用してデータの集計・集約を行うことは可能だが、常時そのような手法で全庁の契約の統制・監視を行っているわけではなく、契約管理システムを用いても、事務の事後チェックは行っていない。結果として委託契約事務に関しては、各所管部署が責任を持ち、全庁的に統制する部署は存在しない。

このような現状において、特に委託契約については、各所管部署によって独自の解釈や規程類の適用誤り、運用のばらつきが見られた。

契約管理システムの情報を活用するなどして、契約検査課が契約全般の企画・調整機能をより強化することが望ましい。

【意見5】単価契約の決裁基準の整理

事務事業の委託に関する事務の決裁者については、豊中市事務決裁規程別表6（3）の規定を適用し、「契約1件」当たりの金額に応じて決裁者を適用することとしている。

今回、各所管部署が締結した単価契約において、単価に基づき決裁者を適用している事例が見受けられたが、これは単価の額を契約の金額として事務決裁規程の決裁者を判断していたとのことである。

単価を基準とすると、最終的な執行総額を基準にしたときと比べ下位の職階において決裁することが起こり得るが、そもそも金額に応じて決裁者を適用する仕組みにあつては、単価契約の場合においても、当該契約から生じる支出の総額を基準とすべきと考えられる。

もちろん、単価契約を締結しようとする際には、年間の支出総額は確定して

いないが、単価契約案件については、予め、年間の予定数量を見積もり、執行予定額の総額で予算の計上を行うか、又は年間の予定数量を入札時に参考情報として入札参加事業者に提示していると考えられる。

従って、単価契約の締結に係る決裁者については、契約締結時に想定される年間の執行見込額を基準にすべきと考えられる。

単価契約締結の決裁者の決定に関する判断が部署によって異なる現状については、事務決裁規程の内容が分かりにくいことも原因の一つと考えられるため、事務決裁規程において単価契約の決裁者をより分かりやすい規定に改正するとともに、庁内へ周知徹底されたい。

【意見6】再委託に関するルールの整備

契約上再委託の事前承認が必要とされているにもかかわらず、再委託の有無を確認していないケースや、承認の趣旨を理解しないまま、再委託を受け入れているケースが散見された。あるいは、再委託業務が市との契約の「一部である」「主たる業務ではない」「契約相手先が当該業務を実施できないことが明らか」であるから事前承認の手続を取らなくてもよい、と様々な運用解釈がなされている。

しかし、現状、豊中市では、直接の契約相手先から業務を外部に再委託する場合の全てを、事前承認の必要な「再委託」としており、どのような場合に再委託の事前承認を不要と判断するかの基準等はない。まず、再委託の事前承認を必要とするケースを整理する、事前承認を必要とする趣旨や範囲を庁内に周知する、そして業務にあたって事務の実効性を補助するような確認のための雛形を配布するなど、指導的機能を果たすことが求められる。

例えば雛形に再委託の有無を記載し、委託先からこれを入手することにしておけば、委託先に改めて確認を促し、同時に再委託の有無も確認可能である。

【意見7】指定管理者に対する保証金の徴収

契約保証金は相手方の契約内容の完全な履行を確保するとともに、仮に債務不履行が発生した場合に、その受ける損害を補てんすることを目的として、契約の締結に当たり契約の相手方から契約金額の一定割合を徴することとされている（地方自治法施行令第167条の16）。市においては、豊中市財務規則第108条で契約代金の額の100分の5に相当する額以上を契約保証金の額として定めている。

現在、市においては、指定管理業務の法的性質が私法上の「契約」ではなく公法上の「行政処分」であるため、当該規定が適用されないという判断から、

契約保証金を徴収していない。

指定管理者が指定期間中にサービスを提供できなくなったり、あるいはサービスの内容が十分でなかったりする場合のリスク管理としては、協定において損害賠償を求めることを定めているほか、そもそも、そうした事態に至らないよう定期的なモニタリングによりサービスの内容や水準にとどまらず、指定管理者の財務状況についてもチェックを行うこととしている。

しかし、指定管理業務は市民サービスに直結し、かつ大きな影響を与えるものであるため、リスク管理を徹底すべきであり、契約同様に履行を保証する代替手段を設けることが望ましい。

4. 外部監査の結果及び意見の要約

平成 26 年度の包括外部監査を実施した結果及び意見は下表のとおりである。個別の内容の詳細については、各所管部署に記載しているため、当該事項の本文を参照されたい。

監査の「結果」 法令、条例、規則等に違反している事項
 監査の「意見」 「結果」以外で改善・検討を求める事項

監査の結果・意見の一覧

No	契約・業務・事業名 監査の結果又は意見	該当頁
アンケート		
1	<p>第1号随意契約に要する見積り合わせのチェック 【意見】</p> <p>第1号随意契約では、原則、複数の者からの見積りを要するにも関わらず、5割超で見積り合わせが実施されていないことは手続不備の可能性がある。</p> <p>性質的には他の号に適するが、少額につき、第1号を優先適用しているケースもあるため、見積り合わせが実施されていない契約のすべてが手続不備であるとは言えないが、各課はこの点について、問題がないか再点検されたい。</p>	30

2	<p>第2号随意契約方式採用の適切性 【意見】</p> <p>市では、契約の性質又は目的により契約の相手方が特定される場合（すなわち、その業務を行える業者が他に存在しない場合）に限り、第2号を適用することとしている。このルールを踏まえると、第2号随意契約の27件において、複数業者からの見積りを徴取できていることは不自然であり、随意契約が不適切であった可能性がある。</p> <p>各課はこの点について、再点検されたい。</p>	31
契約全般		
3	<p>契約管理システムの更なる有効活用 【意見】</p> <p>平成24年度に契約管理システムが導入された。</p> <p>システム導入後3年が経過しているが、登録したデータを十分に活用できていないため、課題を整理し、契約状況の分析や契約事務に係る仕組みづくりに活かされるよう、運用の見直しを検討されたい。</p>	42
4	<p>委託契約全般の統制、管理、事後チェックの必要性 【意見】</p> <p>契約検査課は、契約全般に関して、全庁的な課題があれば、その企画・調整を行い、各種ガイドラインの策定、研修による周知、各所管部署からの相談対応などを行っている。一方、多くの委託契約は各事業を所管する部署内で契約事務を執り行っている。このような現状において、各所管部署によって独自の解釈や規程類の適用誤り、運用のばらつきが見られた。</p> <p>契約管理システムの情報を活用するなどして、契約検査課が契約全般の企画・調整機能をより強化することが望ましい。</p>	47
5	<p>単価契約の決裁基準の整理 【意見】</p> <p>各所管部署が締結した単価契約において、単価に基づき決裁権者を適用している事例が見受けられたが、契約締結時に想定される年間の執行見込額を基準にすべきと考えられる。</p> <p>単価契約締結の決裁権者が部署によって異なる現状については、事務決裁規程が分かりにくいことも原因の一つと考えられるため、事務決裁規程において単価契約の決裁者をより分かりやすい規定に改正するとともに、庁内へ周知徹底されたい。</p>	47

6	<p>再委託に関するルールの整備 【意見】</p> <p>契約上再委託の事前承認が必要とされているにもかかわらず、再委託の有無を確認していないケースや、承認の趣旨を理解しないまま、再委託を受け入れているケースが散見された。再委託の事前承認を必要とするケースを整理する、事前承認を必要とする趣旨や範囲を庁内に周知する、そして業務にあたって事務の実効性を補助するような確認のための雛形を配布するなど、指導的機能を果たすことが求められる。</p>	48
7	<p>指定管理者に対する保証金の徴収 【意見】</p> <p>指定管理業務の法的性質が私法上の「契約」ではなく公法上の「行政処分」であるため、地方自治法施行令上の契約保証金に関する規定が適用されないという判断から、契約保証金を徴収していない。</p> <p>指定管理業務は市民サービスに直結し、かつ大きな影響を与えるものであるため、リスク管理を徹底すべきであり、契約同様に履行を保証する代替手段を設けることが望ましい。</p>	48

所管部署	No	<p style="text-align: center;">契約・業務・事業名 監査の結果又は意見</p>		
人権政策課	とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ管理運営業務			
	8	<p>指定管理委託料の積算 【意見】</p> <p>エトレ豊中の5階と6階は、各設置目的に合致した利用が主となっているが、市民から見れば、いずれも個々人の違いや多様性を尊重する見地から、施設の相互利用促進を制限する理由はない。現在でも、場合によっては各設置目的を超えた使用を許可しているが、今後は両施設の相互利用をさらに効果的、積極的に進めることにより、市民の利便性の向上とともに一層運営を合理化できる余地がないのか、検討されたい。</p> <p>また、活動実態に関しては、市民から見れば、効果に対して合理的なコストであることが望まれる。指定管理委託料は、既存の出資団体を前提に積算するのではなく、当該施設で達成すべき効果から割り出した必要工数を積算して事業実施に必要な配置人員を決定し、予定価格を設定するよう検討されたい。</p>	72	
	9	<p>効果測定の指標 【意見】</p> <p>他に競争者がいないため、男女財団の過去の実績による運営コストを基礎とした指定管理委託料となっている実態を前提にすれば、市民のニーズに合った事業効果が得られているか、それに見合った費用であるかについては、より一層厳格な検証が必要である。アウトプットだけでなく、市民ニーズにどれだけこたえることができたかの効果を測るアウトカム指標を設定されたい。</p> <p>そのうえで、常に変化する社会環境や市民ニーズを真に捉え、求められる機能を果たし得ているか、指定管理委託料の水準は適切か、市民サービスの内容や方法を変える必要はないかなど、事業を評価するに相応しい効果指標を設定し、評価されたい。</p>	74	
	10	<p>特定の団体に対する使用料の免除 【意見】</p> <p>特別の理由が認められるとして、特定の社会活動団体がすてっぷを利用する際には、常に使用料を免除している。</p> <p>すてっぷ登録団体制度における他の登録団体が男女共同参画目</p>	75	

		<p>的で使用する場合、月2回までしか使用料を免除されないことと比較して公平性に欠けるため、整合性を図られたい。</p>	
		<p>事業報告書における指定管理業務協定書に基づく自主事業の明瞭な表示 【意見】</p> <p>事業計画書には自主事業に係る実施計画書及び収支予算書、事業報告書には自主事業の実施状況及び経費の収支状況の記載が求められている。しかし、男女財団は、これらの書類に指定管理業務以外に実施した事業に係る計画及び実施状況と混同する記載をしているため、男女財団がすてっぷで実施する自主事業の収支が不明確である。</p> <p>協定書に基づき、指定管理業務協定書に基づく自主事業の計画及び収支を記載するよう求められたい。</p>	75
		<p>再委託手続の適正化 【意見】</p> <p>すてっぷの指定管理業務を行うに当たり第三者委託の承認申請をしているが、業務名と委託先の名称のみ記載し、再委託の金額や再委託の業務の範囲等は記載していない。再委託の承認の可否に資する情報を記載した事前承認申請を入手されたい。</p>	75
総務部 情報政策課	複数契約		
		<p>再委託手続の適正化 【意見】</p> <p>再委託先の会社名のみ記載された業務従事者承諾書を入手することで足りるとして、再委託の承諾を行っていない。再委託の承認の可否に資する情報を記載した事前承認申請を入手されたい。</p>	79
		<p>再委託手続の不備 【結果】</p> <p>業務従事者承諾書すら入手していない。再委託の承認の可否に資する情報を記載した事前承認申請の入手を徹底する必要がある。</p>	79
		<p>契約書の記載誤り 【結果】</p> <p>契約書上、契約保証金免除の根拠条文が誤っていた。</p>	79
		<p>予定価格変更手続の誤り 【結果】</p> <p>予定価格を変更する場合、予定価格等設定伺を再度起案し、決裁を得る運用が行われているが、変更に係る起案が作成されていなかった。</p>	79
		<p>随意契約理由の根拠不足 【意見】</p> <p>システム改修に係る委託契約において、導入業者と契約した場合には開発期間の短縮や経費の節減が期待されるため、地方自治法施</p>	79

	<p>行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の「競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当するとして、随意契約を行っているが、競争入札を行った場合にどの程度不利になるかが不明確で、理由の説明としては不十分である。</p> <p>第 6 号を理由として随意契約するのであれば、不利である具体的理由を随意契約理由書に記載されたい。</p>	
	<p>長期継続契約に係る決裁権者に関するルールの整理 【意見】</p> <p>豊中市事務決裁規程では、「契約 1 件当たりの金額」で決裁権者を定めているが、長期継続契約の場合は別途通知により、年額（12 か月分の金額）で決裁者を決定するという運用が行われている。</p> <p>実際には、多くの場合、年額での意思決定であっても、結果的に総額の執行を意思決定したのとほぼ同様の効果が発現するため、決裁権者に関する運用を変更する必要がないか再検討されたい。</p>	80
政策企画部 広報広聴課	「広報とよなか」企画編集制作業務	
	<p>再委託手続の不備 【結果】</p> <p>再委託の事前承認の届けがないことをもって再委託はないものとしていたが、今回、改めて委託先に再委託の有無を確認したところ、再委託をしていることが判明した。</p> <p>現状において豊中市では、市の直接の契約先が別の業者に委託する場合の全てを「再委託」と定義しているため、再委託の全てについて事前承認が必要となる。</p>	82
	豊中市広報番組制作・放送業務	
	<p>ケーブルテレビによる情報発信の効果検証 【意見】</p> <p>情報伝達手段が多様化し、制作維持費が増加する中で、番組制作本数や放送回数等、アウトプット指標は実績管理しているが、現在市民がどれほどケーブルテレビによる情報発信を利用し、必要としているか、他の手段と比べたときにケーブルテレビを媒体とする優位性はどうか、などのアウトカム(成果)指標については確認していない。</p> <p>今後は、映像媒体の活用のあり方について、時代の流れに応じて、多様な情報伝達手段の中で適切な資源配分や転換を行われたい。</p>	84

都市 活力部 スポーツ 振興課	豊中市立体育施設の管理運営業務		
	21	指定管理者に対する保証金の徴収 【意見】 指定管理業務の法的性質が私法上の「契約」ではなく公法上の「行政処分」であるため、地方自治法施行令上の契約保証金に関する規定が適用されないという判断から、契約保証金を徴収していない。 指定管理業務は市民サービスに直結し、かつ大きな影響を与えるものであるため、リスク管理を徹底すべきであり、契約同様に履行を保証する代替手段を設けることが望ましい。	90
	豊中市ふれあい緑地球技上芝生管理・巡回業務		
22	履行保証保険の加入漏れ 【結果】 契約書上、履行保証保険により契約保証金を免除する旨の記載があったにもかかわらず、履行保証保険へは加入していなかった。所管部署もその事実を看過しており、契約手続に不備があった。	91	
23	指名業者の選定根拠の明確化 【意見】 指名業者の選定方法について、具体的な選定根拠が資料として残されておらず、当該業務の取扱いができると考えられる業者を全て指名して競争性が適正に確保されたかが不明である。一般競争入札としない根拠や指名方法の適正性を明確にしておくために、指名業者の選定方法・根拠について明示されたい。	92	
環境部 環境政策課	豊中市立環境交流センター管理運営業務		
	24	指定管理者選考における要検討事項 【意見】 ① 募集要項の明確化 環境交流センター指定管理者候補者の選定における一次審査（審査）において、各応募者から提出された指定管理委託料の提案額の積算根拠に、一部ばらつきが見受けられた。 公平・公正な審査を行うにあたっては、誤解を生じないような募集要項を作成されたい。 ② 審査の経過に関する記録及び資料の保管について 採点結果の妥当性や評価根拠を示すことができるよう、議事録や関連資料の作成を適切に行われたい。	95

環境部 公園みどり推進課	ふれあい緑地（1・5街区）協働管理委託業務		
	25	<p>委託料の適切な見直し 【意見】</p> <p>市は随意契約により公園管理業務を委託先に委託しているが、市が委託先に支払っている委託料の金額は、委託先が実際に支出した委託対象事業費を大幅に上回っている。</p> <p>これは、企画書に基づく市の負担範囲を超えており、実質的には委託先に対する助成となっていると考えられる。企画書の趣旨に沿えば、市が支払う委託料は、委託先が協働管理委託業務を実施するために支出した費用の範囲内とすべきであり、委託料の見直しを検討されたい。</p>	99
環境部 減量推進課	し尿収集運搬業務		
	26	<p>委託料の適切な見直し 【意見】</p> <p>昭和 58 年以来同一の相手先と随意契約を続けており、し尿処理量は年々減少しているが、委託料はそれほど変化していない。他に委託業者が存在しないため、随意契約はやむを得ないとしても、契約金額や事業実施方法については市が自ら検証する必要がある（PDCA の必要性）。</p> <p>委託料に変化がない主な要因は、予定価格積算方法の見直しを行っていないこと及び予定価格を参考に同社との随意契約の中で前契約を基準としてほぼ同水準で両者の話し合いにより契約額が決定されてきたことによる。</p> <p>次期契約締結時にあたっては、他市の処理単価（処理量や件数）等と比較したうえで、現在の委託料の算出方法が適切か、見直しも含めた検討を行われたい。</p>	102
	27	<p>適切な書類の保存 【意見】</p> <p>同契約において、業務開始当初の契約金額積算の前提・考え方や、過去に見直しが行われたか等に関する情報が引き継がれていないため、ほぼ前回契約を踏襲しているとのことであった。時代の変化に伴い、実情に応じて必要な検討を行い、改定を行っていくためにも、引継ぎが必要な資料が引き継がれていないことは問題である。</p> <p>財務規則上の書類保存期限は一般的なルールを示しているにすぎない。個々の業務で必要な書類は、一般的な保管期限を過ぎても適切に引き継がれるよう、それぞれの所管部署で適切な取り扱いを定められたい。</p>	103

粗大ごみ等受付業務		
28	随意契約に関する財務規則適用誤り 【結果】	105
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定は予定価格総額について適用すべきであり、処理業務1件当たりの契約単価が少額であることを理由に随意契約の方法を採用することは適切ではなく、プロポーザル、入札等、適切な契約方法を選択する必要がある。	
29	見積り合わせに関する財務規則適用誤り 【結果】	106
	第1号による随意契約を行う場合には、価格に競争性が働かないため、見積り合わせ等により、価格の適正性に対し、検証を加えることが必要である。	
豊中市電話催告等業務		
30	随意契約理由の根拠不足 【意見】	109
	当委託契約については、詳細なマニュアルに基づき業務が実施され、同業務を提供できる事業者が市場に唯一とは考えられず、その性質又は目的が競争入札に適さないものと判断できる明確な理由はない。 一般競争入札やプロポーザルによる随意契約等に基づき委託契約を締結できないかについて、検討することが望ましい。	
住宅支援給付事業		
31	委託料の適切な見直し 【意見】	112
	住宅等困窮離職者に直接支給される住宅手当に対し、委託先が受け取る間接事務コストとしての委託料の方が、平成24年度から総額で大きいという逆転現象が生じ、支援者一人当たりで換算してみると平成26年度には3.6倍になっている。委託先が唯一豊中市社会福祉協議会であるなか、委託料は組織の人員体制を基準に算定される傾向があり、事業遂行に必要なコストとしてのシビアな見直しが十分であったとは言えない。 支援費と委託料のバランスに配慮して、限られた資金をより有効に生かし、市民への説明責任を果たせるよう、事業の効率的な運営のほか、事業全体の実績を踏まえた委託料の算出について検討されたい。	

生活困窮者自立支援促進モデル事業		
32	訓練実績と相関関係がない委託料の額 【意見】	114
	<p>生活困窮者の就業支援という目的に照らして、訓練・実習への参加人数（成果）と、委託費の額（費用）に合理的な相関関係がない。</p> <p>今後、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業として実施するにあたっては、受け入れ可能な事業者を地域に増やしていくことが解決策の一つとして考えられる。</p> <p>また、委託内容に応じた経費の単価設定やコンペ又はプロポーザルの実施の可能性についても検討されたい。</p>	
33	訓練実施実績の PDCA 【意見】	115
	<p>当事業は8団体に委託しているが、訓練実施の実績は大きく異なり、同じように公費を投入して少ない効果しか得られなかった委託先もあった。そういった中で、事業全体としては一定数の就職困難者を受け入れ、訓練・実習の機会を提供したことで成果があったものと評価されている。</p> <p>今後の展開に当たっては、よりきめ細かな事業毎の実施内容及び手法の改善に取り組むことが求められる。</p>	
くらし再建パーソナルサポートセンター事業		
34	随意契約理由の根拠不足 【意見】	117
	<p>前回の事業実施者というだけでは随意契約の理由としては不足している。契約金額の規模からしても、コンペ又はプロポーザルの実施を検討されたい。</p>	
起業支援型地域雇用創造事業		
35	契約保証金の免除規定の適切な記載 【意見】	119
	<p>「契約決議書」に添付されている「契約保証金免除理由書」には、リスク管理の観点で適切な記載を行われたい。</p>	
豊中市シルバーハウジング生活援助員派遣事業		
36	事業者の選定方法の見直し 【意見】	122
	<p>競争性のある契約方法の採用も可能であり、仮に、他に適切な事業者が存在しないという判断から随意契約を続けるとしても、少なくとも当該事業を4法人に限定して随意契約を行う合理性はない。</p> <p>事業目的の達成のために随意契約によることの妥当性について改めて検証を行うとともに、公平性や透明性の観点から事業者の選定方法について再検討されたい。</p>	

健康福祉部
高齢者支援課

	契約書の記載誤り 【結果】	
37	契約書の作成過程で文言誤りが発見・修正されていない。決裁過程におけるチェックに問題がある。	122
豊中市介護予防二次予防事業通所型介護予防事業		
	プロポーザル提案額を考慮しない配点方法 【意見】	
38	<p>プロポーザル型コンペにおいては、金額以外の要素が重視されるものの、見積金額差が一切、得点差として反映されないような採点方法は異例である。</p> <p>プロポーザル型コンペを実施する際において、提案金額からも一定の得点差が生じるような採点方法が望ましい。</p>	124
豊中市高齢者ふれあい入浴事業		
	事業実績の確認方法の検証 【意見】	
39	<p>委託料支払いの基礎となる事業実績報告書に記載される入浴者数は補助対象上限がないにもかかわらず、数値の正確性が検証されていない。</p> <p>入浴者数は委託料の支払に直結することから、入浴者数の検証方法について検討されたい。</p>	125
健康福祉部 保健所健康増進課	平成 26 年度定期予防接種業務	
		近隣市町との相互乗り入れに係る精算 【意見】
	40	<p>予防接種の相互乗り入れは市民の利便性を向上させ、公衆衛生の向上及び増進に寄与するという目的にかなったものであるが、豊中市においては他市町民の接種を受け入れる方が多く、平成 26 年度では年間 20 百万円程度、委託費用を持ち出ししていることになる。これは試算に過ぎないが、毎年同様の負担超過が続いているようであれば、市民にとっては何らかの形で精算すべき、ということになるのではないか。自治体間の調整が必要になるため、毎年のデータを提示したうえでルールを作成し、近似値の概算額で精算するなどの方策を検討されたい。</p>
	単価契約への決裁規程の適用誤り 【結果】	
41	契約単価ではなく、総額予算に着目して、誤りなく規程を適用すべきである。	130

豊中市立庄内保健センター診療業務			
42	薬剤管理の不備 【結果】	131	
	<p>薬剤については横流しや誤使用のリスクがあり、在庫の管理、確認は重要である。日々の出入りから本来書面で管理すべきものであり、在庫表を作成し、しかるべき管理者による確認も必要である。在庫管理及び実地棚卸のルールを策定し、それに沿った運用を行うべきである。</p>		
健康福祉部 保険給付課	豊中市国民健康保険 1 日総合健康診断業務及び脳ドック検診業務		
	43	契約医療機関の選定 【意見】	135
		<p>市内の医療機関全てに契約の意向が確認できていない中で、特定の医療機関とのみ長年にわたり随意契約を続けていることは、契約相手方選定の透明性に問題がある。平成 26 年度で最も受診者の多い医療機関は 1,821 人であったが、最も少ない医療機関では 0 人である。</p> <p>今後、契約医療機関の選定において、契約先を取捨選択するのであれば、利用実績も勘案して、既存の契約先に対する継続契約の是非についても検討されたい。</p>	
	44	国民健康保険人間ドック助成制度 【意見】	136
		<p>当事業は、近年、事業費が増加傾向にあり、平成 24 年度から 26 年度では 2 割増加している。助成の内容は自治体によってばらつきがあり、関西 2 府 6 県の中核市の中では豊中市は比較的手厚い助成を行っている。</p> <p>事業費が増加傾向にあり、その財源は被保険者から徴収する保険料であることから、検診による成果や他の保健事業との優先度、他の保険者の助成状況も鑑みた上で、保険者として助成制度を検討することが望ましい。</p>	
45	単価契約への決裁規程の適用誤り 【結果】	136	
	<p>単価ではなく、契約総額で決裁権者を判断する必要があり、規程の適用誤りである。</p>		
46	再委託の状況確認 【意見】	137	
	<p>再委託承認の申し出がないことから、消極的に再委託はないものとし、再委託の有無について特に確認は行っていない。</p> <p>当該業務は毎年 1、2 月頃に来年度の契約の可否及び検診項目・金額等についての確認を行っているため、その中で再委託の状況に</p>		

		についても確認することが望ましい。	
いごも未来部 いごも事業課	業務委託（民間保育所入所委託）		
	47	社会福祉法人との契約における契約書の未作成 【意見】	140
		学校法人及び宗教法人とは契約書を締結しているが、社会福祉法人の間では契約書が作成されていなかった。規定に基づき契約書の作成が省略されているが、契約行為を行う際は、契約書を極力作成し、法的関係を明文化すべきである。当該規定が適用されるべき範囲については、市として考え方を整理されたい。	
	48	決裁権限に関する規程の整理 【意見】	141
		学校法人等との契約について、契約決議書上豊中市事務決裁規程の別表8（2）を適用することが妥当と判断して決裁を得ている。契約の内容を鑑みると民間保育所における保育の委託は「事務・事業の委託」に該当すると考えられ、同規程の第9条第13号又は別表6（3）を適用する方がより適切であったと解される。	
	49	契約保証金の徴収 【意見】	142
		契約保証金は、保育単価ではなく、委託料総額に基づき徴収すべきである。 新設の園について、初年度は3号の契約保証金免除規定に該当しない場合もあるため、契約保証金の徴収が必要となることに留意されたい。	
	50	調理業務の第三者委託に関する契約内容の確認が不十分 【意見】	143
調理業務を委託している6園のうち5園は有事の際の業務代行者を設定しているのに対し、残りの1園は設定していない。 実態を確認し、現在未設定の1園に対し、他の5園と同様の対応を求めることが必要か検討されたい。			
51	保育所運営費（委託料）の精算誤り 【結果】	143	
	精算資料の作成誤り（交付済み額の集計誤り）による保育所運営費の支給不足や超過支給があった。 保育所運営費の精算を適正に実施するため、精算資料の作成時に実際の交付済み額との照合作業も実施すべきである。		
業務委託（家庭保育所入所委託）			
52	家庭保育所との契約における契約書の未作成 【意見】	145	
	家庭保育所への業務委託について契約書を締結していない。責任の所在を含め契約内容を互いに明確にし認識を共有しておくため、		

		民間保育所と同様、契約書を締結することの可否を検討されたい。	
都市計画推進部 住宅課	市営西谷住宅ほか 25 施設（計 2,378 戸）及びこれらの共同施設の管理運営		
	53	指定管理委託料における修繕費の取扱い 【意見】 当該業務に係る収支は、2年連続で25百万円以上の剰余金が発生しており、これは空家修繕費、一般修繕費と人件費の各支出項目が予算を大幅に下回ったことが要因である。修繕を行うための予算を与えているにもかかわらず、適切な時期に適切な修繕を実施しなければ、次期の指定管理者に隠れ債務を引き継ぐ可能性がある。 修繕費等、指定管理者に執行義務が課されている費目において余剰が発生した場合は、次年度に繰り越し、一定期間後には精算する、又は毎年度精算して返還する等の取り扱いを協定書で定めることの可否について検討されたい。	148
都市基盤部 交通政策課	放置自転車等一括業務		
	54	誓約書の提出に係る指導の不備 【結果】 受注者及び再委託先から暴力団等排除措置要綱で必要とされている誓約書を徴していなかった。	150
	55	不適切な契約書日付の記載 【結果】 当該契約に係る見積書提出日は平成26年2月4日、契約決議書の起票年月日が平成26年3月3日であるにもかかわらず、契約書の締結日付が平成25年12月18日となっていた。	151
都市基盤部 水路課	平成26年度市内一円道路清掃業務		
	56	産業廃棄物収集運搬・処分業務の再委託 【意見】 清掃業務において生じる産業廃棄物は、清掃業者が産業廃棄物を発生させたものではなく、清掃する前から発生していた産業廃棄物を一定の場所に集積させる行為をしたに過ぎないため、市が排出事業者であり、本件に関わる産業廃棄物の収集運搬・処分業者とそれぞれ委託契約を締結する必要がある。	153

教育委員会事務局 生涯学習課	豊中市立青少年自然の家管理運営業務		
	57	<p>現金収入管理の不備 【意見】</p> <p>使用料の収納方法について、条例には前納が明記されているが、実際には退所時当日に支払いが行われている（後納）。現状の統制方法では、市に現金振り込みされた額を市の収納すべき額としているのみであり、実際に収納すべき金額が確実に収納されているかが確認できていない。現地では宿泊費以外に食費や物販、シーツ代、冷暖房代など、現金収納を種々行っているが、同様に、統制が不十分なまま長年業務を行っている。</p> <p>市の他の施設、他の自治体の同種施設等の情報を参考に、施設に合った統制を考案する必要がある。</p>	157
	58	<p>簿外処理されている現金 【意見】</p> <p>利用者から徴収する給食費収入や材料費運搬費などの費用は実費相殺と解釈して、収支報告書には記載されず、帳簿外で処理されている。市はこれらの現金収入・費用について管理しておらず、現在の料金設定が適切かどうかも把握していない。公の施設を利用して現金を収納する以上、それらの収支を明確にするためにも、収支報告書に収入と支出の総額を計上することが望ましい。</p> <p>現金取り扱いの内部統制の面からも不正が発生しやすく危険であるため、他にも簿外で処理されている現金がある場合には、同様に帳簿で収支を明確に管理するよう指導されたい。</p>	157
	59	<p>主催事業の実施による余剰金の発生とその処理 【意見】</p> <p>市は、青少年自然の家の青少年健全育成という設置目的を踏まえて施設の効用を一層高めるために、主催事業の実施を求めている。これらの主催事業で、平成 22～26 年の 5 年間の指定管理期間において発生した余剰金の合計は 2,134 千円である。</p> <p>現在のところ、主催事業は指定管理者の自主事業でないと考えられていることから、当該事業に要する経費に充当する額を差し引いた額は市の納入とすべきである。自主事業の範囲を整理し、それに応じた手続を実施されたい。</p>	158
60	<p>適切な備品管理の推進 【意見】</p> <p>貸与中の物品は散逸しやすいため、所有者を明確にして現品帳簿の管理を明確にし、現物と定期的に照合して、適正な備品管理を行われたい。</p>	159	

教育委員会事務局	豊中市立岡町図書館総合管理業務委託 他		
	61	契約締結時に必要な書類の不備 【結果】 契約締結時に提出が義務付けられているにもかかわらず、入手できていない書類があった。	163
読書振興課	決裁規程の適用誤り 【結果】		
	62	事務手続における決裁者が事務決裁規程上の決裁権者ではなかった。	163
教育委員会事務局	豊中市立小中学校における外国人英語指導助手派遣事業委託		
	63	AETの配置 【意見】 それぞれ学級数の異なる中学校区に対し、均一に各1名のAETを配置しているため、AET1人当たりの英語授業数は88コマから319コマまで、3倍以上の開きがある。AETの配置に配慮されたい。	166
		公募型プロポーザル方式による業者選定 【意見】 当該業務は「英語学習におけるリスニング、スピーキング、リーディング等の指導を通じて児童生徒の英語学習能力の向上と実践的コミュニケーション能力を養うことを目的。」としていることから、単なるネイティブスピーカーを人材派遣することではなく、目的を達成するための授業支援等の内容やより良いやり方について、業者によって異なる提案や工夫、ノウハウがある可能性がある。現在は競争入札で委託先を決定しているが、公募型プロポーザル方式を導入することも検討されたい。	
	決裁規程の適用誤り 【結果】		
65	各事務手続における決裁者が、事務決裁規程上の決裁権者である教育監ではなかった。	167	
学校教育課			

教育委員会事務局 学校給食課	学校給食搬送業務委託契約		
	66	随意契約理由の記載誤り 【結果】	170
		「契約決議書」と「随意契約理由書」の随意契約理由の記載が一致していなかった。	
	67	契約保証金の免除規定の記載漏れ 【結果】	170
		「契約決議書」上、契約保証金の免除規定についての記載が漏れていた。	
	68	契約金額の妥当性の検証 【意見】	171
		<p>当該契約においては、委託先から徴収した見積書に基づく金額を予定価格としており、複数の業者からの見積書徴収や、所管部署での積算は実施されておらず、予定価格と契約金額は同額である。当初入札時の平成 17 年度と比較しても、契約金額は+1.75%しか変動しておらず、長年にわたり同一の相手先と随意契約を続けているために、価格が硬直的になっている可能性がある。</p> <p>平成 30 年度を目途に一般競争入札で委託先を選定する予定であり、それに向けて予定価格を適切に算出するため、現在の委託金額が妥当であるかについての検証を実施されたい。</p>	
	69	車両燃料費の契約上の取扱い 【意見】	171
		車両の燃料費は市況により価格変動が大きいことが想定されるため、契約金額が実態から乖離しないよう、固定契約ではなく変動契約とすることを検討されたい。	
豊中市中学校給食調理業務委託（Aブロック）			
70	中学校給食の喫食率の改善 【意見】	173	
	<p>平成 26 年度は喫食率（給食を食べる生徒の割合）50%を目標に掲げているが、現在多くの中学校において 10%以下と目標を大きく下回る水準で推移している。</p> <p>中学校給食の導入を推進する国の方針を鑑み、また市として費用対効果の面からも、他の自治体での取り組みも参考にしながら効果的な運用に努められたい。</p>		
71	給食材料費の契約上の取扱い 【意見】	173	
	市から支払われた給食材料費と委託先が実際に支払った給食材料費には差が生じることがあり、野菜等天候不順により価格変動が大きかった場合には、その差が多額となる可能性がある。現に、当該契約では 744 千円委託先の赤字となっていた。給食の安定的		

	な供給を確保するため、委託先の財務面での負担を必要以上に強 いないよう、委託先と協議し中学校給食を安全で持続可能な事業 として構築するための対応策を検討されたい。	
豊中市中学校給食支援システム運用業務委託（Aブロック）		
	契約保証金の免除規定の記載漏れ 【結果】	
72	「契約決議書」上、契約保証金の免除規定についての記載が漏 れていた。	175
計 結果 20 件 意見 52 件		

個別の契約等に関する監査の結果及び意見を類型別に分類すると次のとおりである。

手続上の問題があるもの

問題の種類	結果/ 意見	監査の結果又は意見
① 履行確認に不十分な点があるもの	意見	39, 57, 59
② 現物管理に問題があるもの	結果	42
	意見	58, 60
③ 再委託の承認に不備、または改善の余地があるもの	結果	14, 19
	意見	12, 13, 46, 56
④ 契約保証金の徴収漏れ等	結果	22
	意見	49
⑤ 決裁規程の適用誤り、または改善の余地があるもの	結果	41, 45, 62, 65
	意見	18, 48
⑥ 契約書の未作成	意見	47, 52
⑦ その他書類の記載誤り、不備等	結果	15, 37, 55, 61, 66, 67, 72
	意見	17, 35
⑧ その他事務手続上の誤り、不備等	結果	16, 29, 51, 54
	意見	11, 27, 50

事業に改善の余地があるもの

問題の種類	結果/ 意見	監査の結果又は意見
⑨ 随意契約の妥当性を検討し、受注機会を拡大すべきもの	結果	28
	意見	30, 34, 36
⑩ 経済的合理性の観点から検討の余地があるもの	意見	8, 25, 26, 31, 32, 38, 40, 53, 68, 69
⑪ 効果検証の実施、効果測定指標のよりよい設定等を目指すべきもの	意見	9, 20, 44
⑫ より効果的な事業の実施を模索すべきもの	意見	33, 63, 64, 70, 71
⑬ 公平性、透明性の観点で課題があるもの	意見	10, 23, 24, 43
⑭ 指定管理における履行の確保について	意見	21

V. 対象部署別監査の結果及び意見

個別の監査対象部署の選定方法

1. 平成 26 年度決算説明書（歳出節別集計表）歳出項目第 13 節委託料を対象とした。
2. 予算執行システムから委託料データを抽出するため、予算執行システムと決算説明書（歳出節別集計表）の委託料合計額を照合し、一致を確認した。
3. 予算執行システムから抽出した委託料のデータ 1 行を 1 事業とみなし、100,000 千円を超える事業が存在する部署等を中心に監査対象部署を選定した。
4. 監査対象部署の中で、金額が 10,000 千円を超える委託契約等を中心に監査対象とする個別の契約を抽出した。

（注）対象部局選定後、予算執行システムの 1 行のデータが 1 事業ではなく、複数の事業や複数の契約が含まれている場合があることが判明したが、その事実により対象契約の選定を上記考え方に従って正確にやり直すことはしていない。

1. 人権政策課

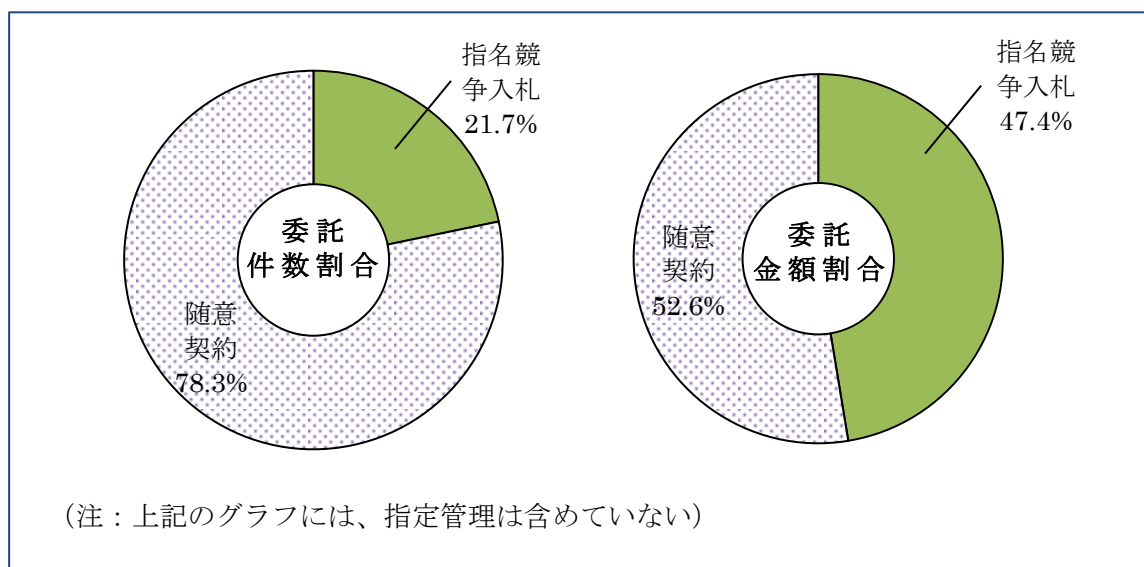
(旧人権文化部 人権政策室)

(1) 人権政策課の業務概要

当課は、人権文化のまちづくり、人権問題に係る調査研究、人権啓発事業を推進し、とよなか国際交流センターを所管している。また、男女共同参画社会の実現をめざし、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷを所管している他、豊中人権まちづくりセンター、螢池人権まちづくりセンターを管理運営している。

(2) 平成 26 年度委託契約の状況

区分	委託件数 (件)		委託金額 (千円)	
		割合		割合
一般競争入札	—	—%	—	—%
指名競争入札	5	21.7%	19,203	47.4%
プロポーザル	—	—%	—	—%
随意契約	18	78.3%	21,312	52.6%
小計	23	100.0%	40,515	100.0%
指定管理	2	—	148,102	—
合計	25	—	188,617	—



(3) 委託契約別監査の結果及び意見

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ管理運営業務

指定管理内容	とよなか男女共同参画推進センターすてっぷの管理運営業務
指定管理者	一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団
指定管理期間	平成23年度～27年度（5年） 設置以降継続して同財団が管理運営を行っている。
予定価格	89,164千円（税抜）（平成23年度）
指定管理者 提案額	88,000千円（税抜）（平成23年度） 予定価格に対する提案額の割合：98.7%
指定管理委託料	99,779千円
執行済額	99,779千円 予定価格よりも高くなっている主な理由は、当初予定価格が税抜であったこと及び従来市の直接執行であった施設総合管理委託料を平成26年度から指定管理者負担としたため。
選定方法及び根拠	公募（指定管理者）（地方自治法第244条の2第3項）
指定管理者 選定方法・理由	応募は1者。 選定委員会による書類審査、面接審査を行い議会承認。
予定価格 積算方法	前年度実績に基づき、人件費、経費等を積算。平成28年度以降の指定管理業務に係る積算に当たっては、人件費は賃金構造基本統計調査（全国）の概況を参考にして積算している。
実績確認	事業報告書の提出を受けている。指定管理者が実施した業務について定期・随時にモニタリングを実施し、貸室利用者数、稼働率、講座イベント参加者数、面接相談の枠数、情報ライブラリー図書・資料回転率等あらかじめ設定した目標値が達成されているか、毎年度評価を行っている。

【事業の実施目的と成果】

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ（以下「すてっぷ」という。）は、社会のあらゆる分野への男女の均等な参画及び男女の人権の確立を図り、男女が社会の対等な構成員としてその責任を分かち合い、共に築く男女共同参画社会の実現をめざして、とよなか男女共同参画推進センター条例（以下「男女センター条例」という。）に基づき設置された施設である。

一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団（平成25年度に一般財団法人化。以下「男女財団」という。）が、平成12年から管理委託制度により、平成18年

度からは指定管理者として、設置以降継続してすてっぷを管理運営している。平成18年度からの5年間は非公募、平成23年度からの5年間は公募による選定である。

当該指定管理業務については、部屋の稼働率等確保すべきサービス水準が募集要項で定められ、所管課による評価（毎年）、選定評価委員会による評価（指定管理期間中に1回）が行われている。

すてっぷにはセミナー室、約150席のすてっぷホール等があり、稼働率は62.2%である。平成26年度の利用実績は、男女財団の指定管理業務、自主事業での利用を含めて目的利用が2,952件、一般利用が1,068件、利用料収入はそれぞれ、1,007千円、7,352千円である。

【前監査人の意見】

平成23年度を監査対象とした平成24年度包括外部監査で、前監査人は指定管理者の管理経費について以下のような監査意見を付している（下線は追加）。

② 出資団体の管理経費の財源について（監査の意見）

（省略）

しかし、監査対象とした出資団体のうち、国際交流協会、男女財団及びスポーツ事業団の3団体については、管理経費の財源を充足するほどの自主財源を確保する状況にはなく、市からの財政支援がなければ、管理経費の財源が確保できないのが実態である。このため、これまで出資団体において管理経費の財源とされていた補助金等が廃止されることにより、不足することとなる出資団体の管理経費の財源の一部については、結果的に、指定管理料により賄われていると考えられる。

（省略）

市が安易に出資団体の管理経費を負担することは慎むべきである。

しかし、出資団体が市の施策の推進にあたって重要な役割を果たし、公共の福祉の増進に積極的に寄与していると評価しうる存在であるとすれば、各出資団体が自主財源により管理経費を確保すべく検討を進めることを前提に、公募により指定管理者に指定されている出資団体について、民間事業者等との公平性確保の観点も踏まえ、市が十分に説明責任を果たした上で、市が出資団体の管理経費を負担することの合理性が否定されるものではない。

【措置】

これに対し、市は、平成25年8月に以下のように進捗状況を公表し、市が男女財団の管理経費を負担していないとしている（下線は追加）。

担当課（室）	措置の内容又は対応の状況進捗状況	進捗状況
行政総務課	公募により指定管理者を選定する場合は、出資団体と他の団体との公平性、公正性等を確保する必要がありますので、 <u>出資団体そのものの管理経費の負担は行っていません</u> 。しかし、指定管理者制度の導入や公益法人制度改革等、出資団体を取り巻く制度が変革される中で、団体としての持続可能な収益構造が求められます。そのため、平成24年度から取り組んでいる「出資法人等評価」等も踏まえ出資団体と市が相互に情報共有を図りつつ、新たな収入の開拓など団体に対する要請を行うとともに、市としても必要な提案を行っていきます。	措置済

【平成26年度 男女財団決算書】

男女財団は、平成26年度より公益法人会計基準を適用し、公益目的事業に相当する実施事業等会計、収益事業に相当するその他会計、管理業務やその他の法人全般に係る費用を計上する法人会計に区分して正味財産増減計算書を公表している。平成26年度の正味財産増減計算書内訳表における事業別の収支は下表のとおりである。

（単位：千円）

	公益目的事業 (実施事業等会計)					収益事業 (その他会計)		法人 会計	合計
	指定管理 (除講)	指定管理 (講座)	自主事業 (除講)	自主事業 (講座)	共通 事業	施設 管理	受託 事業等	管理費	
経常収益計	44,393	15,814	49	799	40	28,314	15,025	16,381	120,818
(うち指定管理委託料収入)	(44,210)	(13,205)	(-)	(-)	(-)	(27,019)	(-)	(15,344)	(99,779)
経常費用計	44,377	15,754	1,334	2,813	0	28,269	10,202	16,381	119,135
(うち人件費※)	(29,431)	(10,618)	(947)	(1,858)	(-)	(13,805)	(4,994)	(12,552)	(74,207)
当期経常増減額	16	59	△1,285	△2,013	39	44	4,823	-	1,683

※ 人件費は、役員報酬、給与手当、賞与引当金繰入額、法定福利費の合計である。
 ここから、男女財団では経常収益の83%が指定管理委託料収入であり、法人の管理費は94%が指定管理委託料収入で賄われていることが分かる。

【意見8】指定管理委託料の積算

すてっぷが設置されている阪急豊中駅前の建物（エトレ豊中）には、同じく市の施設であるとよなか国際交流センターが設置されており、両施設の設置目的等は以下のとおりである。

	とよなか国際交流センター	すてっぷ		
条例に定める施設の設置目的(下線は追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在住外国人に対する<u>相談及び支援</u> ・ ふれあい<u>交流の場の提供</u> ・ 国際交流に関する会議、研修、催し等へのセンターの<u>施設の提供</u> ・ 国際理解のための<u>講座の開催及び啓発の実施</u> ・ 国際交流に関する<u>情報の収集及び提供</u> ・ 国際交流活動への住民の参加の促進 ・ その他市長が必要と認める事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性別に起因する人権の侵害及び悩みに関する<u>相談</u> ・ 男女共同参画社会の実現をめざす市民活動の<u>支援及び交流の場の提供</u> ・ 男女共同参画の推進に関する会議、研修、催し等へのセンターの<u>施設の提供</u> ・ 男女共同参画の推進のための<u>講座等の開催及び啓発の実施</u> ・ 男女共同参画の推進に関する<u>情報の収集及び提供</u> ・ 男女共同参画の推進に関する調査及び研究 ・ その他市長が必要と認める事業 		
設置場所	エトレ豊中6階	エトレ豊中5階		
延べ床面積	2,097.75 m ²	2,309.64 m ²		
職員数	11人	20人		
平成26年度指定管理委託料	48,323千円	99,779千円		
平成26年度の両財団の人件費	29,935千円	74,207千円		
指定管理業務に係る年度評価の評価基準表におけるサービス水準の目標値	延べ利用者数	60,000人	貸室利用者数	50,000人
	国際交流目的での会議室の稼働率	60%	貸室稼働率	57.7%
	アンケート結果による利用者満足度	80%	講座イベント参加者数	5,500人

(注1) 職員数は臨時雇用人員を含む平成27年3月末現在の人員である。

(注2) 人件費は役員報酬、給与手当、臨時雇用人員、賞与引当金繰入額、法定福利費の合計額である。

現指定管理者を公募した平成22年当時、指定管理委託料の予定価格は前年度の両財団の実績を参考に積算しており、平成26年度実績でみると、両施設の指定管理委託料には2倍の差がある。この要因として、すてっぷには情報ライブラリーやステージを備えたホール、相談室等があり、国際交流センターとはつくりが異なるため、配置に必要な人数が異なること、設置目的が異なり、市民ボランティアを活用しながら事業展開を行っている国際交流センターと、主として財団の職員が事業を行っているすてっぷでは活動実態が異なる点等が挙げ

られている。

施設のハード面に関しては、各設置目的に合致した利用が主となっているが、市民から見れば、いずれも個々人の違いや多様性を尊重する見地から、5階と6階の施設の相互利用促進を制限する理由はない。現在でも、場合によっては各設置目的を超えた使用を許可しているが、今後は両施設の相互利用をさらに効果的、積極的に進めることにより、市民の利便性の向上とともに一層運営を合理化できる余地がないのか、検討されたい。

また、活動実態に関しては、市民から見れば、効果に対して合理的なコストであることが望まれる。「公の施設の設置の目的を効率的に達成するため必要があると認められるとき」（地方自治法第244条の2第3項）に指定管理者制度を採用していることから、指定管理委託料は、既存の出資団体の職員数、給与水準を前提に積算するのではなく、当該施設で達成すべき効果から割り出した実施すべき事業の種類、頻度を決定し、その必要工数を積算して事業実施に必要な配置人員を決定し、予定価格を設定するよう検討されたい。

【意見9】効果測定の指標

すてっぷの管理運営に係る仕様書によると、市は指定管理者に単に施設の管理運営だけではなく、条例に定める施設の設置目的に沿った相談、情報提供、調査研究等の事業の実施を要請している（上表参照）。これらは、関連業務における経験者等の配置や、事業実施に伴う経験の蓄積により、他の事業者にも実施可能であると考えられるが、実際には、指定管理者を初めて公募した平成22年度も、平成28年度からの5年間の指定管理期間にも男女財団以外の応募はなかった。

このように他に競争者がいないため、男女財団の過去の実績による運営コストを基礎とした指定管理委託料となっている実態を前提にすれば、市民のニーズに合った事業効果が得られているか、それに見合った費用であるかについては、より一層厳格な検証が必要である。市は評価の基準として、貸室利用者数、稼働率、講座イベント参加者数、面接相談の枠数、情報ライブラリー図書・資料回転率を設けているが、アウトプットだけでなく、市民ニーズにどれだけこたえることができたかの効果を測るアウトカム指標を設定されたい。

そのうえで、常に変化する社会環境や市民ニーズを真に捉え、求められる機能を果たし得ているか、指定管理委託料の水準は適切か、市民サービスの内容や方法を変える必要はないかなど、事業を評価するに相応しい効果指標を設定し、評価されたい。

【意見 10】 特定の団体に対する使用料の免除

男女センター条例第8条第3項では、市長は、特別の理由があると認めるときはすてっぷの使用料を減免することができる」とされている。そして、豊中市行政手続条例第5条第1項に基づき定められた審査基準で、「市立働く婦人の家、市立婦人会館を従来から継続的に利用していた社会活動団体が、当該施設を閉鎖したことにより、その活動の低下が著しいと認められるとき。」は特別の理由が認められるとして、特定の社会活動団体がすてっぷを利用する際は、常に使用料を免除している。

すてっぷ登録団体制度における他の登録団体が男女共同参画目的で使用する場合、月2回までしか使用料を免除されないのと比較して公平性に欠けるため、整合性を図られたい。

【意見 11】 事業報告書における指定管理業務協定書に基づく自主事業の明瞭な表示

所管課は基本協定書に基づき、毎年度男女財団に事業計画書及び事業報告書を提出させている。事業計画書には自主事業に係る実施計画書及び収支予算書、事業報告書には自主事業の実施状況及び経費の収支状況の記載が求められている。

しかし男女財団は、これらの書類における指定管理業務協定書に基づく自主事業の計画及び収支に、指定管理業務以外に実施した事業に係る計画及び実施状況と混同する記載をしているため、男女財団がすてっぷで実施する自主事業の収支が不明確である。

協定に基づき、指定管理業務協定書に基づく自主事業の計画及び収支を記載するよう求められたい。

【意見 12】 再委託手続の適正化

当該指定管理業務に係る基本協定書では、予め市の書面による承諾を得た場合を除き、指定団体は管理運営業務の一部を第三者に委託してはならないとされている。

男女財団は、すてっぷの指定管理業務を行うに当たり第三者委託の承認申請をしているが、空調設備保守点検や総合管理業務等の業務名と委託先の名称のみ記載し、再委託の金額や再委託の業務の範囲等は記載していない。

再委託の承認は、業務範囲の明確化や中抜き防止等の趣旨で行われるため、これらの判断に資する情報を記載することが求められる。所管課は、再委託の承認の可否に資する情報を記載した事前承認申請を入手されたい。

2. 総務部 情報政策課 (旧 情報政策室)

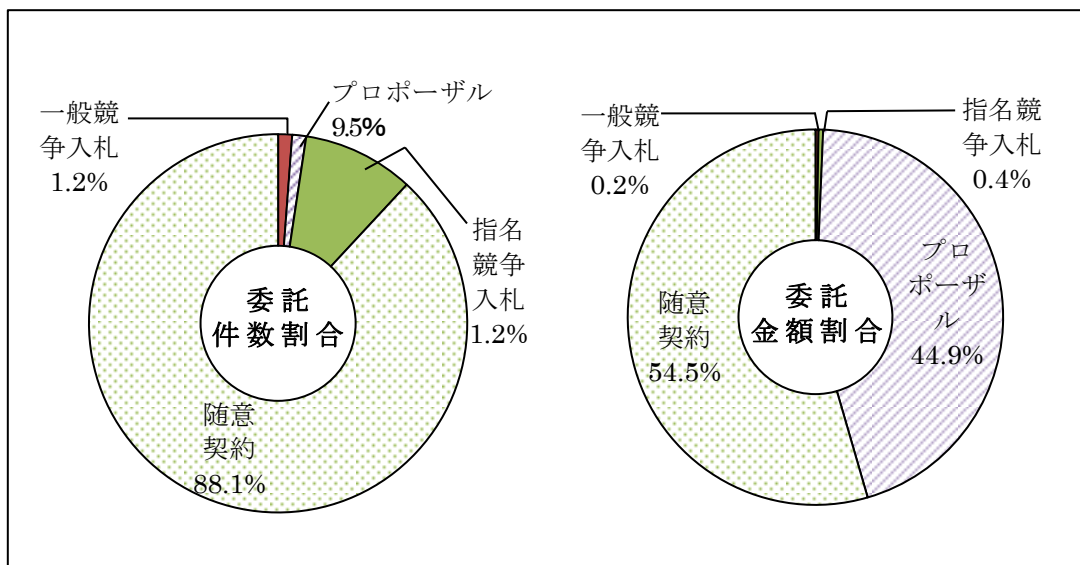
(1) 情報政策課の業務概要

当課は、電子自治体の推進に係る総合企画・調整、行政情報システムや住民情報システム等の開発及び維持管理、情報公開制度及び個人情報保護制度の総合窓口業務などの業務を行っている。

(2) 平成 26 年度委託契約の状況

下表は、旧情報政策室所管の契約を対象としている（旧総務部情報公開課所管であった、現情報政策課所管の契約は含んでいない。）。

区分	委託件数（件）		委託金額（千円）	
		割合		割合
一般競争入札	1	1.2%	1,340	0.2%
指名競争入札	1	1.2%	2,160	0.4%
プロポーザル	8	9.5%	239,393	44.9%
随意契約	74	88.1%	290,774	54.5%
合計	84	100.0%	533,667	100.0%



(3) 委託契約別監査の結果及び意見

情報政策課所管の委託契約のうち、監査の対象とした業務は下表のとおりである。

業務名	委託先	契約金額 (千円)	委託先の 選定方法	の再 有委 無託	監査結果
豊中市児童手当システム構築業務	富士通(株)	11,772	指名型プロポーザル	有	【意見 13】
公共施設予約システム運用保守業務	(一財) 関西情報センター	14,083	随意契約	無	—
通信系システム運用保守業務	日本ユニシス(株)	57,780	指名型プロポーザル	無	【意見 18】
住民基本台帳ネットワーク関連システム・メンテナンス業務	(株)NTT データ関西	31,683	随意契約	有	【意見 13】 【意見 18】
汎用機維持管理に関する保守業務	(株)NTT データ関西	168,988	随意契約	有	【意見 13】
豊中市公共施設案内予約システム構築業務	(一財) 関西情報センター	14,904	指名型プロポーザル	無	—
豊中市仮想化基盤構築業務	ネットワンシステムズ(株)	10,260	公募型プロポーザル	無	【結果 15】
市府民税システム(課税システム平成 26 年度税制改正対応) 業務	(株)NTT データ関西	9,720	随意契約	有	【意見 13】 【意見 17】
介護保険システム(平成 27 年度法改正対応(平成 26 年度対応分)) 変更業務	(株)NTT データ関西	19,440	随意契約	有	
保険ファイリングシステム(平成 26 年度還付加算金対応) 業務	(株)NTT データ関西	7,560	随意契約	有	
市府民税システム(当初システム平成 26 年度税制改正対応) 業務	(株)NTT データ関西	7,128	随意契約	有	
福祉医療システム(平成 26 年度乳幼児等医療費助成年齢拡大対応) 変更業務	(株)NTT データ関西	7,182	随意契約	有	
軽自動車税システム(平成 26 年度税制改正対応) 業務	(株)NTT データ関西	5,378	随意契約	有	

新住民記録システム (平成26年度社会保障・税番号制度対応) 変更業務	富士ゼロックス システムサービス(株)	21,600	随意契約	無	【意見17】
固定資産税システム (平成27年度評価替え対応)業務委託	(株)NTTデータ関西	18,900	随意契約	有	【意見13】 【意見17】
住基システム(新住基システム用以降データ抽出)業務	(株)NTTデータ関西	10,260	随意契約	有	【意見13】 【結果16】 【意見17】
共通宛名システム(共通基盤システム連携対応)業務	(株)NTTデータ関西	14,040	随意契約	有	【意見13】 【意見17】
窓口支援システム(共通基盤システム連携対応)業務	(株)NTTデータ関西	9,298	随意契約	有	【意見13】 【意見17】
豊中市共通基盤システム(窓口支援システム連携構築)業務	日本電気(株)	11,891	随意契約	有	【結果14】 【意見17】
介護保険システム(平成26年度受給者訂正連絡票の電子化等対応)業務	(株)NTTデータ関西	8,208	随意契約	有	【意見13】 【意見17】
豊中市新住民記録システム構築業務	富士ゼロックスシステムサービス(株)	157,080	指名型プロポーザル	無	—
豊中市共通基盤システム構築業務	日本電気(株)	69,660	指名型プロポーザル	有	【結果14】

【情報政策課の特徴】

情報政策課の委託契約は、主に既存システムの保守及び改修と新システムの導入業務がある。システム改修業務は、当初開発時のシステム導入業者と随意契約することが多く、新システムの導入業務は、公募型又は指名型プロポーザルにより委託先を選定している。

新システムの導入に際して、従来は導入業務のみを対象として業者を選定し、保守やシステム改修は当該導入業者と随意契約していた。しかし、平成25年度以降の汎用機システムからオープン系システムへ移行する取組みにおいて、新システム導入に当たっては、導入時のみならず、システム稼働後の保守等ランニングコストを合わせた業務内容でプロポーザルを受けるようになっている。

【意見 13】 再委託手続の適正化

業務委託契約書上、予め市の書面による承諾を得た場合を除き、業務の全部又は一部を再委託してはならないとされている。

情報政策課は、再委託先の会社名のみ記載された業務従事者承諾書を入手することで足りるとして、再委託の承諾を行っていない。

再委託の承諾は、業務範囲の明確化や中抜き防止等の趣旨で行われるため、再委託業務の内容等これらの判断に資する情報を記載することが求められる。

再委託の承認の可否に資する情報を記載した事前承認申請を入手されたい。

【結果 14】 再委託手続の不備

当該契約については、業務従事者承諾書すら入手していない。再委託の承認の可否に資する情報を記載した事前承認申請の入手を徹底する必要がある。

【結果 15】 契約書の記載誤り

契約書上、契約保証金免除の根拠条文を、市が「契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。」（豊中市財務規則第 110 条第 2 号）としているが、当該契約では保険会社と契約しているのは委託先（契約の相手方）であるため、根拠条文は「契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。」（同条第 1 号）である。

根拠条文が誤っているため改められたい。

【結果 16】 予定価格変更手続の誤り

当該契約では、予定価格等設定伺における当初予定価格は 10,000 千円であったが、予定価格調書に記載された実際の予定価格は 9,750 千円であった。原因は、予定価格設定の決裁権者が当初設定した予定価格より少ない額で見積り合わせを実施すべきと判断し、予定価格を変更したためである。

予定価格を変更する場合、予定価格等設定伺を再度起案し、決裁を得る運用が行われているが、担当者が失念したために変更に係る起案が作成されていなかった。今後、このようなことが無いよう周知徹底する必要がある。

【意見 17】 随意契約理由の根拠不足

情報政策課は、システム改修に係る委託契約において、導入業者と契約した場合には開発期間の短縮や経費の節減が期待されるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の「競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当するとして、随意契約を行っている。

国によれば、公共調達はその適正化の観点から、随意契約によらざるを得ない場合を除き原則として一般競争入札によるものとされ、「競争入札に付することが不利と認められる」場合は随意契約によることができるが、その場合、「競争入札に付することが不利」であることを具体的に説明できる必要があるとされている（「公共調達の適正化について」）。

しかし、開発期間の短縮や経費の削減については、競争入札を行った場合、どの程度不利になるかが不明確であり、不利である理由としては不足している。

著作権の問題等で、他に業務を実施できる事業者が存在しないないとして第2号を適用する場合を除き、第6号を理由として随意契約を締結するのであれば、不利である具体的理由を随意契約理由書に記載されたい。

【意見18】長期継続契約に係る決裁権者に関するルール of 整理

豊中市事務決裁規程では、予定価格の設定や契約決議に際して、「契約1件当たりの金額」で決裁権者を定めている。しかし、長期継続契約の場合は別途通知により、「契約1件当たりの金額」ではなく、年額（12か月分の金額）で決裁者を決定するという運用が行われている。その結果、契約1件の総額を見れば副市長決裁が必要な予定価格等設定伺が、年額で決定したため部長決裁に、市長決裁が必要な契約決議が副市長決裁に、副市長決裁が必要な契約決議が部長決裁でとどまっている起案が見られた。

市は、このように会計年度をまたがる長期継続契約について、予算が削除又は減額された場合の契約解除規定を設けること等を前提に、翌年度以降の契約執行について対外的にリスクを負わないものとして、契約総額でなく年額を基準として意思決定を行っている。しかし、実際には、契約解除の根拠となるような事態が発生しない限り契約継続が前提となるため、年額での意思決定であっても、結果的に総額の執行を意思決定したのとほぼ同様の効果が発現している。

上記観点から、規程の運用を変更する必要があるか、改めて検討されたい。

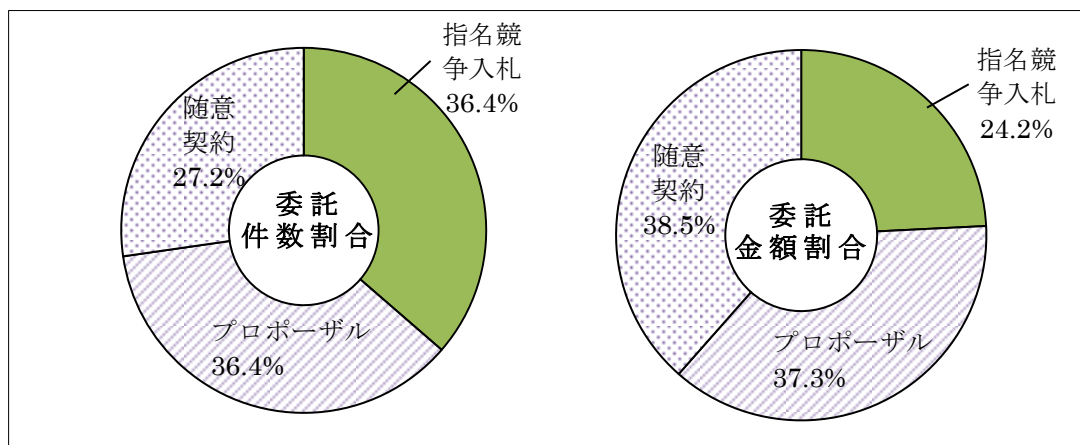
3. 政策企画部 広報広聴課

(1) 広報広聴課の業務概要

当課は、「広報とよなか」等の発行やホームページ、ケーブルテレビ広報番組など、さまざまな方法での市政に関する情報発信、市政に対する意見などの広聴、市民相談などの業務を行っている。

(2) 平成 26 年度委託契約の状況

区分	委託件数 (件)		委託金額 (千円)	
		割合		割合
一般競争入札	—	—%	—	—%
指名競争入札	4	36.4%	18,821	24.2%
プロポーザル	4	36.4%	28,995	37.3%
随意契約	3	27.2%	29,922	38.5%
合計	11	100.0%	77,738	100.0%



(3) 委託契約別監査の結果及び意見

① 「広報とよなか」企画編集制作業務

契 約 内 容	<p>以下の企画編集作業の実施。</p> <p>1. 制作物 「広報とよなか」平成 24 年 4 月号～平成 29 年 3 月号</p> <p>2. 仕様</p> <p>①発行日：毎月 1 日</p> <p>②部数：188,000 部</p> <p>③版型：A 4 判</p>
---------	--

	④製本：中とじ ⑤本体仕様：36～56 ページ 3. 業務内容 ①企画：企画、構成、調査・分析 ②コピー：リライトコピー作成、記事校正、取材原稿入力 ③デザイン：レイアウト、イラスト作成、写真撮影 ④その他：政策・編集進行管理
委託先	(株)廣濟堂
継続契約期間	平成5年度以降
予定価格	81,585 千円
契約金額	提案額（24年度）：81,585 千円（落札率：100%） 契約金額（26年度）：80,008 千円
執行済額	15,776 千円
契約方法及び根拠	プロポーザル型コンペ（随意契約） （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
委託先選定方法・理由	2者からのプロポーザルを受け審査委員がプレゼン・質問等を通じて採点を行い、最優秀提案を選定。
予定価格積算方法	委託先より入手した見積書に基づき予定価格を設定。
実績確認	その都度所管部署と相談しながら作成されている。市と委託配布者へ予め定められた部数を納品することで成果物の実績確認を行っている。

【事業の実施目的と成果】

市政やまちの魅力、地域・市民活動などについて情報発信を行うことで、市政への理解と関心を高めるとともに、市民の市政への参加・参画を促すきっかけを提供することを目的としている。

【結果19】再委託手続の不備

広報広聴課では、「広報とよなか」の企画編集制作業務及び広報番組制作・放送業務及び広報誌宅配業務について、これまで再委託の事前承認の届けがないことをもって、再委託はないものとしていた。今回、改めて委託先に再委託の有無を確認したところ、広報誌企画編集制作業務では、委託先(株)廣濟堂から個人ライターへ記事の制作を、また、広報番組制作・放送業務では、(株)ジ

エイコムウエスト豊中・池田局が個人カメラマンに撮影の依頼をしていることが判明した。

所管部署は今回の調査によるこの回答を受け、当業務は委託先に制作業務を包括的に依頼しているもので、委託先監修のもと一部分を再委託していることから、いずれも事前承認の必要な再委託には該当しないものと判断した。

しかし、一方、現状において豊中市では、市の直接の契約先が委託内容の一部を別の業者に委託する場合の全てを「再委託」と定義しており、例外はない。そのため、再委託の全てについて事前承認が必要となる。

どのような再委託について事前承認が必要か、また事前承認する際に検討すべき事柄について、部署によって理解にばらつきがあるため、取扱いを定める必要がある。また、再委託を原則禁止し、事前承認としている趣旨について、庁内に周知することが必要である。

②豊中市広報番組制作・放送業務

契 約 内 容	<p>1. 制作について</p> <p>① 制作方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成台本の制作 ・ 取材、撮影、録音、テロップの作成、音楽の選定及び録音、スタジオ収録、編集作業 ・ その他、制作に係る一切の作業 <p>② 番組時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成時間＝30分 <p>③ 製作本数は、10日に1番組を原則とし、年間36本とする。</p> <p>④ 納期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市が指定する日。受託者は、番組制作後、市の検査を受け、市の承認を受けること。 <p>⑤ 納品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未使用のDVD2枚に収録し納品する。 <p>2. 放送について</p> <p>① 放送回数及び放送時間帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日1回以上放送する。 ・ その他市と協議して定める。 <p>② 放送期間</p>
---------	--

	契約期間と同
委託先	(株)ジェイコムウエスト 豊中・池田局
継続契約期間	平成25年4月1日～平成28年3月31日 平成8年10月から開始。
予定価格	80,098千円
契約金額	提案額(25年度) : 80,098千円(落札率:100%) 契約金額(26年度) : 81,624千円
執行済額	27,463千円
契約方法及び根拠	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
委託先 選定方法・理由	テレビ媒体を用いたタイムリーな市政情報等を発信することを目的の一つとして、豊中市が一部出資して豊中コミュニティーケーブルテレビ(株)が設立され、平成8年10月に広報番組の制作・放送がスタートした。 現在、業務委託契約を締結している(株)ジェイコムウエスト豊中・池田局は、その前身が豊中コミュニティーケーブルテレビ(株)であり、番組制作放送開始以来、同社と随意契約を行っている。
予定価格 積算方法	委託先より入手した見積書に基づき予定価格を設定。
実績確認	契約書(仕様書)に定められた回数の実績を確認。

【意見20】ケーブルテレビによる情報発信の効果検証

当業務は、映像媒体による市政情報の発信を目的として、市の一部出資により、豊中コミュニティーケーブルテレビ(株)を設立して平成8年10月に番組制作・放送を開始し、その後(株)ジェイコムウエスト豊中・池田局が同社の業務を引き継いだものである。ケーブルテレビでは、市政情報の発信だけでなく、地域・市民の活動を紹介しているとともに、災害時の情報発信なども行うこととしているが、当時と比較すると、映像媒体の種類や発信手段は大幅に増加し、利用者の映像情報に対するニーズや入手方法も大きく変化している。

豊中市でも映像情報の発信手段として、近年はホームページや動画サイトなど新たな媒体も積極的に利用しており、その制作維持費が増加する一方、ケーブルテレビ制作放送費は現在でも3年間で約8千万円の契約を行っている。情報伝達手段が多様化し、制作維持費が増加する中で、番組制作本数や放送回数等、アウトプット指標は実績管理しているが、現在市民がどれほどケーブルテ

レビによる情報発信を利用し、必要としているか、他の手段と比べたときにケーブルテレビを媒体とする優位性はどうか、などのアウトカム(成果)指標については確認していない。(※)

このような中、放送開始当初(平成8年度)は日に5回であった放送回数を3回に減らすなど見直しを行い、近年では下表のように業務内容を見直している。

	平成 25 年度以前	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
制作本数/月	4	3	3	2
制作本数/年	52	36	36	25
放送回数/日	3	3	3	3
契約金額 (千円)	32,836	80,098	81,624	76,123
契約金額/年 (千円)	32,836	26,699	27,462	21,962

* 平成 25 年度以前は 1 年契約、平成 25～27 年度は 3 年契約。

* 平成 26 年度の契約金額の増加は消費税 5%⇒8%に伴う増額

今後は、映像媒体の活用のあり方については、現状の形式でのケーブルテレビによる発信の仕方にこだわらず、時代の流れに応じて、多様な情報伝達手段の中で適切な資源配分や転換を行われたい。

※ 平成 28 年 3 月にケーブルテレビ視聴も含む広報に係る市民アンケートを実施予定とのこと。

4. 都市活力部 スポーツ振興課

(旧 教育委員会事務局 スポーツ振興課)

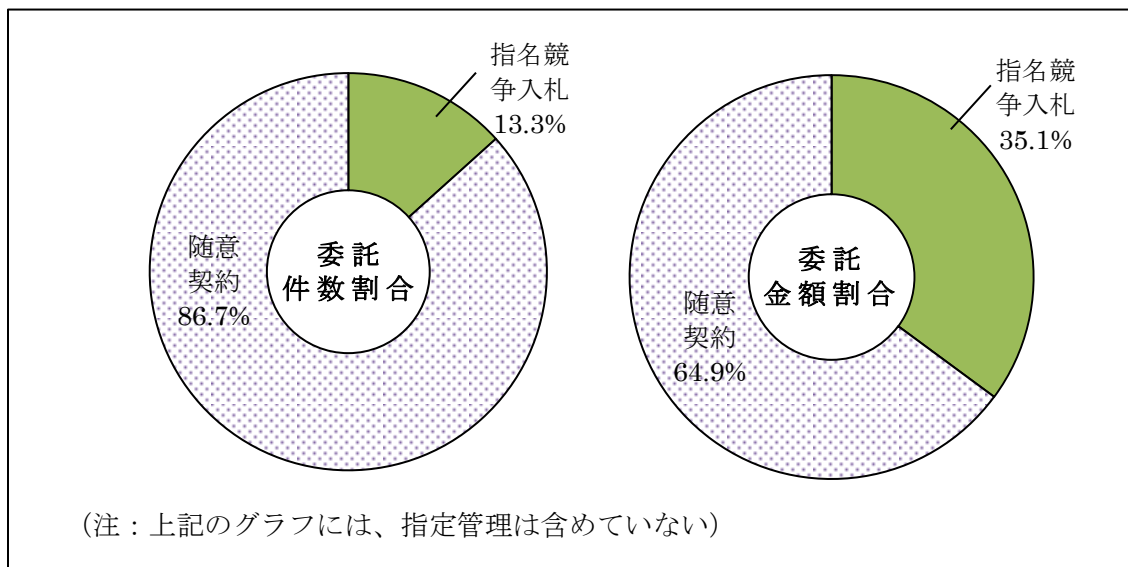
(1) スポーツ振興課の業務概要

当課は、スポーツに係る施策の総合企画及び調整、スポーツの振興に係る調査・研究及び啓発、体育施設の管理及び整備計画に関する業務等を行っている。

(2) 平成 26 年度委託契約の状況

下表は、旧教育委員会事務局スポーツ振興課所管の契約を対象としている。

区分	委託件数 (件)		委託金額 (千円)	
		割合		割合
一般競争入札	—	—%	—	—%
指名競争入札	4	13.3%	24,297	35.1%
プロポーザル	—	—%	—	—%
随意契約	26	86.7%	44,918	64.9%
小計	30	100.0%	69,216	100.0%
指定管理	3	—	643,441	—
合計	33	—	712,657	—



(3) 委託契約別監査の結果及び意見

① 豊中市立体育館等の管理運営業務

指 定 管 理 内 容	豊中市立体育館等の管理運営（指定管理）
指 定 管 理 者	公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団・公益財団法人フィットネス 21 事業団共同事業体
指 定 管 理 期 間	平成 23～27 年度（5 年） 当該契約は 5 年間の年度協定を締結した上で、毎年度ごとの年度協定を締結している。
予 定 価 格	378,471 千円（税抜）
指 定 管 理 者 提 案 額	344,502 千円（税抜） 予定価格に対する提案額の割合：91%
指 定 管 理 委 託 料	346,144 千円（平成 23～25 年度） 351,475 千円（平成 26 年度）
執 行 済 額	346,144 千円（平成 23～25 年度） 351,475 千円（平成 26 年度）
選 定 方 法 及 び 根 拠	公募（指定管理者）（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）
指 定 管 理 者 選 定 方 法 ・ 理 由	豊中市体育施設条例に基づき、体育施設の管理運営を行う指定管理者を公募した。 応募のあった 1 者について、豊中市立体育施設指定管理者選定委員会が事前に定めた審査基準に基づき書類審査及び面接審査により評価し、評点の合計点が基準を上回っていたため、当該業者を指定管理者として選定した。
予 定 価 格 積 算 方 法	直近の指定管理実績に基づき所管部署で積算。
実 績 確 認	利用実績や維持管理実績、指定管理委託料の決算について指定管理者から報告を受け、予め定めた確保すべきサービス水準・最高評価サービス水準との比較や現地視察を実施し評価している。

② 豊中市立温水プールの管理運営業務

指 定 管 理 内 容	豊中市立温水プールの管理運営（指定管理）
指 定 管 理 者	公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団
指 定 管 理 期 間	平成 23～27 年度（5 年） 当該契約は 5 年間の年度協定を締結した上で、毎年度ごとの年度協

	定を締結している。
予 定 価 格	249,830 千円（税抜）
指 定 管 理 者 提 案 額	214,024 千円（税抜） 予定価格に対する提案額の割合：86%
指 定 管 理 委 託 料	220,856 千円（平成 23～25 年度） 227,166 千円（平成 26 年度）
執 行 済 額	220,856 千円（平成 23～25 年度） 227,166 千円（平成 26 年度）
選 定 方 法 及 び 根 拠	公募（指定管理者）（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）
指 定 管 理 者 選 定 方 法 ・ 理 由	豊中市体育施設条例に基づき、体育施設の管理運営を行う指定管理者を公募した。 応募のあった 2 者について、豊中市立体育施設指定管理者選定委員会が事前に定めた審査基準に基づき書類審査及び面接審査により評価し、評点の合計点が最も高かった業者を指定管理者として選定した。
予 定 価 格 積 算 方 法	直近の指定管理実績に基づき所管部署で積算。
実 績 確 認	利用実績や維持管理実績、指定管理委託料の決算について指定管理者から報告を受け、予め定めた確保すべきサービス水準・最高評価サービス水準との比較や現地視察を実施し評価している。

③ 豊中市立屋外体育施設の管理運営業務

指 定 管 理 内 容	豊中市立屋外体育施設の管理運営（指定管理）
指 定 管 理 者	奥アンツーカ(株)
指 定 管 理 期 間	平成 23～27 年度（5 年） 当該契約は 5 年間の年度協定を締結した上で、毎年度ごとの年度協定を締結している。
予 定 価 格	88,015 千円（税抜）
指 定 管 理 者 提 案 額	60,011 千円（税抜） 予定価格に対する提案額の割合：68%
指 定 管 理 委 託 料	63,000 千円（平成 23～25 年度） 64,800 千円（平成 26 年度）
執 行 済 額	63,000 千円（平成 23～25 年度） 64,800 千円（平成 26 年度）

選 定 方 法 及 び 根 拠	公募（指定管理者） （地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）
指 定 管 理 者 選 定 方 法 ・ 理 由	豊中市体育施設条例に基づき、体育施設の管理運営を行う指定管理者を公募した。 応募のあった 3 者について、豊中市立体育施設指定管理者選定委員会が事前に定めた審査基準に基づき書類審査及び面接審査により評価し、評点の合計点が最も高かった業者を指定管理者として選定した。
予 定 価 格 積 算 方 法	直近（直営時）の管理運営費実績に基づき所管部署で積算。
実 績 確 認	利用実績や維持管理実績、指定管理委託料の決算について指定管理者から報告を受け、予め定めた確保すべきサービス水準・最高評価サービス水準との比較や現地視察を実施し評価している。

（以下は、上表①～③についてまとめて記載している。）

【事業の実施目的と成果】

近年、高齢化の進展や健康志向の高まりによりスポーツを通じた健康づくりへの関心が高まる一方で、生活が便利になったことや少子化の進展、地域の遊び場の減少などにより、日常的に体を動かす機会や場が少なくなっている。国はスポーツの新たな価値や意義、果たす役割の重要性の高まりから、平成23年8月に「スポーツ基本法」を、その理念の実現に向けて平成24年3月に「スポーツ基本計画」を策定した。計画ではその後10年間を見通して、年齢や性別等を問わず、広く人々がスポーツに参画できる環境を整備するための基本方針と具体的な施策を打ち出した。

豊中市でもこれを受け、平成25年3月にスポーツ施策の方向性を示す「豊中市スポーツ推進ビジョン」を策定し、そのビジョンの実現に向けて平成26年3月に「豊中市スポーツ推進計画」を策定した。現状、豊中市の運動・スポーツ実施率（週1回以上運動・スポーツを実施する成人の割合）は、目標値である65%に比べ36.9%（平成24年度調査による）と30ポイントほど下回っている。

豊中市では、年齢やスポーツ経験などに応じたスポーツの機会を提供すること、スポーツを習慣化するための取り組み・支援をすること、プログラムの実施や内容の工夫を図ること等によりスポーツ実施率の向上を目指している。

豊中市の主要な公立体育施設である体育館等（6施設）、温水プール（2施設）、屋外体育施設（9施設）はいずれも市民のスポーツ活動の場であり、各

種スポーツ教室やイベント・講習会が開催されており、施設利用者数も増加傾向にある。

これらの体育施設の管理運営は地域スポーツの推進に欠かせず、今後も継続が必要な事業である。

【意見 21】 指定管理者に対する保証金の徴収

契約保証金は、相手方の契約内容の完全な履行を確保するとともに、仮に債務不履行が発生した場合にその受ける損害を補てんすることを目的として、契約の締結に当たり契約の相手方から契約金額の一定割合を徴することとされている（地方自治法施行令第 167 条の 16）。豊中市においては、豊中市財務規則第 108 条で契約代金の額の 100 分の 5 に相当する額以上を契約保証金の額として定めている。

現在、市では、指定管理業務の法的性質が私法上の「契約」ではなく公法上の「行政処分」であるため、当該規定が適用されないという判断から、契約保証金を徴収していない。

指定管理者が指定期間中にサービスを提供できなくなったり、あるいはサービスの内容が十分でなかったりする場合のリスク管理としては、協定において損害賠償を求めることを定めているほか、そもそも、そうした事態に至らないよう定期的なモニタリングによりサービスの内容や水準にとどまらず、指定管理者の財務状況についてもチェックを行うこととしている。

しかし、指定管理業務は市民サービスに直結し、かつ大きな影響を与えるものであるため、リスク管理を徹底すべきであり、契約同様に履行を保証する代替手段を設けることが望ましい。

④ 豊中市ふれあい緑地球技場芝生管理・巡回業務

契約内容	豊中市ふれあい緑地球技場の芝生管理・巡回業務
委託先	奥アンツーカ(株)
継続契約期間	平成 26 年 5 月 23 日～平成 27 年 3 月 31 日
予定価格	17,557 千円
契約金額	13,519 千円（落札率：77 %）
執行済額	13,519 千円
契約方法及び根拠	指名競争入札 (地方自治法施行令第 167 条第 1 号)
委託先	本件の取扱いができる業者が限られていることから指名競争入札

選 定 方 法 ・ 理 由	とした。 「有資格者名簿」に記載されている業者（豊中市入札参加資格業者）のうち、本件の取扱いができる資格要件を考慮し5者を選定した。当該業者で指名競争入札を実施し、5者が入札を行った。入札の結果、予定価格内の最低額で応札した業者を委託先として選定した。
予 定 価 格 積 算 方 法	委託先からの見積書に基づき、所管部署で積算。
実 績 確 認	委託先作成の報告書等により、球技場を常に良好かつ安全快適な状態に保っているか評価している。

【事業の実施目的と成果】

屋外体育施設の管理運営事業の一環として平成26年4月に完成したふれあい緑地球技場（以下、同施設という）について、同年9月からの利用開始に向け芝生管理等を実施した。同施設の芝生はスポーツに適した天然芝であり、その維持管理は非常に手間がかかり難易度の高いものであることから、専門業者へ委託することとなった。

なお当該契約は、上記③の屋外体育施設の管理運営期間の途中からの契約であったために、屋外体育施設の管理運営に関する協定には含まれずに別個の契約となっていたが、次回の屋外体育施設指定管理者の公募時（平成28年度以降分）には、同施設を屋外体育施設に含めて公募を行う予定である。

【結果 22】 履行保証保険の加入漏れ

当該契約の契約保証金について、委託先との契約書上「履行保証保険により免除（豊中市財務規則第110条第1号（履行保証保険の加入）の規定による。）」との記載があり、契約保証金の徴収が免除されていた。しかし、実際は履行保証保険へは加入していないにもかかわらず、所管部署もその事実を看過しており、契約手続に不備があった。契約保証金の徴収は豊中市財務規則にて規定されており、契約保証金の徴収が免除される場合にはその根拠の事実確認を徹底すべきである。

なお、結果的に委託先は適切に業務の履行を完了している。また、平成27年度は上記の委託先とは別の業者へ同業務を委託しており、当該委託契約においては、所管部署が委託先の履行保証保険への加入を確認済みで、同様の事象は発生していない。

【意見 23】 指名業者の選定根拠の明確化

指名業者の選定方法について、「有資格者名簿」に記載されている業者（豊中市入札参加資格業者）のうち、天然芝（スポーツ芝）の管理が可能と考えられる業種の業者から、定評のある業者2者及びそれらと同規模の3者の、合わせて5者を指名している。しかし、具体的な選定根拠が資料として残されておらず、当該業務の取扱いができると考えられる業者を全て指名して競争性が適正に確保されたかどうか不明である。一般競争入札としない根拠や指名方法の適正性を明確にしておくために、指名業者の選定方法・根拠について明示されたい。

5. 環境部 環境政策課 (旧 環境部 環境政策室)

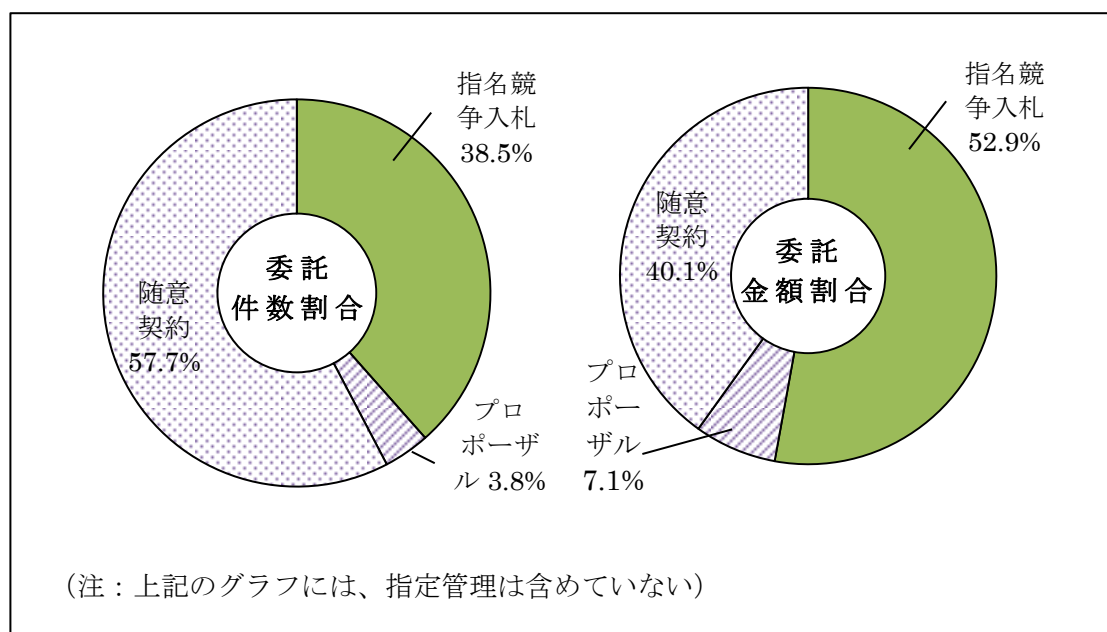
(1) 環境政策課の業務概要

当課は、「環境基本条例」の理念に基づき、市民・事業者・行政協働による環境の保全及び創造を推進している。環境に係る総合企画・調整及び推進、地球温暖化対策の推進、環境交流センターの運営、ESD（持続可能な開発のための教育）の推進、環境配慮対象事業の協議・指導、大気汚染等への対応等の業務を行っている。

(2) 平成 26 年度委託契約の状況

下表は、旧環境部環境政策室所管の契約を対象としている。

区分	委託件数 (件)		委託金額 (千円)	
		割合		割合
一般競争入札	—	—%	—	—%
指名競争入札	10	38.5%	17,938	52.8%
プロポーザル	1	3.8%	2,400	7.1%
随意契約	15	57.7%	13,602	40.1%
小計	26	100.0%	33,941	100.0%
指定管理	1	—	15,962	—
合計	27	—	49,903	—



(3) 委託契約別監査の結果及び意見

① 豊中市立環境交流センター管理運営業務

指 定 管 理 内 容	豊中市立環境交流センターの管理運営業務
指 定 管 理 者	特定非営利活動法人とよなか市民環境会議アジェンダ 21
指 定 管 理 期 間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
予 定 価 格	16,241 千円
指 定 管 理 者 提 案 額	15,519 千円 予定価格に対する提案額の割合：95.6%
指 定 管 理 委 託 料	平成 25 年度 15,519 千円 平成 26 年度 15,962 千円（消費税率変更）
選 定 方 法 及 び 根 拠	公募（指定管理者）（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）
指 定 管 理 者 選 定 方 法 ・ 理 由	公募により応募団体からの提案を審査 公募に対し、応募団体は 5 団体。1 次審査（書類）により 3 団体を選考、1 団体が辞退したため、2 団体が 2 次（面接）審査を受け、合計点で第一候補者及び第二候補者を選定した。
予 定 価 格 積 算 方 法	環境情報サロンの平成 24 年度予算額とリサイクル交流センターの過去 3 ヶ年（平成 21 年度～平成 23 年度）の決算額の平均を参考に算定。
実 績 確 認	事業計画書及び事業報告書の提出を受けている。 平成 26 年度は、指定管理委託料 15,962 千円に対し事業額 17,640 千円であるが、精算条項はない。予め目標設定した来館者数が達成されているかどうかを主な成果指標としている。
備 考	上記指定管理者には、環境情報サロン運営に係る業務の一部を平成 16 年度から平成 24 年度まで委託していた。

【事業の実施目的と成果】

豊中市立環境交流センター（以下「同センター」という。）は、地球環境の保全、環境への配慮・資源・エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関し、活動のための交流の場や情報の提供等を行い、環境に配慮した生活又は行動を促進し、地球温暖化の防止に資するとともに、循環型社会の形成を図ることを目的に、既存施設であったリサイクル交流センター（阪急「曽根駅」から北へ徒歩約 5 分、岡町駅～曽根駅途中の高架下）と環境情報サロンの 2 施設の機能を統合し、新たに環境活動や環境学習の交流拠点とすべく、リサイクル交流センターをリニューアルし、平成 25 年 4 月に同センターを開設した。同センターには、会議室 4 室と展示スペース（53㎡）、図書資料室があり、貸室及び施設

の目的を達成するためのさまざまな事業を行っており、平成26年度は、地球環境の保全に関する講演会（地球温暖化防止講演会、環境フォーラム、ESDセミナーなど）、環境ギャラリー（環境に関する絵画、写真、パネルの展示）、リサイクル工作教室などが実施された。

同センターの開設においては、指定管理者制度による管理運営が導入され、施設の管理、貸室業務及び環境情報サロンの業務も指定管理業務に含め、平成24年度に公募を行い、選定評価委員会による審査及び市議会の議決を経て、平成25年度から指定管理者による管理運営が行われている。

指定管理者制度の導入により、平成25年度の施設利用者は計12,644人、2年目となる平成26年度の利用者は、一般9,199人、環境目的の会議室利用5,586人、環境目的以外の会議室利用708人（合計15,493人）であり、確保すべきサービス水準である来館者数9,200人以上という目標を達成している。

【意見 24】 指定管理者選考における要検討事項

当業務は、公募により応募団体からの提案を審査し、指定管理者候補者を選定した。この際、外部の第三者で構成する選定評価委員会が一次審査（書類）と二次審査（面接）を行っている。公募には5団体の応募があり、上位3団体が一次審査を通過したが、1団体が辞退したため、2団体による二次審査が行われ最終的に現在の指定管理者が選定された。

この時の選定書類等一連の書類を閲覧したところ、以下の改善点が見受けられた。

①募集要項の明確化

環境交流センター指定管理者候補者の選定における一次審査（審査）において、各応募者から提出された指定管理委託料の提案額の積算根拠に、一部ばらつきが見受けられた。

その原因としては、募集要項に明確な記述がなかったことが考えられるが、公平・公正な審査を行うにあたっては、誤解を生じないような募集要項を作成されたい。

②審査の経過に関する記録及び資料の保管について

今回の環境交流センター指定管理者候補者の選定における二次審査（面接）において、選定評価委員会での審議の内容について、選定評価委員会の採点結果と議事録との照合を行ったが、記録の一部が簡略化されているため、確認できない部分があった。また、議事録以外の審査関係書類からも、これらを補填

する資料は見当たらなかった。

採点結果の妥当性や評価根拠を示すことができるよう、議事録や関連資料の作成を適切に行われたい。

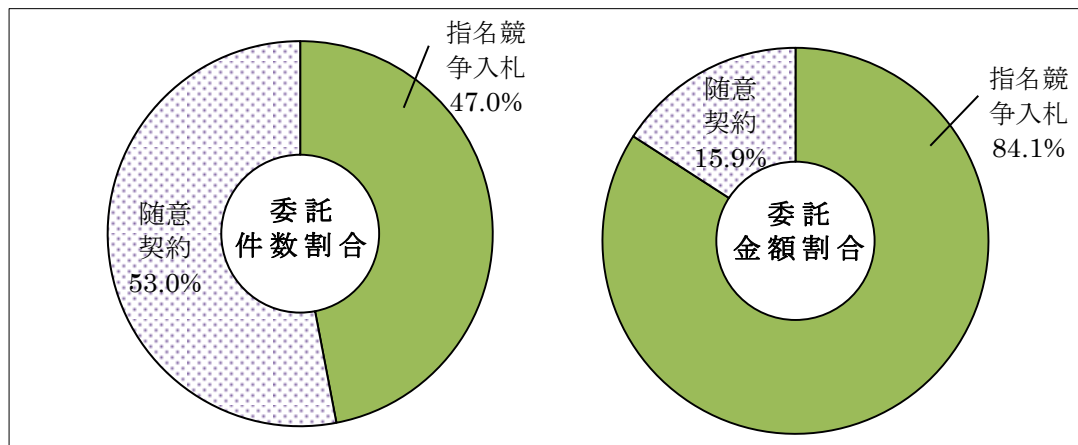
6. 環境部 公園みどり推進課

(1) 公園みどり推進課の業務概要

当課は、都市の基盤的施設である公園緑地や街のみどりの整備促進と健全な維持管理、市民への啓発業務を遂行することにより、市民の日常生活にうるおい、やすらぎ、活動の場を提供し、街の景観・自然環境の保持や災害時に対するオープンスペースの確保など、みどりの保全、拡大を図っている。

(2) 平成 26 年度委託契約の状況

区分	委託件数 (件)		委託金額 (千円)	
		割合		割合
一般競争入札	—	—%	—	—%
指名競争入札	39	47.0%	378,555	84.1%
プロポーザル	—	—%	—	—%
随意契約	44	53.0%	71,504	15.9%
合計	83	100.0%	450,060	100.0%



(3) 委託契約別監査の結果及び意見

① ふれあい緑地（1・5街区）協働管理委託業務

契 約 内 容	ふれあい緑地（1・5街区）協働管理委託業務 ① 5街区3か所、1街区1か所の門扉の開閉 ② 清掃業務 ③ 5街区除草業務 ④ 5街区花壇管理作業 ⑤ 1街区フィールド管理業務 ⑥ 1街区ビジターセンター管理業務 ⑦ 公園の活用方法の企画
委 託 先	特定非営利活動法人 豊島北ビオトープクラブ
継 続 契 約 期 間	平成26年4月～平成27年3月 ※5街区は平成26年度までで5年超継続
予 定 価 格	10,100千円
契 約 金 額	10,100千円（落札率：100%）
執 行 済 額	10,100千円
契 約 方 法 及 び 根 拠	随意契約 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
委 託 先 選 定 方 法 ・ 理 由	協働事業提案制度に基づく事業の提案者
予 定 価 格 積 算 方 法	シルバー人材センターへの委託料や他の公園管理業務における委託料を参考に決定。
実 績 確 認	業務実績表及び業務報告書により確認。
支 払 方 法	定額契約であり、処理実績の多寡による清算はなし。

【事業の目的と成果】

当該事業は、北摂地域の昔の自然環境をふれあい緑地（1・5街区）に復元し、地域の人びとが憩い楽しみ、ともに学べる機会を提供することで、航空機公害のため住民の移転を余議なくされ分断された地域コミュニティの新たな創出を豊中市と委託先が協働で図ることを目的としている。協働事業提案制度に基づき、ビオトープの維持管理について委託契約を締結し、その中で復元された自然環境を利用しながら体験学習などを実施し、コミュニティを活性化している。

【意見 25】 委託料の適切な見直し

委託先の決算書の主な内訳は下表のとおりである。

項目	金額	構成割合 (※1)
当該委託契約による収入	10,100,000 円	98.6%
その他の収入	144,292 円	1.4%
収入合計	10,244,292 円	100.0%
ビオトープ公園管理事業費	7,236,487 円	70.7%
その他の一般事業費	382,044 円	3.7%
一般管理費	1,098,328 円	10.7%
費用合計	8,716,859 円	85.1%
当期経常増減額	1,527,433 円	14.9%

※1：収入合計に対する割合

成案化会議により合意された企画書案によれば、協働提案者である委託先がふれあい緑地（1・5街区）協働管理委託業務の対象となっている業務を実施し、豊中市はその費用を負担し、清掃用具等の貸与を行うとされている。当該取決めに基づいて、市は随意契約により公園管理業務を委託先に委託し、委託先はその他の業務を実施していない。

しかし、決算書内訳からも明らかなように、市が委託先に支払っている委託料の金額は、委託先が実際に支出した委託対象事業費を大幅に上回っている。これは、企画書に基づく市の負担範囲を超えており、実質的には委託先に対する助成となっていると考えられる。

企画書の趣旨に沿えば、市が支払う委託料は、委託先が協働管理委託業務を実施するために支出した費用の範囲内とすべきであり、委託料の見直しを検討されたい。

7. 環境部 減量推進課

(旧 環境部 環境センター 減量推進課)

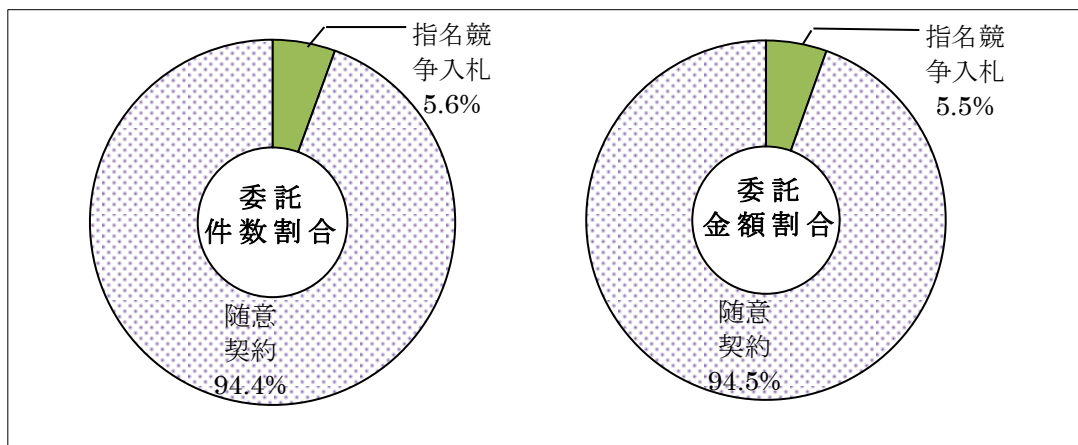
(1) 減量推進課の業務概要

当課は、循環型社会の構築をめざし、ごみの減量及びリサイクルの推進・適正処理に係る企画立案、市民や事業者に向けた情報発信、家庭系ごみ及び事業系ごみの減量推進、産業廃棄物の適正処理に向けた排出事業者や処理業者・処理施設への指導等の業務を行っている。

(2) 平成 26 年度委託契約の状況

下表は、旧環境部環境センター減量推進課所管の契約を対象としている。

区分	委託件数 (件)		委託金額 (千円)	
		割合		割合
一般競争入札	—	—%	—	—%
指名競争入札	1	5.6%	5,508	5.5%
プロポーザル	—	—%	—	—%
随意契約	17	94.4%	95,217	94.5%
合計	18	100.0%	100,725	100.0%



(3) 委託契約別監査の結果及び意見

① し尿収集運搬業務

契約内容	し尿収集運搬業務 (1か月当たりの収集運搬予定件数) (1) 定期収集 (一般家庭) 58 世帯 (収集概ね月 2 回) (2) 臨時くみ取り (事業所等) 20 件 (3) 工事用仮設便所等 70 件
委託先	豊中環境整備 (株)
継続契約期間	平成 24~26 年 (3 年) 昭和 58 年度以降継続して同社に委託。
予定価格	18,244 千円
契約金額	18,000 千円/年 (3 年総額 54,000 千円) (落札率: 98.6%)
執行済額	18,000 千円
契約方法及び根拠	随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
委託先選定方法・理由	市内唯一のし尿運搬業者である。
予定価格積算方法	拘束日数や積算基準などに基づく積算 (ただし参考価格であり、実際には前回と同水準で決定。)
実績確認	し尿収集業務日報及びし尿収集運搬業務完了報告書による確認を行っている。定額契約であり、処理実績の多寡による精算はない。

【事業の実施目的と成果】

生活環境の保全、公衆衛生の向上を目的として、臨時し尿の受付やし尿処分 (収集運搬、処理) を行うもの。受付等は市が実施し、し尿収集運搬・処理業務を外部委託している。豊中市は一般家庭の水洗化率が比較的高く、し尿処理量は年々減少しているものの、一般家庭 58 世帯、事業所等の臨時くみ取り 20 件、工事用仮設便所等 70 件 (いずれも平成 24~26 年度の契約予定価格積算上の 1 か月当たり収集運搬予定件数。) を見込み、今後も継続が必要な事業である。

現委託先は、し尿運搬業者 4 社の出資により市内唯一のし尿運搬業者として昭和 58 年 12 月に設立され、現在に至っている。

他に委託可能な業者が市内にないため、設立時の委託開始当初から継続して当該業者と随意契約を行っており、平成 11 年度に市直営による業務が廃止されてからは業務の全部を同社に委託している。

【意見 26】委託料の適切な見直し

委託料の予定価格は、3 年に 1 度の契約更改時に大阪府積算単価の変更を反映して算定しているが、委託業務開始以来、計算式について見直された形跡はない（資料が残っていないため明らかではない。）。

この事業は市内で他に委託業者が存在しないため、昭和 58 年以来同一の相手先と随意契約を続けており、委託開始当初よりし尿処理量は年々減少しているが、委託料はそれほど変化していない。他に委託業者が存在しないため、随意契約はやむを得ないとしても、契約金額や事業実施方法については市が自ら検証する必要がある（PDCA の必要性）。

作業量と委託料の関係を考察するための資料が十分には残っていないが、所管課に現存する資料によると、昭和 60 年度の委託による収集量は 4,141k1（直営収集量は 8,415k1）であったが、すべて委託収集となった平成 11 年度時点では 1,685k1 まで減少しており、平成 26 年度には 397k1 になっている。

また、委託料が判明するもっとも古い平成 12 年度の処理量は 1,416k1、委託料は 22 百万円であったことと対比すると、平成 26 年度の処理量は 7 割超減少しているが（397k1）、委託料は 2 割しか減少していない（18 百万円）。

収集の手間は、量よりも件数（回数）に関係するため、委託先の実績報告により件数が把握できる平成 21 年度と平成 26 年度を比較してみると、収集回数の多い定期収集世帯数は 3 割近く減少しているが、委託料は 18 百万円で一定である。

処理回数と委託料の比較

	定期（※1）		臨時（※2）		公共		合計
	世帯数 （※1）	処理量	件数	処理量	件数	処理量	処理量
平成 21 年度	68 世帯	194.6k1	849 件	275.3k1	50 件	7.9k1	477.8k1
平成 26 年度	48 世帯	111.3k1	947 件	285.8k1	—	—	397.1k1

※1 月 2 回程度収集を行う。

※2 工事現場等仮設トイレ。年によって変動がある。

収集運搬業務が減少しているにもかかわらず、このように委託料に変化がない主な要因は、業務量の減少を委託料の積算基礎となる担当者の拘束時間の見積に反映させていない等、予定価格積算方法の見直しを行っていないこと及び予定価格を参考に同社との随意契約の中で前契約を基準としてほぼ同水準で両者の話し合いにより契約額が決定されてきたことによる。

本来、委託料は業務の内容・量に応じて算定されるべきものであるが、当該委託業者については、下水道整備が進んだため、し尿くみ取り箇所が減少したことによる対応としてそれまで数社あったし尿収集運搬業者が整理統合されて設立するに至った経緯があり、現状として市内唯一のし尿収集業者であるといった点や、収集件数が減少した場合においても、収集申込みに対応して市内全域を収集する必要があること等、考慮すべき点もある。

次期契約締結時にあたっては、他市の処理単価（処理量や件数）等と比較したうえで、現在の委託料の算出方法が適切か、見直しも含めた検討が行われたい。

【意見 27】 適切な書類の保存

同契約において、業務開始当初の契約金額積算の前提・考え方や、過去に見直しが行われたか等に関する情報が引き継がれていない。業務の全部を同社に委託することになったのが平成 11 年度であるため、当時の書類が保存期限を超えていること、1 回の契約期間が 3 年間の長期契約であるため、前回の積算から担当者の異動や、前回積算時の検討内容が文書で残されていないことなどを原因として、検討すべき内容の詳細が不明であり、ほぼ前回契約を踏襲しているとのことであった。

監査において現在の積算資料を閲覧したところ、根拠が不明瞭な算定要素や算定上の適用誤り等も見られた。少なくとも、委託開始当初から処理量、件数ともに激減しているにもかかわらず、委託料にほぼ変化がない事実を見ても、今回の契約更新だけでなく、長年にわたり前例を踏襲して契約更新してきたと推察される。時代の変化に伴い、実情に応じて必要な検討を行い、改定を行っていくためにも、引継ぎが必要な資料が引き継がれていないことは問題である。

財務規則上の書類保存期限は一般的なルールを示しているにすぎない。個々の業務に必要な書類は、一般的な保管期限を過ぎても適切に引き継がれるよう、それぞれの所管部署で適切な取り扱いを定められたい。

① 粗大ごみ等受付業務

<p>契 約 内 容</p>	<p>粗大ごみ等受付業務委託</p> <p>粗大ごみ等の申込み及び問合せ・苦情処理などの受付並びに「受付センター」の運営管理に必要とする次の業務</p> <p>①「受付センター」運営管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「受付センター」の設置 ・ 受付業務に必要とする電話交換機等機器の整備（粗大ごみ受付システム（以下「受付システム」という。）は除く。） ・ 受付システムのサーバーの設置及び維持管理（故障時対応は除く。） ・ 受付システムのサーバーと受付端末間の物理的な配線及びその維持管理 ・ 従事者の手配・配置等 <p>②粗大ごみ等処理申込受付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付システムを用いた粗大ごみ等の処理に係る受付業務（排出者氏名、電話番号、住所、排出品目、処理手数料等を受付端末へ入力。） ・ 受付システムに係る電子地図のメンテナンス業務等 <p>③問合せ等対応業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 粗大ごみ等の処理手数料、受付番号、ごみの減量及び排出方法等に関する問合せへの対応業務 ・ 苦情（対応できる範囲に限る。）対応業務 <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従事者研修業務等 ・ 本市との業務打合せ業務 ・ ①から④の上記の業務ほか、「受付センター」の運営管理に必要とする業務など
<p>委 託 先</p>	<p>(株)エヌ・ティ・ティマーケティングアクト</p>
<p>継 続 契 約 期 間</p>	<p>平成 24 年 4 月～平成 29 年 2 月（4 年 11 か月）</p> <p>平成 18 年度から随意契約により継続して契約している。</p>
<p>予 定 価 格</p>	<p>20,212 千円</p>
<p>予 定 単 価</p>	<p>受付業務：214 円／件、問合せ対応：134 円／件</p>
<p>契 約 金 額</p>	<p>受付業務：190 円／件（落札率：88.7%）</p> <p>問合せ対応：115 円／件（落札率：85.8%）</p>

執行済額	14,743千円
契約方法及び根拠	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
委託先 選定方法・理由	理由書なし
予定価格 積算方法	過去の業務実績及び積算基準に基づく積算 見積り合わせは行っていない。
実績確認	単価契約。委託先からの実績報告に基づいて精算

【事業の実施目的と成果】

粗大ごみの減量を推進するため平成18年度から有料申込制とし、受付や処理券の作成等を行っている。平成26年4月からインターネットによる受付を開始した。このうち受付業務は平成13年度から外部委託している。

受付件数及び委託料の推移は下表のとおりである。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
受付件数(件)	117,026	113,014	103,566	99,977	76,424
委託料(千円)	24,575	23,733	19,565	18,802	14,743

【結果28】随意契約に関する財務規則適用誤り

当該契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定を適用して、入札等を行わず随意契約を行っている。

しかし、豊中市財務規則によれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約によることができる場合の予定価格は500千円以下と定められており、当該契約は予定価格の総額が20,212千円であることから、処理業務1件当たりの契約単価が少額(受付業務:190円/件、問合せ対応:115円/件)であることを理由に随意契約の方法を採用することは適切ではなく、プロポーザル、入札等、適切な契約方法を選択する必要がある。

特に、単価契約においては、総額ではなく、契約単価をもって財務規則を適用する等の誤りが散見されるため、取り扱いについて庁内に周知されたい。

地方自治法施行令第167条の2

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額。)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

豊中市財務規則第 104 条第 1 項

(随意契約)

施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する随意契約によることができる場合の予定価格は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表の右欄に定める額とする。

契約の種類	予定価格
(1)～(5)省略	
(6)前各号に掲げる以外のもの	500,000 円

【結果 29】見積り合わせに関する財務規則適用誤り

豊中市財務規則第 104 条第 2 項によれば、「主管部課長は施行令第 167 条の 2 の規定により随意契約を行おうとするときは、なるべく 2 人以上の者を選んでこれらの者から見積書を徴しなければならない。」とされているにもかかわらず、見積り合わせを実施していなかった。

入札が望ましいと考えられるが、随意契約を行う場合には、価格に競争性が働かないため、見積り合わせ等により、価格の適正性に対し、検証を加えることが必要である。

8. 財務部 債権管理課 (旧 財務部 債権管理室)

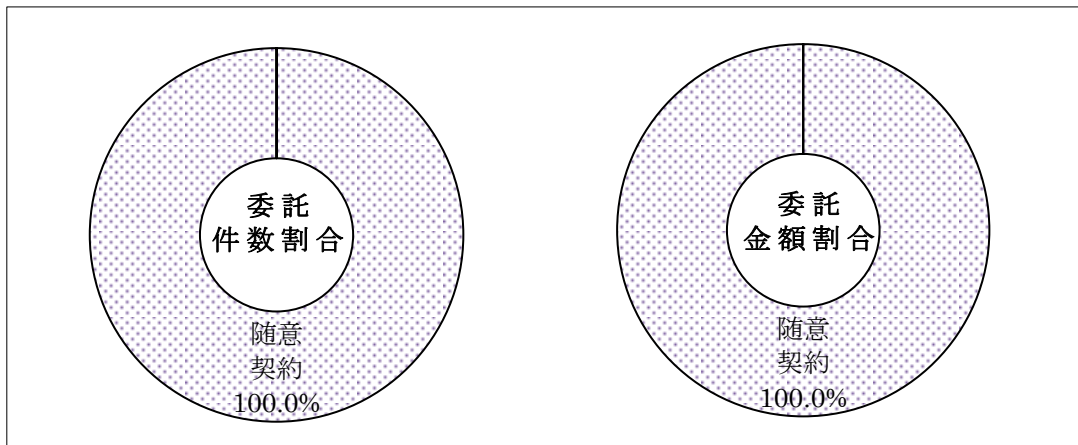
(1) 債権管理課の業務概要

当課は債権管理の専門部署として、徴収所管部署から引き継いだ債権の管理回収業務を行うと共に、市全体の徴収事務のレベルアップをめざしている。

(2) 平成 26 年度委託契約の状況

下表は、旧財務部債権管理室所管の契約を対象としている。

区分	委託件数 (件)		委託金額 (千円)	
		割合		割合
一般競争入札	—	—%	—	—%
指名競争入札	—	—%	—	—%
プロポーザル	—	—%	—	—%
随意契約	4	100.0%	44,755	100.0%
合計	4	100.0%	44,755	100.0%



(3) 委託契約別監査の結果及び意見

豊中市電話催告等業務委託

契約内容	市の債権に係る滞納者に対する初期対応等以下の業務を委託するものである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話及び文書による納付勧奨 ・ 納付書の発行、封入封函作業 ・ 納付勧奨後の納付収納確認
委託先	(株)エヌ・ティ・ティマーケティングアクト
継続契約期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日 単年度契約で同委託先と継続的に随意契約
予定価格	14,438千円
契約金額	14,437千円（落札率：100%）
執行済額	14,437千円
契約方法及び根拠	随意契約 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
委託先選定方法・理由	これまでの事業経歴、知識や経験、ノウハウを活用することで業務を効率的に進め、契約に基づき業務を忠実に履行している。また本業務の趣旨を熟知しており、市税等の納付勧奨においてすぐれた実績を上げている。
予定価格積算方法	前年度契約実績を基に、人件費等を積み上げ積算している。
実績確認	委託業務は、納付勧奨（納め忘れの方に自主納付を促す。）が目的であり、委託の成果については、電話催告業務の実施件数に基づき評価している。

【事業の実施目的と成果】

税及び税外徴収金の未納に対して、民間事業者を活用した電話及び文書による納付勧奨を行うことで、初期督促を充実させ、未収債権の早期解消及び滞納の長期化の防止を図る。

この結果、平成26年度は26,603件の納付勧奨を実施し、275,717千円の納付が行われた。委託料以上の回収が実現している。

【意見30】 随意契約理由の根拠不足

随意契約の理由として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの。）を随意契約理由書に記載している。随意契約の理由を別途担当者にヒアリングした結果、納付勧奨費目が複数あり、それぞれ独自の詳細な制度・ルールがノウハウとして存在することから、ノウハウを有する当委託先と随意契約を締結することが妥当であると判断した、とのことであった。

当委託契約については、架電時の対応方法等が詳細に記載されたマニュアル（とよなか納税・納付コールセンター業務マニュアル）に基づき業務が実施されている。当マニュアルについては業務開始当初に委託先及び債権管理課双方で確認しながら作成されていることから、債権管理課においても一定のノウハウを有していると考えられる。また当該固有の扱いがあるとしても、同業務を提供できる事業者が市場に唯一とは考えられず、その性質又は目的が競争入札に適さないものと判断できる明確な理由はない。

競争の原理を十分に働かせるためには、一般競争入札やプロポーザルによる随意契約等に基づき委託契約を締結できないかについて、検討することが望ましい。

9. 市民協働部 暮らし支援課

(旧 市民協働部 暮らしセンター 雇用労働課)

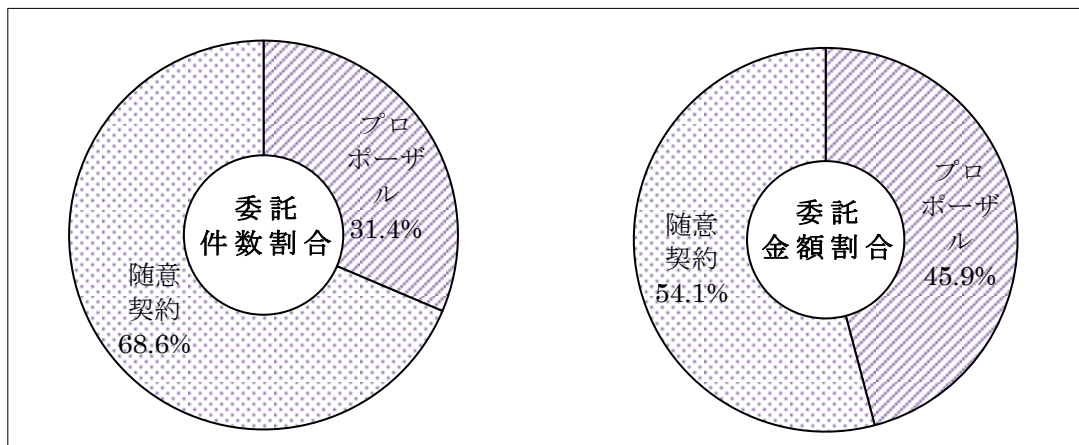
(1) 暮らし支援課の業務概要

当課は、暮らしに関する情報の収集及び提供、資料等の展示、消費者啓発及び消費者教育、消費者からの相談及び苦情の処理、消費者及び消費者団体の活動支援などを行っているほか、雇用・就労支援の充実により、働く意欲のある人が、その能力を發揮し、安心してやりがいを持って働くことのできる環境を整えるための業務を行っている。

(2) 平成 26 年度委託契約の状況

下表は、旧市民協働部暮らしセンター雇用労働課及び暮らしセンター消費生活課所管の契約を対象としている。

区分	委託件数 (件)		委託金額 (千円)	
		割合		割合
一般競争入札	—	—%	—	—%
指名競争入札	—	—%	—	—%
プロポーザル	27	31.4%	216,667	45.9%
随意契約	59	68.6%	255,551	54.1%
合計	86	100.0%	472,219	100.0%



(3) 委託契約別監査の結果及び意見

① 住宅支援給付事業業務委託

契 約 内 容	豊中市住宅支援給付事業に関わる相談窓口
委 託 先	(社福) 豊中市社会福祉協議会
継 続 契 約 期 間	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月 (単年総価契約) 平成 21 年度から新規に開始した事業であり、事業開始時から同一の相手先と契約。
予 定 価 格	9,556 千円
契 約 金 額	9,556 千円 (落札率 : 100%)
執 行 済 額	8,718 千円
契 約 方 法 及 び 根 拠	随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
委 託 先 選 定 方 法 ・ 理 由	当事業は、総合支援資金貸付制度と一体的に運用することとされていることから、総合支援資金貸付制度を実施している当団体に委託したもの。
予 定 価 格 積 算 方 法	委託先からの見積書による。
実 績 確 認	相談受付数や支援実施状況、並びにプラン策定状況等につき、毎月、事業報告書の提出を受け、事業の進捗状況について確認している。 精算条項があり、未執行額は市に返還している。

【事業の実施目的と成果】

世界的な経済不況の中で、非正規労働者を中心に雇止めや契約途中での解雇に伴い住居を喪失したり住居の維持等が困難となっている離職者、又は収入の減少により就職活動が困難となった住居等困窮離職者に対する支援策の一環として実施。離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者の住宅の確保及び就労機会の確保に向けた支援を行うものである。国の通知により(社福)社会福祉協議会の固有事務である総合支援資金貸付制度と連携して運用することとされている。

豊中市は、これにより、住宅等困窮離職者に対して住宅支援給付を支給するとともに、就労支援を行い、就労機会を確保することで、一定の成果をあげていると評価している。

(単位：千円、人)

	目標値	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
契約金額（委託料）	—	15,706	11,850	10,161	9,885	9,556
住宅手当支給額	10,000	23,035	15,403	9,259	4,772	2,634
支給決定者数	40	118	62	49	28	24
支援者一人当たり 委託料（円）	—	@133,107	@191,140	@207,367	@353,035	@398,166
支援者一人当たり 住宅手当支給額（円）	—	@195,211	@248,435	@188,959	@170,428	@109,750
委託料/住宅手当	—	0.68倍	0.77倍	1.10倍	2.07倍	3.63倍
支給延べ人数	260	510	340	205	118	59

【意見 31】 委託料の適切な見直し

本事業は、平成 22 年度から平成 26 年度にかけて、支援者数が 118 人から 24 人へと減少するに伴い、支援額（住宅手当支給額）、委託料ともに総額で減少している。一方、支援者一人当たりに着目すると、手当支給額は@19 万 5 千円から@10 万 9 千円へと半額近くに減少している一方で、委託料は@13 万 3 千円から@39 万 8 千円へと 3 倍近くに増加している。このように、住宅等困窮離職者に直接支給される住宅支援給付に対し、間接事務コストである委託料は、一人当たりで換算してみると、平成 22 年度では委託料のほうが小さいが、平成 26 年度には支援費の 3.6 倍になり、平成 24 年度からは総額でも支援費より委託料のほうが大きいという逆転現象が生じている。

リーマンショック（平成 20 年 9 月）後の支援者に比べ、近年では一人一人に対し、よりきめ細かなサポートを行っているとのことであり、その点では一人当たりに係る事務コストは以前より増加している面もあると思われる。しかし一方で、委託先が唯一（社福）豊中市社会福祉協議会であるなか、委託料は組織の人員体制を基準に算定される傾向があり、事業遂行に必要なコストとしてのシビアな見直しが十分であったとは言えない。

なお、本事業は、生活困窮者自立支援法の施行（平成 27 年 4 月）に伴い必須事業となり、生活困窮者自立支援事業に一本化された。従来の住宅支援給付事業業務委託は、自立支援事業の一部に組み替えられ、両事業合計で事務委託料は 2 百万円削減されている。一本化されたことから本事業単独の事業費は外部から見えにくくなるが、引き続きセグメント別の収支を管理することにより、

とりわけ支援費と委託料のバランスに配慮して、限られた資金をより有効に生かし、市民への説明責任を果たせるよう、事業の効率的な運営のほか、事業全体の実績を踏まえた委託料の算出について検討されたい。

②生活困窮者自立支援促進モデル事業

契 約 内 容	生活困窮者への自立支援業務
委 託 先	8 団体
継 続 契 約 期 間	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月（単年総価契約） 平成 25 年度から新規に開始した事業
予 定 価 格	13,515 千円
契 約 金 額	13,515 千円（落札率：100%）
執 行 済 額	13,382 千円
契 約 方 法 及 び 根 拠	随意契約 （地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
委 託 先 選 定 方 法 ・ 理 由	当事業において、支援対象は本市に居住する生活困窮者であるため、事業実施場所としては本市内が望ましく、また支援の実施にあたっては、能力及び経験が必要となる。その中で、本市に拠点を有しており、これまでも就職困難者の受入れや就職支援等を行い、ノウハウ・経験を有している当団体に委託したもの。
予 定 価 格 積 算 方 法	委託先からの見積書による。
実 績 確 認	就職困難者の受入れ数や職業訓練の実施状況について、毎月、事業実施結果報告書の提出を受け、事業の進捗状況につき確認している。また、発生した費用の実績に基づいた請求書が送付され、その内容を検証し管理している。

【事業の実施目的と成果】

生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の自立支援策を強化することをめざし、平成 27 年度から全国で本格施行されている。

当事業は、それに先立ち、課題整理と施行の準備を目的として、モデル事業（2 か年）として取り組まれたものである。事業内容は、自立相談支援事業（豊中市くらし再建パーソナルサポートセンター）におけるアセスメント及び自立支援計画の作成プロセスの中で、一般就労に直ちに就くことが困難な者であり、一般就労に向けた準備（職業訓練）が必要であると判断され、支援決定を受けた者を対象に、豊中市くらし再建パーソナルサポートセンターが作成した自立

支援計画に沿って、一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援するものである。

当事業は「地域就労支援事業」の中の1つの事業である。「地域就労支援事業」全体としては、雇用・就労への結びつきが評価指標となるが、その中における1事業である当事業は、就労準備支援として、生活リズム、コミュニケーション、体力の回復等、一般就労に従事する前段階の準備として基礎能力の形成等を目的としたもので、相談者個々の状況に応じて支援メニューを決定しており、即一般就労へ結び付けることを目的とはしていない。また、緊急雇用事業とは異なり、就職困難者を雇用することを目的とした事業ではない。よって、訓練・実習の受入れ状況を評価項目としている。

(単位：千円、人)

	平成 25 年度	平成 26 年度
事業費（契約額）	7,745	13,515
訓練・実習参加人数	48	140

平成 26 年度事業者別内訳

(単位：千円、人)

事業者	委託費 (契約額)	左記のうち 人件費(※)	訓練・実習 参加人数
事業者 A	3,156	1,296	19
事業者 B	1,235	1,160	17
事業者 C	1,080	756	4
事業者 D	1,080	756	5
事業者 E	1,491	1,257	8
事業者 F	1,620	1,620	2
事業者 G	1,682	1,497	5
事業者 H	2,170	1,025	80
計	13,515	9,368	140

※ この人件費は、委託先に在籍している「就労準備を支援する担当者」の人件費であり、訓練・実習に参加した者の人件費は含まない。

【意見 32】 訓練実績と相関関係がない委託料の額

当事業はコンペ等によらず、随意契約で8団体に委託しており、委託費と訓練・実習参加人数（成果）の間に相関関係がない。

その理由を分析すると、随意契約も要因として、委託費に含まれる人件費が異なっていることが大きい。この人件費とは、訓練等への参加者の人件費では

なく、委託先の経営者又は従業員等、サポートを行う「就労準備支援担当者」の人件費である。「就労準備支援担当者」は、国のガイドラインにより一定の資格要件が求められており、国庫協議においてその人件費が対象経費として認められているが、単価については、特に国で定められた基準等はない。ここで、訓練職種によって単価が異なることは合理的であるとしても、委託先の就労支援者の地位や職階によって人件費が大きく異なることが、生活困窮者の就業支援という目的に照らして、訓練・実習への参加人数や職種と、委託費の額に合理的な相関関係がないという結果につながっている。例えば訓練・実習への参加者が2名で「就労準備支援担当者」の人件費は1,620千円である委託先がある一方で、訓練・実習への参加者80名に対し「就労準備支援担当者」の人件費が1,025千円の委託先もあり、ばらつきがある。

これは、現段階では、一連の支援に精通した支援人材を有している事業者に限られていること、さらには事業規模によって、これらの業務を遂行できる人員の地位や職階が限られていることに起因するとのことである。今後、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業として実施するにあたっては、このような能力を有する事業者を地域に増やしていくことが解決策の一つとして考えられる。

また、今後は、委託内容に応じた経費の単価設定やコンペ又はプロポーザルの実施の可能性についても検討されたい。

【意見 33】 訓練実施実績の PDCA

当事業は8団体に委託しており、委託料は1,080千円～3,156千円となっている。

しかしながら、訓練実施の実績は大きく異なっており、わずか2名の訓練・実習参加者しかいなかった等、同じように公費を投入して少ない効果しか得られなかった委託先もあった。そういった中で、事業全体としては一定数の就職困難者を受入れ、訓練・実習の機会を提供したことで成果があったものと評価されている。

当事業は、平成26年度をもってモデル事業としての役割を終え、平成27年度以降は、生活困窮者自立支援法に規定する事業として、就労準備支援事業、被保護者就労準備支援事業として実施されている。

今後の展開に当たっては、委託先の訓練メニューをより有効に活用できるよう、市は、訓練・実習参加者の紹介に一層努力すること、更に、各事業の利用人数及び想定される利用対象者数等の状況をふまえ、よりきめ細かな事業毎の実施内容及び手法の改善に取り組むことが求められる。

③ くらし再建パーソナルサポートセンター事業委託

契 約 内 容	生活困窮者に対する早期自立支援
委 託 先	(一社) キャリアブリッジ 他1団体
継 続 契 約 期 間	平成26年4月～平成27年3月 平成25年度から新規に開始した事業。
予 定 価 格	45,810千円
契 約 金 額	45,810千円 (落札率:100%)
執 行 済 額	45,810千円
契 約 方 法 及 び 根 拠	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
委 託 先 選 定 方 法 ・ 理 由	平成23～24年度にかけての豊中市パーソナルサポートモデル事業、平成25年度の生活困窮者自立促進支援モデル事業にて中心となって活動していた実績があることから、当団体を委託先として選定した。
予 定 価 格 積 算 方 法	委託先からの見積書による。
実 績 確 認	就職困難者の受入れ数や職業訓練の実施状況について、毎月、事業実施結果報告書の提出を受け、事業の進捗状況につき確認している。また、発生した費用の実績に基づいた請求書が送付され、その内容を検証し管理している。

【事業の実施目的と成果】

当事業は、生活困窮等の困難を抱えた市民を発見し、それぞれが目指すくらしの再建、生活の再生を早期に支援することを目的として、市内の市税、国民健康保険等の徴収部門と連携を図って、滞納等の状況が発生した時点で当該滞納者に対して「くらし再建パーソナルサポートセンター」を案内することにより、早期自立支援を実施するものである。

当事業は「地域就労支援事業」の中の1つの事業である。「地域就労支援事業」全体としては、雇用・就労への結びつきが評価指標となるが、その中における1事業である当事業は、経済的困窮や社会的孤立をはじめとした生活困窮者を支援するものであり、直営+委託方式にて実施している。新規相談の受付や関係機関との連携、就労支援を主に直営部門が担い、地域に潜在している社会的孤立状態にある相談者の早期発見及び地域のネットワークを活用した支援を(社福)豊中市社会福祉協議会が、複雑かつ多様な阻害要因を有する相談者

に対する専門的、チーム的支援を（一社）キャリアブリッジが主に担っている。このため、（社福）豊中市社会福祉協議会の相談者に対する支援内容は、食料支援等の緊急対応や地域とのつながりづくり、他機関へのリファー等が主なものとなっており、就労人数よりも相談受付数が評価項目として重視される。また、（一社）キャリアブリッジに関する事業の評価については、就労人数だけではなく、より困難なケースを委託することで直営部門における相談対応の効率化という視点もある。

（単位：千円、人）

	平成 25 年度	平成 26 年度
事業費（契約額）	44,437	45,810
相談受付数	71	472
就労人数	17	31

平成 26 年度事業者別内訳

（単位：千円、人）

事業者	事業費 （契約額）	左記のうち 人件費	相談 受付数	就労 人数
（社福）豊中市社会福祉協議会	7,510	6,669	388	7
（一社）キャリアブリッジ	38,300	32,475	84	24
計	45,810	39,144	472	31

【意見 34】 随意契約理由の根拠不足

平成 26 年度の当事業の委託先は、その前段階となる豊中市パーソナルサポートモデル事業（平成 23 年～24 年度）及び生活困窮者自立促進支援モデル事業（平成 25 年）において中心となって活動した団体であることが、随意契約した理由となっている。当該事業は平成 15 年度から開始した事業であり、毎回、前回の実績のみで同一の相手先と随意契約を続けられれば、経済環境の変化や技術革新がある中で、より効率的効果的な新たな手法が生まれにくい。従って、前回の事業実施者というだけでは随意契約の理由としては不足している。

契約金額の規模からしても、コンペ又はプロポーザルの実施を検討されたい。

④ 起業支援型地域雇用創造事業委託

契 約 内 容	起業後 10 年以内の団体を委託先として、新規に労働者を雇用し、人材を育成する。
委 託 先	NPO 法人日本学び協会 他 9 団体
継 続 契 約 期 間	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月（単年総価契約） 平成 25 年度から新規に開始した事業
予 定 価 格	145,559 千円
契 約 金 額	145,559 千円（落札率：100%）
執 行 済 額	134,195 千円
契 約 方 法 及 び 根 拠	① 5 団体 随意契約 （地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号） ② 5 団体 プロポーザル型コンペ（随意契約） （地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
委 託 先 選 定 方 法 ・ 理 由	① 5 団体 豊中商工会議所に広報、事業候補の発掘、市への推薦等の業務を委託し、同団体の推薦を受けたもの。 ② 5 団体 推薦を受けた事業者のほか、プロポーザルへの入札が 5 団体あった。選定委員会が審査により評価した結果、5 団体全てが採用されている。
予 定 価 格 積 算 方 法	委託先からの見積書による。
実 績 確 認	委託契約書に基づき、毎月及び業務完了後に業務報告書の提出を受けている。 また、仕様書に基づき、業務完了後に状況調査票及び雇用実績報告書の提出を受けている。 さらに、委託期間終了後、従事経験者を対象に調査を実施している。

【事業の実施目的と成果】

起業支援型地域雇用創造事業は、地域の産業・雇用振興策に沿って起業後 10 年以内の企業、NPO 等を委託先として地域に根差した雇用創出に資する事業を実施することにより、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者の雇用の場を確保し、生活の安定を図るとともに、委託先の企業の成長等により、地域の安定的な雇用の受け皿を創出することを目的とする。委託先は当該趣旨に沿って、新規に労働者を雇用し、OJT を実施することにより、地域の産業ニーズに応じた人材を育成する。

市はこれにより、地域の安定的な雇用の受け皿が創出され、新規雇用に結びついていると評価している。

(単位：人)

	年度目標値	平成 25 年度	平成 26 年度
新規雇用者数	30	508	47

【意見 35】 契約保証金の免除規定の適切な記載

「契約決議書」に添付されている「契約保証金免除理由書」には、「本委託契約に関わる事業費については、全額国から大阪府を通しての補助金を財源としており、市としての負担は一切発生しないため、市の損害発生のおそれは皆無と思われる。」と記載されている。

ここで契約保証金の必要性の有無を意思決定する際に問題となるのは、税金が投入されたにもかかわらず、契約が履行されない場合の担保をいかにするかであって、原資が国費か府費か市費かではない。そもそもの原資は納税者であって同一である。国から事業者の選定を委託されているのであるから、リスク管理は市が適切に行うことが求められている。リスク管理の観点で適切な記載を行われたい。

10. 健康福祉部 高齢者支援課

(旧 健康福祉部 いきいきセンター 高齢者支援課)

(1) 高齢者支援課の業務概要

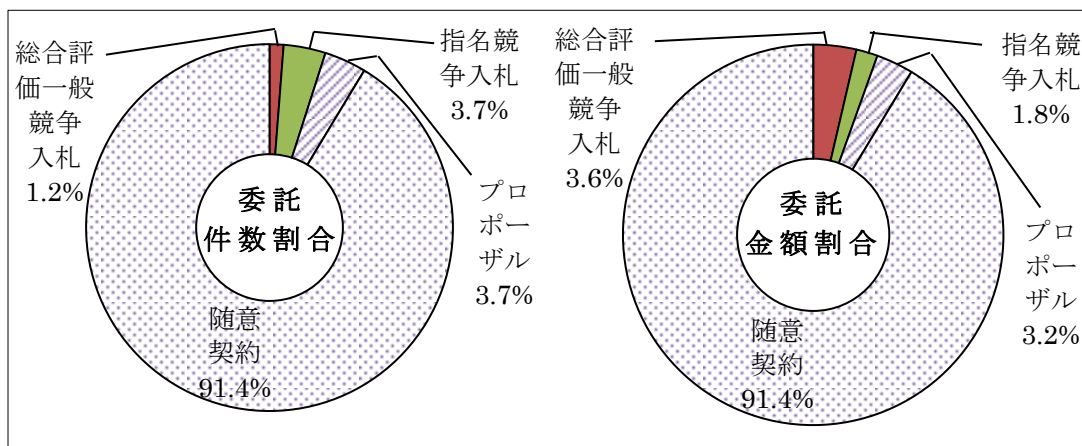
当課は、介護予防事業の企画・運営、老人クラブ活動の支援、老人福祉センターや老人憩の家の運営等、高齢者の生きがい活動の推進や社会参加の促進を図る事業を行っている。

介護認定、高齢者に関わる総合相談、高齢福祉・介護保険に係る各種給付事業、市内7か所の地域包括支援センターも高齢者支援課の所管である。

(2) 平成26年度委託契約の状況

下表は、旧健康福祉部いきいきセンター高齢者支援課所管の契約を対象としている。

区分	委託件数 (件)		委託金額 (千円)	
		割合		割合
一般競争入札	—	—%	—	—%
指名競争入札	3	3.7%	9,773	1.8%
総合評価一般競争入札	1	1.2%	19,440	3.6%
プロポーザル	3	3.7%	16,848	3.2%
随意契約	74	91.4%	487,047	91.4%
合計	81	100.0%	533,109	100.0%



(3) 委託契約別監査の結果及び意見

① 豊中市シルバーハウジング生活援助員派遣事業

契 約 内 容	シルバーハウジングに生活援助員を派遣し、生活相談・安否確認・一時的な家事援助・緊急時対応などのサービスを提供する。 豊中市内のシルバーハウジングは市営三国住宅、市営島江西住宅、市営原田住宅、市営向丘住宅、市営アルビス旭丘住宅、市営野田第2住宅、府営上新田住宅、府住宅供給公社豊中B団地の8か所に設置されている。
委 託 先	(社福) 愛和会 (社福) 豊中ファミリー (社福) 淳風会 (社福) 昌壽会
継 続 契 約 期 間	平成26年4月1日～平成27年3月31日 単年度契約で同4団体と随意契約。
予 定 価 格	43,487千円
契 約 金 額	43,487千円 (落札率: 100%)
執 行 済 額	43,487千円
契 約 方 法 及 び 根 拠	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
委 託 先 選 定 方 法 ・ 理 由	シルバーハウジング入居者に対応するため、生活援助員を派遣する事業。緊急時等は、入居者を早急に支援する必要があるため、24時間対応が可能な、シルバーハウジングに近接する特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に委託。
予 定 価 格 積 算 方 法	43,487千円 制度が始まった時点で国から示された額を基に訪問介護員の賃金の推移を参考に積算。
実 績 確 認	収支報告書で確認。

【事業の実施目的と過去からの経緯】

シルバーハウジングとは市営住宅及び府営住宅のうち、高齢者が安全で快適な生活が営むことができるようバリアフリー等に配慮して緊急通報装置等整備された住宅である。委託先の社会福祉法人から派遣された生活援助員が、生活相談や安否確認、緊急時の対応などのサービスを提供するもので、市内に8か所設置されており、平成27年4月現在で312世帯325人が生活している。

当該事業はシルバーハウジングに生活援助員を派遣するものであり、それぞれの地域で近接する特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人と契約を行っている。当該随意契約の理由は、「シルバーハウジング入居者に対応する為、委託先社会福祉法人から生活援助員を派遣。緊急時等は、入居者を早急に支援する必要があり、24時間対応が可能なシルバーハウジングに近接する特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に委託する。」とされている。

なお、過去においては上記以外の社会福祉法人（2法人）に事業を委託していたこともあるが、平成20年度及び平成24年度を最後に、いずれも事業を辞退している。

【意見 36】 事業者の選定方法の見直し

4法人との随意契約については、担当課によると、シルバーハウジングの近傍にある特別養護老人ホームを運営する法人であることを理由として2号随意契約に該当すると判断しているとのことである。当該事業については、近隣の政令市、中核市においてもすべて随意契約が行われている実態を踏まえると、事業には特殊性があり、随意契約を行うことにも一定の合理性があることも認められる。また、過去の経緯から新たな事業者の参入可能性が低いことも一定は想定できる。

しかし、事業については当該4法人でなければ履行できない内容ではなく、また、市が随意契約の理由としている要件を満たす事業者は市内に当該4法人以外にも存在する。市が想定していたように、特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に限って随意契約すべき法的根拠はなく、社会福祉法人以外でも介護にノウハウのある法人に委託している事例もある。従って、競争性のある契約方法の採用も可能であり、仮に、他に適切な事業者が存在しないという判断から随意契約を続けるとしても、少なくとも当該事業を4法人に限定して随意契約を行う合理性はないといえる。

このため、事業目的の達成のために随意契約によることの妥当性について改めて検証を行うとともに、公平性や透明性の観点から事業者の選定方法について再検討されたい。

【結果 37】 契約書の記載誤り

豊中市シルバーハウジング生活援助員派遣事業委託に関連して社会福祉法人（愛和会、豊中ファミリー、淳風会、昌壽会）と締結された契約書4件すべてについて、契約書の第1条に、「豊中市在宅給食サービス事業委託仕様書に従い（以下省略）。」と記載されていた。正しくは「豊中市シルバーハウジング

生活援助員派遣事業委託仕様書に従い（以下省略）。」と記載すべきである。

契約書の作成過程で文言誤りが発見・修正されておらず、決裁過程におけるチェック体制に問題がある。

契約書の承認プロセスにおいて、文言誤りについて適時に発見修正できるよう、チェック体制の見直しを実施する必要がある。

② 豊中市介護予防二次予防事業通所型介護予防事業委託

契約内容	以下の三種類の介護予防教室の運営・実施 ① 運動器の機能向上プログラム ② 口腔機能の向上プログラム ③ 認知症予防・支援プログラム
委託先	(株) デサントヘルスマネジメント研究所
継続契約期間	平成 26～28 年度（3 年契約） 平成 23 年度より継続して契約
予定価格	22,162 千円
契約金額	19,159 千円／年（3 年総額 57,477 千円） 落札率：86%
執行済額	16,848 千円
契約方法及び根拠	プロポーザル型コンペ（随意契約） （地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
委託先選定方法・理由	①～③について各 4～7 者が応募し、全てにおいて委託先が選定された。
予定価格積算方法	平成 25 年度の契約金額を参考に積算。
実績確認	仕様書において各プログラムにおける教室の運営・実施回数を定めており、実績報告によりプログラムの実施、内容、参加人数等を確認している。 参加者数が 5 名未満の教室は中止しており、委託料は実績実施クール数に基づいて支払っている。

【事業の実施目的と成果】

高齢者が生活機能を維持・向上し、参加者の生活の質を高めることを目的として、「地域支援実施要綱 介護予防二次予防事業」に基づき、以下のプログラムの運営、実施を委託している。

①運動器の機能向上プログラム「いきいき元気 運動教室」

※年間16クール（1クール12回）

②口腔機能の向上プログラム「お口元気教室」

※年間10クール（1クール6回）

③認知症予防・支援「いきいき元気 脳力アップ塾」

※年間7クール（1クール12回）

【意見 38】 プロポーザル提案額を考慮しない配点方法

採点結果を確認したところ、参加業者から提示された見積金額に差があるにもかかわらず、提案金額からは得点差が一切、生じていなかった。

プロポーザル型コンペにおいては、金額以外の要素が重視されるものの、見積金額差が一切、得点差として反映されないような採点方法は異例である。

プロポーザル型コンペを実施する際において、提案金額からも一定の得点差が生じるような採点方法を採用することが望ましい。

④ 豊中市高齢者ふれあい入浴事業

契約内容	大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合豊中浴場組合加盟浴場に対し、毎月15日を指定日として対象者の申込みに基づき、高齢者ふれあい入浴証を渡し、利用者は入浴証を提示するとともに、入浴料100円を支払うことにより入浴できるものとする。
委託先	大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合豊中浴場組合
継続契約期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 事業開始以来同契約先と随意契約
予定価格	6,718千円
契約金額	6,718千円（落札率：100%）
執行済額	7,314千円 （4月16日に公衆浴場入浴料の統制額が410円から440円に改定され、変更契約を行った影響。）
契約方法及び根拠	随意契約 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
委託先 選定方法・理由	ふれあい入浴事業実施要領に基づく。
予定価格 積算方法	前年度の事業実績に基づく積算。
実績確認	定額契約であり、実際の入浴者数の多寡による精算はない。但し、入浴者数の実績は翌年の委託料に反映される。

【事業の実施目的と成果】

豊中市高齢者ふれあい入浴事業は、毎年4月1日現在市内に住所を有し、かつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき記録されている満65歳以上の者を対象者とし、申し込みに基づき高齢者ふれあい入浴証を交付したものである。利用者が大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合豊中浴場組合加盟浴場に毎月15日に入浴証の半券を提出すれば、入浴料金100円の自己負担（差額は市が負担）で入浴できる制度である。高齢者の孤独感の解消に資するため、外出を促進し、地域における交流の場を提供することにより、高齢者福祉の向上を図ることを目的として実施されている。

平成26年度の利用者数は25,081人（年）で、1浴場当たり1か月平均では4月～9月は101人（浴場数21）、10月～3月は114人（浴場数18）が利用している。

【意見 39】 事業実績の確認方法の検証

委託料支払いの基礎となるのは、大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合豊中浴場組合から提出される事業実績報告書のみである。この報告書に記載される入浴者数は補助対象上限がないが、数値の正確性が検証されていない。

入浴者数は委託料の支払に直結することから、入浴者数の検証方法について検討されたい。

11. 健康福祉部 保健所 健康増進課

(旧 健康福祉部 保健所 地域保健課・保健予防課)

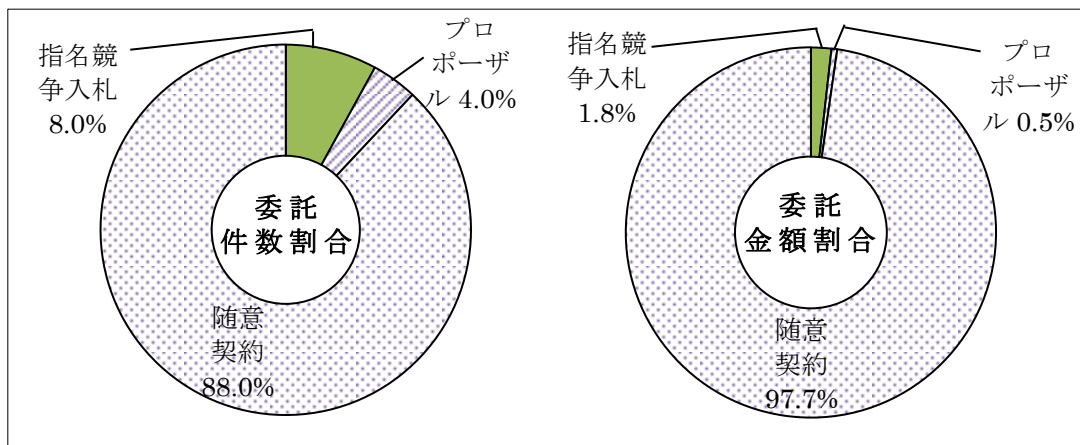
(1) 健康増進課の業務概要

当課は、中部保健センター（岡上の町 豊中市すこやかプラザ1階）、千里保健センター（新千里東町 豊中市千里文化センター「コラボ」2階）、庄内保健センター（島江町）にある。主な業務として、公害健康被害医療補償、予防接種、がん検診等各種健診、母子保健、母子医療の助成事業などを行っている。

(2) 平成 26 年度委託契約の状況

下表は、旧健康福祉部保健所地域保健課所管の契約を対象としている。

区分	委託件数 (件)		委託金額 (千円)	
	件数	割合	金額	割合
一般競争入札	—	—%	—	—%
指名競争入札	2	8.0%	28,205	1.8%
プロポーザル	1	4.0%	7,929	0.5%
随意契約	22	88.0%	1,549,129	97.7%
合計	25	100.0%	1,585,263	100.0%



(3) 委託契約別監査の結果及び意見

① 平成 26 年度定期予防接種業務委託

契 約 内 容	平成 26 年度（2014 年度）定期予防接種業務に係る豊中市医師会等との業務委託契約
委 託 先	（一財）豊中市医師会 他
継 続 契 約 期 間	5 期以上
予 定 価 格	872,010 千円（当初予算額）
契 約 金 額	各医療機関等との単価契約（委託先代理人である豊中市医師会含む）
執 行 済 額	954,644 千円
契 約 方 法 及 び 根 拠	随意契約 （地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
委 託 先 選 定 方 法 ・ 理 由	予防接種事業を実施するに当たり、市民の利便性・安全性を考慮し、市内の大多数の医療機関が加入している豊中市医師会ほか、非加入でかつ希望する医療機関に個別に委託を行っている。
予 定 価 格 積 算 方 法	予防接種ごとの単価は、診療報酬の算定を参考にして定めた手技料等に、ワクチンの実価格を上乗せし積算している。また、総額の予定価格については、上記の単価に前年度の実績等を参考にした対象者数を乗じた金額としている。
実 績 確 認	医師会加盟分は、医師会が各医療機関からの請求書及び予診票を取りまとめた上で、市に提出。医師会非加盟分は、個別に市に提出。市においては、請求書と予診票の内容を確認し、各医療機関への支払いを行っている。

【事業の実施目的と成果】

定期予防接種は A 類疾病対策と B 類疾病対策に分けられる。

A 類疾病は伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するため、感受性者対策として予防接種を行い公衆衛生の向上及び健康の保持増進に寄与することを目的として行われ、乳幼児に対する BCG、二種混合（ジフテリア・破傷風）、三種混合（ジフテリア・破傷風・百日せき）、麻しん風しん、日本脳炎、ポリオ、四種混合（ジフテリア・破傷風・百日せき・ポリオ）、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘の定期予防接種がある。

一方、B 類疾病はインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌の発病及び重症化を予防するため、感受性者対策としての予防接種であり、公衆衛生の向上及び健康

の保持増進に寄与することを目的とし、対象は高齢者である。

定期予防接種は全て個別接種方式で行われており、A類疾病に関しては全額市の負担となっている。一方、B類疾病は原則として受診者に一部自己負担を課しており、インフルエンザは自己負担額1,000円、平成26年度から委託対象となった高齢者肺炎球菌は自己負担額2,000円となっている。

対象となる疾病の発生及び蔓延を防止でき、重症化を予防できたと評価されている。

ところで、定期予防接種については、市民の利便を図り、予防接種を円滑かつ適正に実施し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として、近隣の北摂地域の各市町との間で相互乗り入れの覚書を交わしている。覚書を交わしている市町間で、他市町の住民が豊中市で定期予防接種を受けた場合は予防接種依頼書による手続を省略して豊中市が費用を負担し、逆に豊中市民が他市町で接種した場合は他市町が費用を負担する効果を持つ。

豊中市が覚書を結んでいる市町は下表のとおりである。

平成27年度 相互乗入市町

	A類	B類	
		インフルエンザ	高齢者肺炎球菌
豊中市	○	○	○
吹田市	○	○	○
箕面市	○	○	
池田市	○	○	○
摂津市	○		
茨木市	○		
豊能町	○	○	○
能勢町	○	○	
高槻市		○	

また、平成26年度における各市町との相互乗り入れ件数は下表のとおりであった。

	豊中市民 市外接種件数	他市民豊中市 内接種件数	差引豊中市受 入数 (A)	豊中市接種費 用単価 (B)	豊中市持出費 用 (A×B)
	件	件	件	円	千円
BCG	95	164	69	3,747	258
三混	21	38	17	4,686	79
二種混合	33	113	80	3,488	279
小児用肺炎球菌	676	1,005	329	10,875	3,577
水痘	226	445	219	8,964	1,963
日本脳炎	382	903	521	6,922	3,606
ヒブ	686	1,007	321	7,570	2,429
ポリオ	70	134	64	8,995	575
MR	241	474	233	10,670	2,486
四混	634	917	283	10,227	2,894
子宮頸がん	0	4	4	15,724	62
B類インフルエンザ	2,405	2,883	478	4,374	2,090
B類高齢者肺炎球菌	233	226	-7	8,413	-58
合計	5,702	8,313	2,611		20,245

接種費用については、当該予防接種事業を行った市町が負担するものとされており、精算を行っていないため、市町間で実際の費用負担に多寡が生じている（但し上表の金額は、豊中市の委託接種費用単価を件数に乗じた仮の試算に過ぎず、実際の負担額とは異なる。）。豊中市においては、他市町からの接種者の方が多い。

【意見 40】 近隣市町との相互乗り入れに係る精算

予防接種の相互乗り入れは、近隣地域においても行われており、市民の利便性を向上させ、公衆衛生の向上及び増進に寄与するという目的にかなったものであると言える。ただ、豊中市においては他市町民の接種を受け入れる方が多く、平成26年度で豊中市の単価を用いて単純試算したところ、年間20百万円程度、委託費用を持ち出ししていることになる。

自治体により接種費用が異なることから、20百万円の負担超過は試算に過ぎないが、毎年負担超過が続いているようであれば、市民にとっては何らかの形で精算すべき、ということになるのではないかと。自治体間の調整が必要になるため、毎年のデータを提示したうえで、何らかのルールを作成し、近似値の概算額で精算するなどの方策を検討されたい。

【結果 41】 単価契約への決裁規程の適用誤り

当該豊中市医師会との契約に係る決裁は、当初予算額は872百万円であるが、部長決裁となっている。

豊中市の事務決裁規程によると、「電算データ入力業務委託(単価契約に限る。)」以外の委託契約締結に関しては、契約額5百万円以上 15 百万円未満は部長決裁、15 百万円以上 50 百万円未満は副市長決裁、50 百万円以上は市長の決裁がそれぞれ必要とされている。

当該委託業務においては、豊中市医師会との契約は予防接種毎の単価契約となっており、単価は2,408円～17,765円と少額である。しかし、このような契約は、個々の契約単価ではなく、総額872百万円という予算に着目して、誤りなく規程を適用するべきである。

② 豊中市立庄内保健センター診療業務

契 約 内 容	豊中市立庄内保健センター診療業務委託契約
委 託 先	(一財) 豊中市医療保健センター
継 続 契 約 期 間	5期以上
予 定 価 格	55,746 千円 (休日等休業診療事業 46,744 千円、障害者(児) 歯科診療事業 9,002 千円)
契 約 金 額	55,746 千円 (落札率: 100%)
執 行 済 額	54,485 千円
契 約 方 法 及 び 根 拠	随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
委 託 先 選 定 方 法 ・ 理 由	当該委託事業については、豊中市医師会・歯科医師会・薬剤師会の協力により実施しているものであり、三師会との連携協力が必要であるため、本市と三師会が共同出資して設立した同センターに委託している。
予 定 価 格 積 算 方 法	委託先からの見積りにより積算。
実 績 確 認	業務実施日ごとに提出のある「庄内保健センター診療収入(窓口)報告書」によるほか、診療報酬請求時に関係資料により実施。また、事業完了確認は、精算報告書の提出により実施。

【事業の実施目的と成果】

豊中市では休日に急病になった方を対象に、医療保健センター（豊中市上野坂）、庄内保健センター（豊中市島江町）の2施設で、応急的な処置を目的として診療を行っている。また、通常の歯科では対応が難しい障害者（児）に対する歯科診療を行っている。

当該業務は庄内保健センターにおいて実施されている休日等急病診療事業及び障害者（児）歯科診療事業の委託業務である。市民ニーズは高く、毎年一定の受診者数があり、目的に対して成果が出ていると評価している。

医療保健センターと庄内保健センターとで実施している休日等急病診療の実施状況は下表のとおりである。

(単位：人)

区分	医療保健センター			庄内保健センター		
	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度
診療日数	74日	73日	74日	74日	73日	74日
内科 (1日平均)	1,404 (19.0)	1,454 (19.9)	2,005 (27.1)	822 (11.1)	729 (10.0)	964 (13.0)
小児科 (1日平均)	1,157 (15.6)	1,375 (18.8)	1,483 (20.0)	1,133 (15.3)	1,156 (15.8)	1,163 (15.7)
医科計 (1日平均)	2,561 (34.6)	2,829 (38.8)	3,488 (47.1)	1,955 (26.4)	1,885 (25.8)	2,127 (28.7)
歯科 (1日平均)	414 (5.6)	422 (5.8)	379 (5.1)	290 (3.9)	258 (3.5)	251 (3.4)
合計 (1日平均)	2,975 (40.2)	3,251 (44.5)	3,867 (52.3)	2,245 (30.3)	2,143 (29.4)	2,378 (32.1)

庄内保健センターでの受診者数割合は医療保健センターと比べて、医科計で61.0%、歯科で66.2%、合計で61.5%と低くなっている。

【結果 42】 薬剤管理の不備

庄内保健センターで使用する薬剤は、医療保健センター診療所から発注を行い、必要分を庄内保健センターに補充している。このとき、医療保健センター診療所では、帳簿上、使用済みと同じく薬局からの払出しとして扱われ、実際は在庫があっても、帳簿上在庫から消えてしまう。薬品費は、過去の使用実績に基づいて定められた按分率により、医療保健センター分と庄内保健センター分とに按分計算されたものであり、実際に使用した額ではない。

庄内保健センターの薬品在庫は、帳簿上存在しないこととなっているが、実際には薬剤の在庫があるため、休日等急病診療事業に出務している薬剤師及び医療保健センター診療所事務職員が主体となり、在庫、期限等の管理を行っている。当日出務した薬剤師が目視により在庫の把握を行っているほか、年1回の棚卸を行っているが、在庫表等の作成は行っていないとのことであった。

薬剤については横流しや誤使用のリスクがあり、在庫の管理、確認は重要となる。日々の出入りから本来書面で管理すべきものであり、在庫表を作成し、しかるべき管理者による確認も必要である。在庫管理及び実地棚卸のルールを策定し、それに沿った運用を行うべきである。

12. 健康福祉部 保険給付課

(旧 健康福祉部 保険窓口センター 保険給付課)

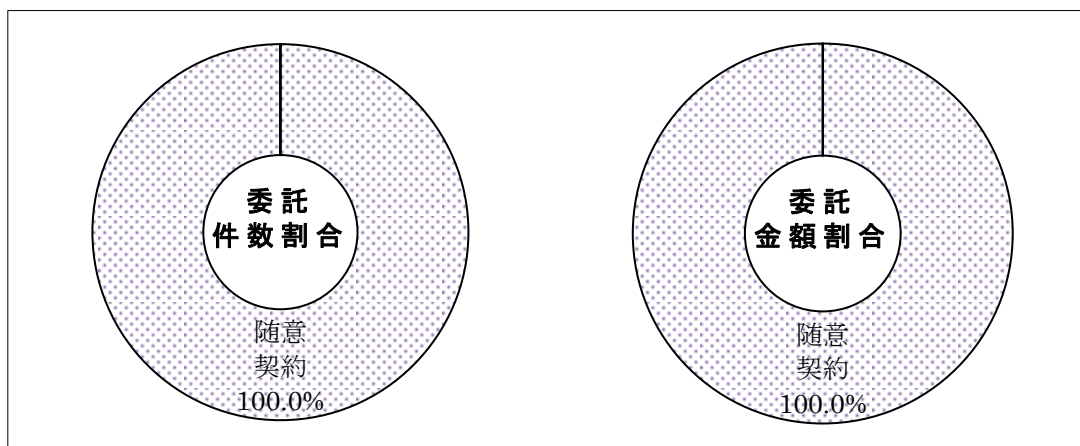
(1) 保険給付課の業務概要

当課は、国民健康保険・後期高齢者医療事業特別会計に関すること、レセプト点検・医療機関への審査支払及び過誤請求事務、国民健康保険の償還払い、葬祭費・出産育児一時金・人間ドックなどに関する事務、介護保険の高額介護サービス費の償還払い、特定入所者介護サービス、住宅改修、特定福祉用具購入に関する事務、福祉医療費助成の対象者の資格得喪や償還払いなどを行っている。

(2) 平成 26 年度委託契約の状況

下表は、旧健康福祉部保険窓口センター保険給付課所管の契約を対象としている。

区分	委託件数 (件)		委託金額 (千円)	
		割合		割合
一般競争入札	—	—%	—	—%
指名競争入札	—	—%	—	—%
プロポーザル	—	—%	—	—%
随意契約	30	100.0%	131,988	100.0%
合計	30	100.0%	131,988	100.0%



(3) 委託契約別監査の結果及び意見

① 豊中市国民健康保険 1 日総合健康診断業務及び脳ドック検診業務委託

契約内容	国民健康保険加入者に対する 1 日総合健康診断（人間ドック）及び脳ドック検診業務委託
委託先	市内外の 20 の医療機関
継続契約期間	単年度契約で原則同じ医療機関と契約を更新 (平成 23 年度に 1 件新規契約有)
予定価格	108,900 千円（当初予算額）
契約金額	各医療機関との単価契約
執行済額	127,769 千円
契約方法及び根拠	随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
委託先選定方法・理由	(随意契約理由書) 国民健康保険加入者の利便性、実施医療機関が人間ドック又は脳ドックを実施できる設備を備えていること、過去から実施実績があり、平成 25 年度も契約していることから選定している。
予定価格積算方法	当初予算額は前年度実績を基に算出。
実績確認	委託料請求書に添付された「1 日総合健康診断完了書」「脳ドック検診完了書」にて確認している。完了書については、申込時に市から受診者に対して発行した受診券の半券となっている。

【事業の実施目的と成果】

国民健康保険被保険者の健康の保持と増進のため、保険加入者の人間ドック・脳ドックの受診費用の 7 割を助成している。医療機関に対する委託契約となっているが、実質的には受診者に対する助成事業である。

ここ 3 年の利用者数、医療機関数、委託金額等の推移は下表のとおりである。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度/ 平成24年度
人間ドック	受診者数 (人)	1,493	1,348	1,620	109%
	所要経費 (千円)	46,127	41,076	50,526	110%
	平均単価 (千円/人)	30	30	31	101%
脳ドック(人間ドックとの併用含む)	受診者数 (人)	1,172	1,212	1,505	128%
	所要経費 (千円)	59,044	61,133	77,243	131%
	平均単価 (千円/人)	50	50	51	102%
合計	医療機関数 (数)	23	21	20	87%
	受診者数 (人)	2,665	2,560	3,125	117%
	所要経費 (千円)	105,171	102,209	127,769	121%
	平均単価 (千円/人)	39	40	41	104%

上表より、単価の高い脳ドックの受診者が増加傾向にあり、全体の所要経費・平均単価も増加傾向にあることが分かる。平成 24 年度から平成 25 年度にかけては、受診者数が 105 人減少しているが、これは担当医師の退職により市立豊中病院（平成 24 年度利用者数 282 人）が実施機関から外れたことなど、機関数の減少による影響が大きい。

所管部署では、医療費増大を抑えるための予防的施策として特定健診若しくは人間ドックの受診を勧奨するため、特定健診の受診券送付の際に人間ドック・脳ドック費用の助成について案内を行ったところ、平成 26 年度においては、当初予算 108,900 千円を上回る受診者数となったため、平成 27 年度は当初予算額を増額し 135,847 千円とした。10 年前の平成 16 年度の所要経費は 81,628 千円であった。

契約先は特段毎年選定を行わず、前年度と同一の相手先と契約しており、新規に契約する場合、既存の契約医療機関に比して、契約単価に大きな差異がないことを条件に（但し、明文規定無）原則的には、市内の医療機関からの申し出があれば、契約を行うこととしている。市外の医療機関については、市内北部、中部、南部いずれの地域においても、受診者の利便性が確保できるように地理的条件を考慮するとともに、脳ドック及び脳ドックとのセット検診を実施できるところを選定する方針とのことである。

【意見 43】 契約医療機関の選定

当事業は、過年度実績による検査等の信頼性や、同じ医療機関での検査データの蓄積などを理由として、過去から同一の医療機関と随意契約を行っている。担当医師の退職等により医療機関から契約の継続が不能とされるケースはあっても、市から契約を打ち切ることはなく、新規に契約した医療機関は、ここ数年では平成 23 年度に 1 件の増加があったのみである。

人間ドックを標榜している市内の医療機関全てに契約の意向が確認できていない中で、特定の医療機関とのみ長年にわたり随意契約を続けていることは、契約相手方選定の透明性に問題がある。

医療機関によって検査項目が異なり契約単価に違いがあること、検査項目による効果の違い、実際の利用状況の違いなどを鑑み、契約医療機関の選定において、透明性を確保することが望ましい。

平成 23 年度の増加は市外のクリニックであるが、対応機関が少ない脳ドックを扱っているため、新規に契約したとのことであり、平成 26 年度の受診者数は 43 件となっている。平成 26 年度で最も受診者の多い医療機関は 1,821 人であったが、最も少ない医療機関では 0 人である。ここは平成 24 年度も 0 人、平成 25

年度は2人であった。今後、契約医療機関の選定において、契約先を取捨選択するのであれば、利用実績も勘案して、既存の契約先に対する継続契約の是非についても検討されたい。

【意見 44】 国民健康保険人間ドック助成制度

当事業は、近年、事業費が増加傾向にあり、平成24年度から26年度では2割増加している。国民健康保険加入者に対する人間ドック助成は他の自治体でも行っているが、助成の内容は自治体によってばらつきがある。関西2府6県の中核市の同事業の助成は下表のとおり、助成がないところや、助成単価上限を定めているところがあり、上限を定めている自治体では44,000円が一番高かった。

	大津市	高槻市	枚方市	東大阪市	西宮市	和歌山市
助成額	5割	8割	7,500円	5割	3～6割	—
助成単価上限	27,000円	30,000円	—	34,000円	44,000円	22,000円

※1 尼崎市、姫路市、奈良市については助成制度なし。

※2 出典は各市のHPによる。

※3 上記は全て、平成27年度の情報である。

これに対し、豊中市では助成額は費用の7割で、助成単価に上限はなく、平成27年度の実際の助成単価は26,133～58,212円であった。他の中核市と比べ比較的手厚い助成を行っていると言え、助成総額も大きいことが推察される。

この制度だけを単独で考えれば、事業費は多く、助成が手厚く、受診者が多いほど望ましいが、事業費が増加傾向にあり、その財源が被保険者から徴収する保険料であることから、検診による成果や他の保健事業との優先度、他の保険者の助成状況も鑑みた上で、保険者として助成制度を検討することが望ましい。

【結果 45】 単価契約への決裁規程の適用誤り

当該委託契約締結にあたっては、各医療機関との契約書が単価での契約であることから、契約ごとの年間支払総額ではなく、単価を決裁規定にあてはめて課長決裁が行われている。ところが市の事務決裁規程によると、「電算データ入力業務委託(単価契約に限る。)」以外の委託契約締結は全て、契約額が5百万円未満は課長、5百万円以上15百万円未満は部長、15百万円以上50百万円未満は副市長、50百万円以上は市長の決裁がそれぞれ必要とされ、これによると単価ではなく、契約総額で決裁権者を判断する必要がある、課長決裁は規程の適用誤りである。

また、各医療機関への支払額は0～79 百万円であったが、個々の契約に上記規程を適用すると、個々の契約金額の多寡により決裁権者が変わることで非効率である。現在も年度当初にまとめて一本の契約伺となっており、当初予算は108 百万円、各医療機関への支払額の合計は127 百万円であることから、契約をまとめて規程を適用すると市長決裁が必要になる。

【意見 46】再委託の状況確認

当該業務については、契約上再委託が制限され、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し請け負わせる場合には、書面により予め豊中市の承諾が必要とされている。これまで再委託承認の申し出がないことから、消極的に再委託はないものとして、再委託の有無について、特に確認は行っていない。

当該業務は毎年1、2月頃に来年度の契約の可否及び検診項目・金額等についての確認を行っているため、その中で再委託の状況についても確認することが望ましい。

13. こども未来部 こども事業課 (旧 こども未来部 保育幼稚園室)

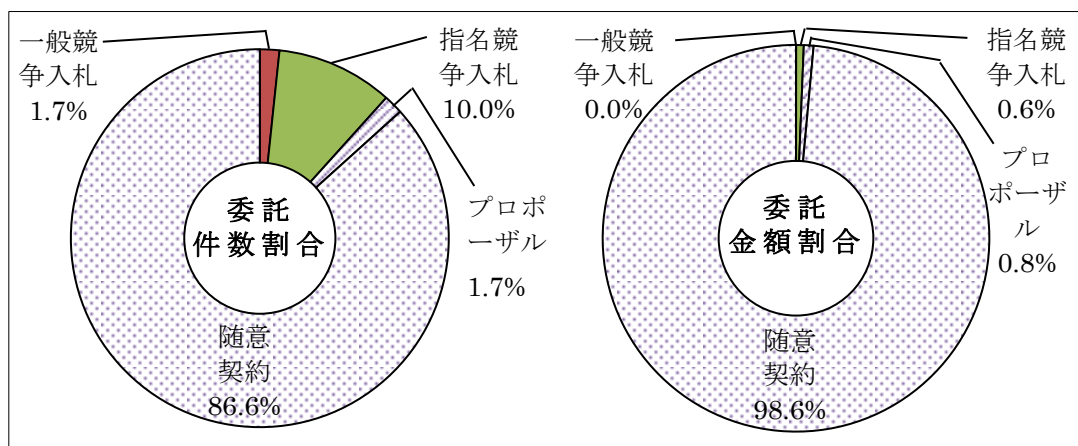
(1) こども事業課の業務概要

当課は、市立認定こども園との連絡等に係る業務や、放課後こどもクラブ事業に関する業務、民間の教育・保育施設、特定地域型保育事業者、家庭保育所及び認可外保育施設との連絡や保育内容、運営に係る助成に関する業務等を実施している。

(2) 平成 26 年度委託契約の状況

下表は、旧こども未来部保育幼稚園室所管の契約を対象としている（現こども未来部子育て給付課、こども政策課の一部、及びこども相談課分を含む。）。

区分	委託件数 (件)		委託金額 (千円)	
		割合		割合
一般競争入札	1	1.7%	572	0.0%
指名競争入札	6	10.0%	20,922	0.6%
プロポーザル	1	1.7%	27,178	0.8%
随意契約	52	86.6%	3,286,650	98.6%
合計	60	100.0%	3,335,323	100.0%



(3) 委託契約別監査の結果及び意見

① 業務委託契約（民間保育所入所委託）

契 約 内 容	児童福祉法の規定による民間認可保育所における保育の実施
委 託 先	学校法人あけぼの学園他 28 法人 (学校法人 13 法人・宗教法人 2 法人・社会福祉法人 14 法人)
継 続 契 約 期 間	1 期
予 定 価 格	2,889,865 千円（予算額、全保育所分）
契 約 金 額	児童福祉法に基づき算出した金額
執 行 済 額	3,095,749 千円（全保育所分）
契 約 方 法 及 び 根 拠	随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
委 託 先 選 定 方 法 ・ 理 由	児童福祉法に基づく豊中市の認可を受けた保育所であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないものであるため、随意契約とした。 また、一部の園において調理業務の全部を第三者に委託しており、事前通知を受けて豊中市として承諾書を発行している。 なお、学校法人及び宗教法人とは契約書を締結しているが、社会福祉法人とは同業務における契約書が存在しない。
予 定 価 格 積 算 方 法	各保育園の定員数（弾力化後の人数で、前年度実績）と、厚生労働省規定の「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」に基づく保育単価により算出。
実 績 確 認	年 1 回指導監査（立ち入り調査）にて、認可保育所としての基準を満たすかどうか、品質面及び形式面ともに確認している。また、必要に応じて各保育所への訪問・聞き取り調査を実施している。

【事業の実施目的と成果】

当該事業は、保護者の就労や疾病等により保育に欠ける出生後 57 日以降から就学前までの児童の福祉を図るため、民間保育所に保育を委託しているものである。

現在、豊中市では多数の待機児童が存在し、既存の保育所だけでは児童の受け入れ枠が不足している。

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
保育所数 ※ 2	54 箇所	57 箇所	70 箇所
保育定員数 ※ 2	4,728 人	4,931 人	5,577 人
保育所児童数 ※ 2	4,982 人	5,187 人	5,680 人
待機児童数 ※ 3	75 人	132 人	253 人

(子育て給付課調べ)

※ 1 : 各年 4 月 1 日現在。他市委託・他市受託を除く。

※ 2 : 平成 26 年度までは保育所のみ。平成 27 年度からは、子ども子育て支援新制度に伴い保育所及び認定こども園(2号・3号)、地域型保育事業所が含まれる。

※ 3 : 平成 27 年度から国の待機児童の定義が変更になったため、集計方法がそれ以前と異なっている(従来含んでいなかった、求職活動中・短時間就労者・内定中の保護者の児童も含んでいる。)

順次、待機児童の解消に向けて新施設の整備や既設の園での増築・定員弾力化、幼稚園の認定こども園化により保育定員数の拡大を図っているものの、依然として保育需要は高く、今後も豊中市として当該事業を拡充し、民間保育所への委託を増やしていく方向で進めている。

【意見 47】 社会福祉法人との契約における契約書の未作成

当該業務委託において、学校法人及び宗教法人とは契約書を締結しているが、社会福祉法人との間では契約書が作成されていなかった。豊中市財務規則第 107 条第 4 号によると、随意契約について、主管部課長が契約書を作成する必要がないと認めるときには契約書作成は不要と規定されており、認可保育所を運営する社会福祉法人とは、同規定に基づき契約書の作成が省略されているが、契約行為を行う際は、契約書を極力作成し、法的関係を明文化すべきである。

なお、平成 27 年度からは、平成 27 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度移行を機に、社会福祉法人とも学校法人等と同様に契約書を取り交わしている。

豊中市財務規則第 107 条(契約書作成の省略)の規程は、少額、せり売り、即納等、実際に契約書の必要性が乏しいときに作成を省略できることを明文化したものであって、保育のように責任や義務が高度に生じうる性質の重要な業務で契約書の作成を省略することまでを認めたものではないと解される。第 4 号の規定が適用されるべき範囲について、同条 1～3 号の内容とあまりにかけ離れることも当該規定の意義を鑑みると適切でないため、市として考え方を整理されたい。

豊中市財務規則

(契約書作成の省略)

第 107 条 主管部課長は、次の各号に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 施行令第 167 条の 5 第 1 項に規定する資格を有する者による一般競争入札又は指名競争入札若しくは随意契約の方法による契約で、契約代金の額が 30 万円をこえないものをするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (4) 第 1 号に規定するもの以外の随意契約について、主管部課長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

【意見 48】 決裁権限に関する規程の整理

学校法人等との契約について、業務の性質や委託料総額が年度末まで確定しない等の理由から、契約決議書上豊中市事務決裁規程の別表 8 (2) を適用することが妥当と判断してこども未来部長までの決裁を得ている。しかし、契約の内容を鑑みると民間保育所における保育の委託は「事務・事業の委託」に該当すると考えられ、同規程の第 9 条第 13 号又は別表 6 (3) を適用する方がより適切であったと解される。

但し、第 9 条第 13 号又は別表 6 (3) に照らすと全ての保育所について市長又は副市長の決裁が必要であったこととなるが、当該契約が国の基準に基づき認可された保育所と毎年締結するもので、国の決定した保育単価に基づく単価契約であり、恣意性の介入する余地がないという性質からすると、市長や副市長の決裁が必ずしも必要とは言い難い。豊中市として考え方を整理し、こども未来部長の専決事項として定める等必要に応じて規程を整理されたい。

豊中市事務決裁規程

(市長の決裁事項)

第9条 次の事項は、市長の決裁を受けなければならない。

(13) 1件 50,000,000円以上の事務、事業の委託(工事等の委託を除く。以下同じ。)及び受託契約並びに土地、施設、機械器具の借上契約に関すること。

別表6 事務、事業の委託及び土地、施設、機械器具の借上げの支出負担行為並びに事務、事業の受託に関する事務

事項名		副市長	部長	室長・課長
(3) 契約の締結	ア イ以外のも の※	15百万円以上 50 百万円未満	5百万円以上 15 百万円未満	5百万円未満

※イ：電算データ入力業務委託（単価契約に限る。）

別表8 その他の支出負担行為に関する事務

事項名	副市長	部長	室長・ 課長
(2)法令、条例、規則又は要綱による定めがある弔慰金、見舞金、負担金、補助金、助成金、交付金及び貸付金の決定（他に定めがあるものを除く。）		○	

【意見 49】 契約保証金の徴収

契約決議書によると、当該契約に関する契約保証金は豊中市財務規則第 110 条第 6 号の規定により免除されている。同規定は、「随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき」に契約保証金の納付を免除することができるとする規定である。

当該契約においてはいずれの保育所においても委託料が「少額」の基準である 50 万円を超えているが、所管部署において、同規定の基準となる「契約金額」を、委託料総額は年度末まで確定しないことから委託料総額ではなく一人当たり月額保育単価と捉えて「少額」の基準を満たすと判断していた。

しかし、契約保証金は業務の履行を保証するものであるため、委託料総額に基づき契約保証金を徴収すべきである。

但し、第6号の規定に該当せずとも、既存の園については同条第3号の規定に基づき契約保証金の徴収を免除することは可能である。この場合においても、新設の園については初年度は第3号の規定に該当しない場合もあるため、契約保証金の徴収が必要となることに留意されたい。

豊中市財務規則

(契約保証金の納付の免除)

第110条 主管部課長は、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(3) 施行令第167条の5第1項及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2カ年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額(契約の相手方の協力を得られなければ市長が施策を遂行できない場合は、その都度市長が認める額)であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

【意見50】調理業務の第三者委託に関する契約内容の確認が不十分

現在、民間保育所のうち6園は調理業務の全部を第三者に委託しており、豊中市としては事前に委託の承諾書を発行し、民間保育所を運営する委託先と調理業務を行う第三者との契約書のコピーを入手している。しかし、契約書のコピーを入手しているにも関わらず、契約内容についての具体的な確認を実施していない。認可保育所に対し第三者への業務委託を認める以上、豊中市としても有事の際の扱い等の内容は確認しておくことが望ましい。例えば、調理業務を委託している6園のうち5園は有事の際の業務代行者を設定しているのに対し、残りの1園は設定していないが、この件について実態を確認し、現在未設定の1園に対し、他の5園と同様の対応を求めることが必要か検討されたい。

【結果51】保育所運営費(委託料)の精算誤り

保育所運営費は毎月、国の決めた保育単価と月初児童数をベースに算出された金額が委託先に交付される。年度末には、月途中の入退所児童数や年度途中に決定される民間施設給与等改善費加算率の変更等を反映し保育所運営費の年間の実績額を算出し、交付済み額との差額を追加支給又は返還を受けて精算を行う。

平成 26 年度の精算資料を閲覧したところ、精算資料の作成誤り（交付済み額の集計誤り）による保育所運営費の支給不足や超過支給があった。

保育園 A	超過支給	166 千円
保育園 B	支給不足	△64 千円
保育園 C	支給不足	△342 千円
	合計（支給不足）	△240 千円

精算資料は、毎月の保育所運営費交付時に作成し保育所へも通知している書類「保育所運営（委託）費請求書」から転記し作成しており、歳出簿の金額（実際の交付済み額を示す帳簿上の金額）との照合は実施していなかった。これにより「保育所運営（委託）費請求書」からの転記誤りが看過され、精算誤りへとつながった。今後は、保育所運営費の精算を適正に実施するため、精算資料の作成時に歳出簿との照合作業も実施するべきである。

② 業務委託（家庭保育所入所委託）

業 務 内 容	家庭保育所における生後 57 日目～2 歳未満児の保育の実施
委 託 先	きゅうらく家庭保育所他 8 所
継 続 契 約 期 間	－（契約締結なし）
予 定 価 格	144,432 千円（予算額、全保育所分）
契 約 金 額	契約書の締結はないが、家庭保育所制度実施要綱に基づき算出した金額
執 行 済 額	143,507 千円（全保育所分）
契 約 方 法 及 び 根 拠	－（契約締結なし）
委 託 先 選 定 方 法 ・ 理 由	申込みのあった業者のうち家庭保育所制度実施要綱に定める要件及び認可外保育施設指導監督基準を満たす業者を委託先として選定した。
予 定 価 格 積 算 方 法	保育委託料（国規定の保育単価をベースに決定）及び保育に必要な費用の見積もりと各保育園の定員数により算定。
実 績 確 認	年 1 回指導監査や収支報告書の確認を実施し、家庭保育所制度実施要綱に定める要件及び認可外保育施設指導監督基準を満たすかどうか、品質面及び形式面ともに確認している。また、必要に応じて各保育所への訪問・聞き取り調査を実施している。

【事業の実施目的と成果】

家庭保育所は、公立保育所や民間保育所で受け入れきれない待機児童を解消し児童の健全育成を図るために、豊中市独自に設けた制度である。市長が指定した家庭保育所に委託し、生後 57 日目から 2 歳未満児の保育を実施している。家庭保育所は認可外保育施設ではあるが、市の定めた要件を満たす事業者を指定しており一定の基準を満たしている。また、認可保育所より保育料が安価で、少人数の乳児を家庭的な雰囲気保育室で保育するという特徴を持つ。

家庭保育所では待機児童の多い低年齢児を受け持っており依然として保育需要が高く、今後も待機児解消のため必要性は高い。しかし、平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度導入に伴い小規模保育施設も認可を受けられることとなり、市の定めた基準を満たせば他の認可保育所と同様の扱いをなされることとなったことから、家庭保育所もこれに即し、認可施設への移行を進めている。

【意見 52】 家庭保育所との契約における契約書の未作成

現在、家庭保育所への業務委託について、家庭保育所制度実施要綱に基づき市長が指定をした保育所であるという理由により、豊中市財務規則第 107 条第 4 項の規定に基づき契約書を締結していない。責任の所在を含め契約内容を互いに明確にし認識を共有しておくため、民間保育所と同様、契約書を締結することの可否を検討されたい。

14. 都市計画推進部 住宅課

(旧 都市計画推進部 まちづくり総務室)

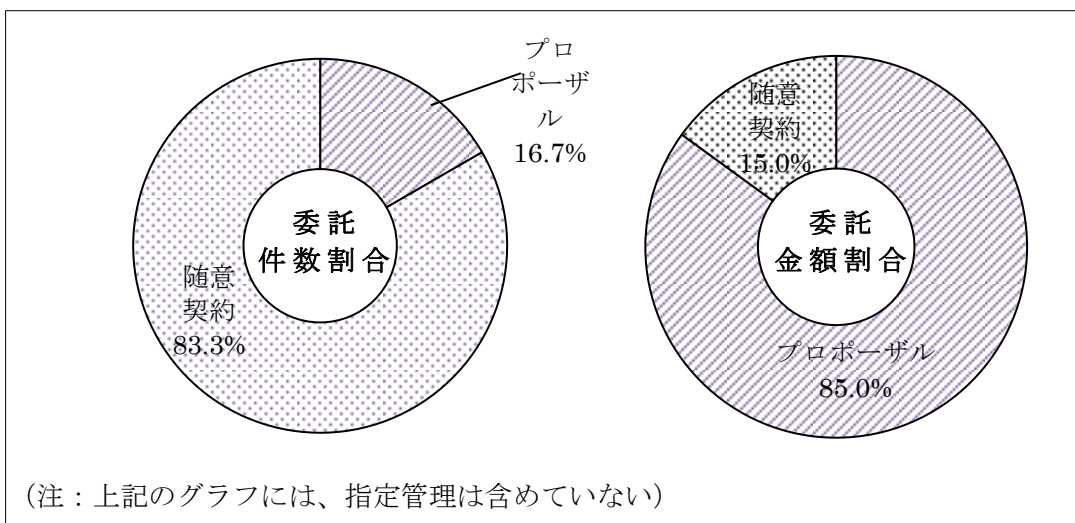
(1) 住宅課の業務概要

当課は、住宅施策の企画・調整、住宅に関する相談や普及啓発、空き家対策など、「住宅都市・豊中」のイメージを継承発展させていくための取組みや、市営住宅についての運営管理の総括、市営住宅長寿命化計画に基づく維持管理などにより、居住安定の確保や既存ストックの有効活用を進めるための取組みを行っている。

(2) 平成26年度委託契約の状況

下表は、旧都市計画推進部まちづくり総務室所管の契約を対象としている。

区分	委託件数 (件)		委託金額 (千円)	
		割合		割合
一般競争入札	—	—%	—	—%
指名競争入札	—	—%	—	—%
プロポーザル	1	16.7%	4,957	85.0%
随意契約	5	83.3%	874	15.0%
小計	6	100.0%	5,831	100.0%
指定管理	2	—	208,551	—
合計	8	—	214,382	—



(3) 委託契約別監査の結果及び意見

市営西谷住宅ほか25施設（計2,378戸）及びこれらの共同施設の管理運営に関する年度協定等について

指 定 管 理 内 容	<p>①目的 本協定は施設設置者（＝豊中市）が市営住宅条例第38条の規定に基づき、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として市営住宅等の管理運営を行わせるに当たり、必要な基本的事項を定めるものである</p> <p>②対象施設 市営西谷住宅ほか25施設2,378戸及びこれらの共同施設</p> <p>③業務の内容 市営住宅の維持管理、入居者対応、その他市営住宅の家賃及び敷金の決定等市営住宅条例第38条第2項各号に掲げる業務</p>
指 定 管 理 者	近鉄住宅管理(株)
指 定 管 理 期 間	平成23年4月1日～平成28年3月31日（5年） 平成18年度から平成22年度までは他の事業者が指定管理者として当該施設の運営管理を実施
予 定 価 格	242,679千円
指定管理者提案額	194,250千円 予定価格に対する提案額の割合：80%
指定管理委託料	194,250千円 ※
執 行 済 額	194,250千円
選定方法及び根拠	公募（指定管理者）（地方自治法第244条の2第3項）
指 定 管 理 者 選 定 方 法 ・ 理 由	募集要項を公示し、応募のあった団体について、事業計画書その他市規則で定める書類を基に、選定委員会で選定。選定した指定管理者候補者について、議会の承認を得て指定管理者として指定。
予 定 価 格 積 算 方 法	過去実績値に基づき、算出した人件費、施設の維持管理経費にその他諸費用を加算したものを予定価格としている。
実 績 確 認	<ul style="list-style-type: none"> ・市が必要と認める事項について、毎月14日までに前月分の業務報告書を提出、毎事業年度終了後60日以内に事業報告書を提出。 ・毎年実施する年度評価とともに、指定管理期間の中間年度には選定評価委員による評価を実施。 ・指定管理者が自らの業務状況を把握するための自己モニタリングの実施状況の報告を求め、市はモニタリング結果の集積をもとに1年度に1回の評価を実施。

※ 指定管理期間中に消費税率が変更されているが、契約金額は変更せず、内容を調整して協定を締結している。

【事業の実施目的と成果】

住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸し、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、民間事業者の視点や技能を導入し、効果的・効率的な施設の維持管理や安心して過ごせる住環境を提供するとともに、経費の節減等を図ることを目的としている。

【意見53】 指定管理委託料における修繕費の取扱い

当該施設の管理運營業務に係る直近2年の収支状況は下表のとおり、2年連続で25百万円以上の剰余金が発生している。

項目	平成24年度	平成25年度
収入	191,125千円	191,286千円
支出	165,372千円	165,248千円
差引	25,753千円	26,038千円

決算を分析したところ、2年連続で剰余金が発生しているのは、空家修繕費、一般修繕費と人件費の各支出項目が予算を大幅に下回ったことが要因である。

現協定書では、予算消化されなかった修繕費等に係る精算等の取扱いは定められていない。そのため、指定管理者の経営努力によって発生した剰余金と、単に想定より空家修繕や一般修繕が少なかったため生じる剰余金の判別が困難になっている。また修繕を行うための予算を与えているにもかかわらず、適切な時期に適切な修繕を実施しなければ、次期の指定管理者に隠れ債務を引き継ぐ可能性がある。

修繕費等、指定管理者に執行義務が課されている費目において剰余が発生した場合は、次年度に繰り越し、一定期間後には精算する、又は毎年度精算して返還する等の取り扱いを協定書で定めることの可否について検討されたい。

15. 都市基盤部 交通政策課

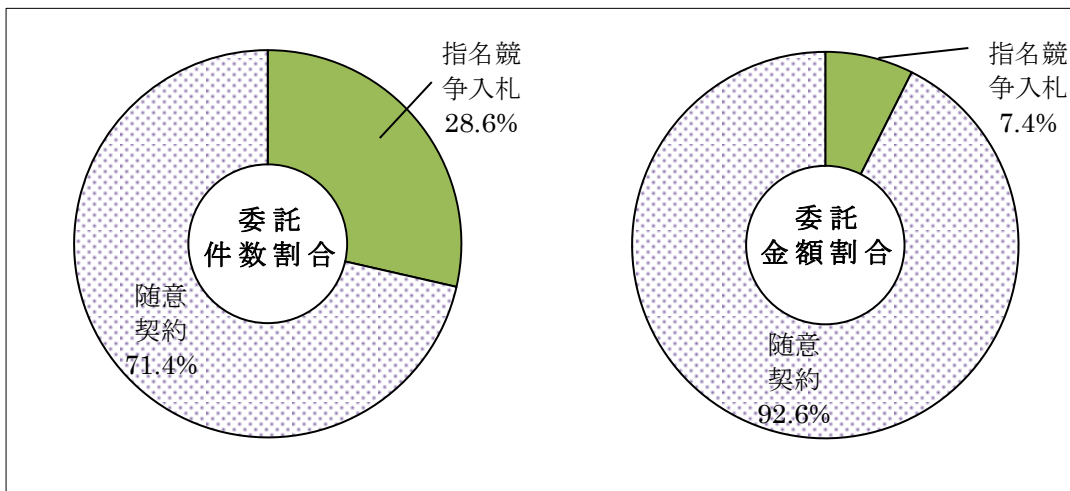
(1) 交通政策課の業務概要

当課は、公共交通機関との調整、駅前の路上駐車対策としての市営駐車場の運営、交通安全意識の普及徹底、交通安全の指導啓発、自転車駐車場の整備、放置自転車等の移動・保管等の業務を行っている。

(2) 平成 26 年度委託契約の状況

下表は、旧都市基盤部土木総務室所管の契約及び、旧都市基盤部道路センター道路管理課所管の契約の一部（自転車関連）を対象としている。

区分	委託件数（件）		委託金額（千円）	
		割合		割合
一般競争入札	—	—%	—	—%
指名競争入札	4	28.6%	6,322	7.4%
プロポーザル	—	—%	—	—%
随意契約	10	71.4%	79,322	92.6%
合計	14	100.0%	85,645	100.0%



(3) 委託契約別監査の結果及び意見

① 放置自転車等一括業務

契 約 内 容	放置自転車等一括業務 (1) 指導・整理業務 (2) 撤去・移動業務 (3) 保管・返還業務
委 託 先	公益社団法人 豊中市シルバー人材センター
継 続 契 約 期 間	平成 26～30 年度 (5 年) 平成 25 年度は別事業者に発注
予 定 価 格	68,799 千円/年 (5 年総額 343,995 千円)
契 約 金 額	61,853 千円/年 (5 年総額 309,266 千円) 落札率 : 89.9%
執 行 済 額	61,853 千円
契 約 方 法 及 び 根 拠	随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号)
委 託 先 選 定 方 法 ・ 理 由	高齢市民の社会参加の促進や就業を通じて生きがいの充実を図り、 活力ある地域社会を実現するという市の政策目的に適合している ため。
予 定 価 格 積 算 方 法	想定作業時間に、平成 25 年度大阪府最低賃金や豊中市臨時職員単 価等を基に決定した単価を乗じて積算している。
実 績 確 認	業務実績表及び業務報告書により確認している。定額契約であり、 処理実績の多寡による精算はない。

【結果 54】 誓約書の提出に係る指導の不備

豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱において、委託契約の締結に際しては、受注者及びその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書をそれぞれから徴収することとされている。

しかし、受注者である公益財団法人 豊中市シルバー人材センター及び再委託先である (株) 青山本店、大阪中央警備保障 (株) から誓約書を徴していなかった。

契約相手方がシルバー人材センターであることから徴取を失念したと推察されるが、再委託先も含め誓約書による確認を徹底されたい。

【結果 55】 不適切な契約書日付の記載

当該契約に係る見積書提出日は平成 26 年 2 月 4 日、契約決議書の起票年月日が平成 26 年 3 月 3 日であるにもかかわらず、契約書の締結日付が平成 25 年 12 月 18 日となっていた。

これは、実際の契約締結日は平成 26 年 3 月 7 日であったが、内部の事務処理手続において契約日付を修正したものである。

しかし、契約書には契約当事者の合意が成立した日付を記載すべきであり契約に係る意思決定以前の日付を契約日付として記載することは不適切である。

起案者のみならず、決裁関係者を含めて契約事務のルールについて周知徹底を図るとともに、再発防止のための具体的な措置を講じる必要がある。

16. 都市基盤部 水路課

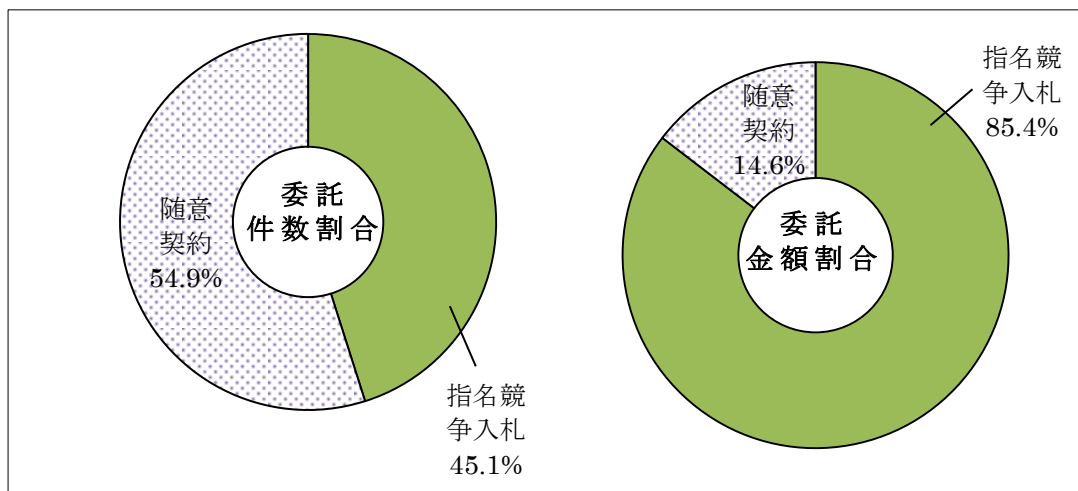
(1) 水路課の業務概要

当課は、法定外公共物（水路）及び親水水路（豊能南部親水水路・中央景観水路）の維持管理、占用等の相談、問合せ業務を実施している。維持修繕事務所では水路・道路の維持修繕及び清掃に関すること、公共下水道の清掃やスズメバチ等の害虫や害獣の駆除もあわせて行っている。

(2) 平成 26 年度委託契約の状況

下表は、旧都市基盤部水路課及び旧都市基盤部道路センター道路維持課（分室）所管の契約を対象としている。

区分	委託件数（件）		委託金額（千円）	
		割合		割合
一般競争入札	—	—%	—	—%
指名競争入札	23	45.1%	76,032	85.4%
プロポーザル	—	—%	—	—%
随意契約	28	54.9%	12,990	14.6%
合計	51	100.0%	89,023	100.0%



(3) 委託契約別監査の結果及び意見

① 平成 26 年度市内一円道路清掃業務

契 約 内 容	市内一円の道路清掃業務（路面及び集水桝）
委 託 先	(株)大起
継 続 契 約 期 間	5 期以上
予 定 価 格	23,952 千円
契 約 金 額	21,546 千円（落札率：90 %） 22,086 千円（変更契約後）
執 行 済 額	22,086 千円
契 約 方 法 及 び 根 拠	指名競争入札 （地方自治法施行令第 167 条第 1 号）
委 託 先 選 定 方 法 ・ 理 由	路面及び集水桝の清掃業者が限られているとして 1 号の指名競争入札を実施。 「有資格者名簿」に記載されている業者（豊中市入札参加資格業者）のうち、本件の取扱いができる資格要件を考慮して 10 者を指名。うち 9 者が入札し、その結果、予定価格内の最低額で応札した業者を委託先として選定している。
予 定 価 格 積 算 方 法	所管部署にて清掃実施対象の距離及び単価（建設物価、大阪府単価等）により積算。
実 績 確 認	委託先作成の業務作業日報により、清掃実施距離や回収した土砂の量、作業前後の写真を確認。

【事業の実施目的と成果】

当該契約では、幹線道路等汚れやすい場所を中心に市内道路及び集水桝の清掃を専門業者へ委託しており、落葉や台風等の突発的な事項にも対応しながら、道路の適時・適切な維持管理を求めている。これにより、市民及び道路利用者の安全で快適な交通環境を確保するとともに、緊急時における即応体制の充実を図っている。

【意見 56】 産業廃棄物収集運搬・処分業務の再委託

当該契約における契約書上、再委託等は禁止されているが、委託先は道路清掃業務により回収した産業廃棄物の収集運搬・処分業務を第三者に委託している。

これについて所管部署からは、産業廃棄物の収集運搬・処分業務の実施には国の許可が必要で、委託先が実施不可能であることは明らかであり、委託先が産業廃棄物の収集運搬・処分業務の許可を受けている第三者にそれらの業務を委託していることは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上求められた排出事業者の義務の履行であり、「再委託」には該当しないと判断している旨の説明を受けた。

しかし、清掃業務において生じる産業廃棄物は、清掃業者が産業廃棄物を発生させたものではなく、清掃する前から発生していた産業廃棄物を一定の場所に集積させる行為をしたに過ぎないため、清掃委託をした事業者（道路管理者）が排出事業者となる。産業廃棄物の排出事業者は、委託先ではなく清掃業務を発注した道路管理者である豊中市であるため、市が本件に関わる産業廃棄物の収集運搬・処分業者とそれぞれ委託契約を締結する必要がある。なお、次回に締結する当該業務に関する契約からは、本件については是正予定である旨の回答を得ている。

17. 教育委員会事務局 生涯学習課

(旧 教育委員会事務局 青少年育成課・地域教育振興室)

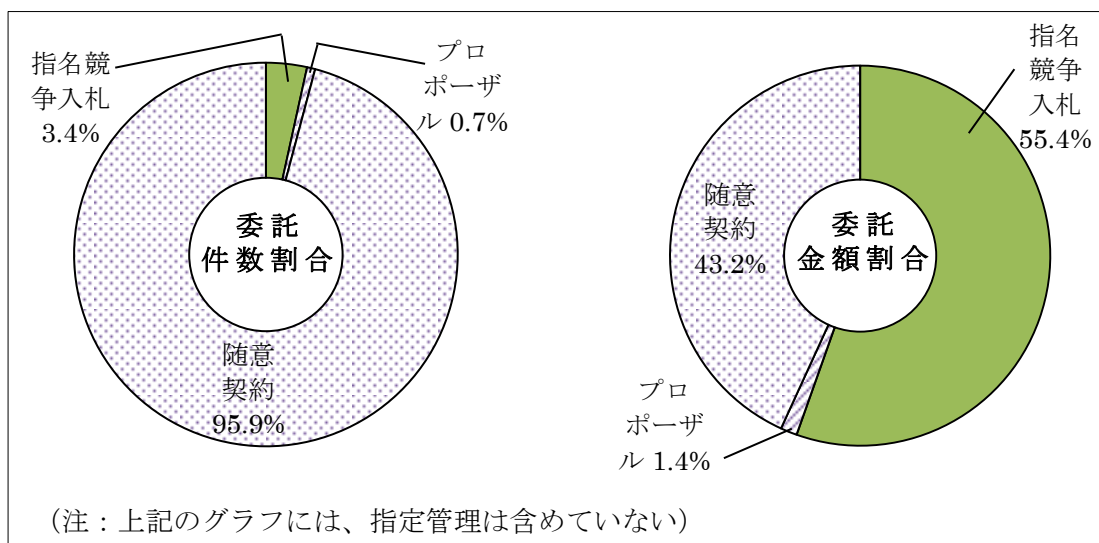
(1) 生涯学習課の業務概要

当課は青年の家いぶきを所管しており、地域教育協議会（すこやかネット）の運営支援、地域子ども教室の運営管理ほか生涯学習の振興及び、青少年自然の家「わっぱる」の管理・監督、社会教育関連団体や指導者の育成、文化財の保護、保存、活用及び啓発、郷土資料室及び収蔵庫の管理などを行っている。

(2) 平成 26 年度委託契約の状況

下表は、旧教育委員会事務局地域教育振興室及び青少年育成課所管の契約を対象としている。

区分	委託件数 (件)		委託金額 (千円)	
		割合		割合
一般競争入札	—	—%	—	—%
指名競争入札	5	3.4%	51,109	55.4%
プロポーザル	1	0.7%	1,296	1.4%
随意契約	139	95.9%	39,806	43.2%
小計	145	100.0%	92,212	100.0%
指定管理	1	—	49,584	—
合計	146	100.0%	141,796	100.0%



(3) 委託契約別監査の結果及び意見

① 豊中市立青少年自然の家管理運営業務

指 定 管 理 内 容	豊中市青少年自然の家の管理運営業務
指 定 管 理 者	特定非営利活動法人豊中市青少年野外活動協会
指 定 管 理 期 間	平成 22～26 年度（5 年） 平成 18～21 年度まで随意契約で同委託先に業務委託。
予 定 価 格	47,124 千円（平成 22 年度）※
指 定 管 理 委 託 料	49,584 千円（平成 26 年度） 落札率：100%※
執 行 済 額	49,584 千円
選 定 方 法 及 び 根 拠	公募（指定管理者） （地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）
指 定 管 理 者 選 定 方 法 ・ 理 由	2 者応募があり、その中から選定委員会で選定。
予 定 価 格 積 算 方 法	平成 21 年度までの管理運営費の実績等をふまえ積算。
実 績 確 認	指定管理者から、毎月管理状況等の定期報告を受け、また毎年度終了後に事業報告書の提出を受けることにより実績確認を行っている。

※ 平成 22 年度からの指定管理者の選定にあたって、指定管理委託料は前年度実績から算出した金額を予算額とし、内容のみで審査を行った。金額について指定管理者からの提案は受け付けていない。落札率は、標記の便宜上、平成 22 年度当初の指定管理委託料が市のあらかじめ予定した額と同額であったことから、100%と表示している。その後消費税率の変更、指定管理内容の変更等により指定管理委託料は変動し、平成 26 年度には 49,584 千円(消費税 8%込)となっている。

【事業の実施目的と成果】

青少年自然の家は能勢町にある野外活動施設で、昭和 37 年に開設された。指定先である特定非営利活動法人豊中市青少年野外活動協会は昭和 40 年に発足し、平成 17 年法人格を取得し、平成 18 年度から当該施設の運営委託を担っている。民間のノウハウを活用した施設の運営により、青少年健全育成に資するより充実した体験から学ぶ場を提供することを目的に平成 22 年度より指定管理制度を導入し、同指定先が引き続き管理運営を行っている。

当該施設の利用者数等の変遷は下表のとおりである。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①延べ利用者数 人	15,329	16,203	17,564	18,524	16,112
②指定管理料（委託料） 千円	47,123	48,207	48,207	48,207	49,584
③施設使用料収入 千円	1,630	1,576	1,920	2,784	2,616
④利用者一人当たり経費 千円/人 ④ = (② - ③) / ①	3	3	3	2	3

【意見 57】 現金収入管理の不備

豊中市は施設利用者から使用料を収納している（平成 26 年度は 2,616 千円）。条例には、収納方法として、使用料の前納が明記されているが、実際には退所時当日に支払いが行われている（後納）。

指定管理者は現地で収納した現金を月末にまとめて市へ銀行振込するとともに、利用状況をまとめ、市へ報告している。領収書は利用者の請求に基づき任意に発行しているため、連番管理による統制は行っていない。

市は、利用状況報告書と振込額の一致を確認しているが、報告書に記載された実際の利用人数は確認していない。

このような現状の統制方法では、市に現金振り込みされた額を市の収納すべき額としているのみであり、実際に収納すべき金額が確実に収納されているかが確認できていない。

現地では宿泊費以外に食費や物販、シーツ代、冷暖房代など、種々の現金収納を行っているが、同様に、統制が不十分なまま長年業務を行っている。

現金取扱いの統制の側面からみると、当日現地で利用を申し込むためにもどうしても事前振込が不可能な場合以外、振込が最も望ましい。事前申込制をとれない施設は、できるだけ現地で現金を扱わないよう、入場券発券機械等による使用料徴収法も採用されている。市の他の施設、他の自治体の同種施設等の情報を参考に、施設に合った統制を考案する必要がある。

【意見 58】 簿外処理されている現金

指定管理業務の中に含まれる「食堂運営」においては、「給食・弁当・食材の提供及び施設内外の清掃」について、指定管理者から他の事業者へ再委託を行っている。指定管理委託料には、食堂運営・清掃業務の再委託費（平成 26 年度は 5,500 千円）が含まれ、収支報告書に費用として計上されている。ところが、利用者から徴収する給食費収入や材料費運搬費などの費用は実費相殺と解釈して、収支報告書には記載されず、帳簿外で処理されている。利用者から徴収する 1 食当たりの給食費は朝食代 420 円、昼食代 490 円、夕食代 650 円であるが、現実的には、徴収した金額と材料費等の実費は完全に一致するとは限ら

ない。通常は収支に過不足が生じていると考えられるが、簿外で処理されているために、市はこれらの現金収入・費用について管理しておらず、現在の料金設定が適切かどうかも把握していない。公の施設を利用して現金を収納する以上、それらの収支を明確にするためにも、収支報告書に収入と支出の総額を計上することが望ましい。

帳簿外で処理を行うことは、現金取り扱いの内部統制の面からも、不正が発生しやすく危険であるため、他にも簿外で処理されている現金がある場合には、同様に帳簿で収支を明確に管理するよう指導されたい。

【意見 59】 主催事業の実施による余剰金の発生とその処理

市は、青少年自然の家の青少年健全育成という設置目的を踏まえて施設の効用を一層高めるために、主催事業の実施を求めている。

具体的な事業内容や回数等の指定はないが、平成 26 年度の事業計画書によると、夏季の繁忙期を除き年間を通して様々な主催事業が計画され、平成 26 年度は 13 回が開催された。

各年度の収支報告書から、主催事業参加費収入と主催事業運営費をみると下表のとおりである。

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
主催事業参加費収入	823	1,728	2,621	2,687	2,049	9,910
主催事業運営費	987	1,125	1,848	2,090	1,724	7,776
余剰金(※1)	-163	603	772	597	324	2,134
繰越金(※2)	289	351	756	958	702	3,057

※1 余剰金＝主催事業参加費収入－主催事業運営費

※2 繰越金：本指定管理業務全体の収支計算から発生した繰越金

これらの主催事業では、参加料で運営費を賄ったうえ、ほぼ毎年余剰金が発生しており、平成 22～26 年の 5 年間の指定管理期間において発生した余剰金の合計は 2,134 千円である。協定上、主催事業の取り扱いは定められておらず、5 年間の指定管理期間終了時においても精算は行われていない。

主催事業の位置づけが明確ではないが、基本協定書において条例第 8 条第 1 項及び第 2 項に規定する施設の使用料については、市に納入しなければならないと定められている。一方、仕様書では、事業の実施に際し参加料等徴収することができること定められており、この場合講師謝礼・教材費等の経費を総合的

に勘案し、参加者に過度の負担とならないようにすることとされている。これらの規定から、参加料等は、現在、指定管理者の収入として処理しているとのことである。

指定管理者に支払われる指定管理委託料には、指定管理者の指定管理業務にかかる人件費も含まれている。主催事業の開催が公の施設の指定管理業務と一体で指定管理者に要請されているのであれば、当該収入は宿泊費等と同じく市の収入である。この場合、主催事業参加費収入から講師謝礼・教材費等、参加者が負担すべき実費を差し引いた額は市に納入する必要がある。

一方、主催事業を自主事業と整理する場合、その会計を明確に区分して経理する必要がある。この場合、自主事業に係る人件費を含む費用は自主事業に区分して経理することとなるため、指定管理者の自助努力で自主事業を拡大するほど、市が負担すべき指定管理委託料は低下するという関係にある（指定管理業務に積算すべきコストが減少するため。）。従って、双方の事業が相乗効果を持つ場合は特に、自主事業を拡大するほど、市及び指定管理者双方にとって、Win-Win の関係を導くことができる。

現実には、当該主催事業は市の業務の代行とも、自主事業とも明確に位置付けられておらず、指定管理委託料の積算の面では市の業務（指定管理業務）として計算され、一方で収入を市に帰属させないという点では自主事業として運用しており、実務が整理されていない。現在に至るまで、青少年自然の家の運営業務は継続的に同協会が行っているため、長年の信頼関係から、事業を明確に整理しないまま運営を行ってきたのではないか。

こうした関係性を背景に、別項で述べたように宿泊費や食費等現金を扱う業務でありながら現金管理は協会に任せ切りであり、市の統制はないに等しい。

現在のところ、主催事業は指定管理者の自主事業でないと考えられていることから、当該事業に要する経費に充当する額を差し引いた額は市の納入とすべきである。自主事業の範囲を整理し、それに応じた手続を実施されたい。

【意見 60】 適切な備品管理の推進

施設で使用中の市の貸与備品については、指定管理者が毎年現物確認を実施し、必要に応じ備品台帳一覧表を更新して口頭で市に報告をし、市も口頭で承認をしているとのことであった。

ところが指定管理者の平成 26 年度末の備品台帳一覧表と平成 27 年度からの協定書にある市が作成した現有物品一覧表とを照合したところ、指定管理者の台帳には指定管理者所有の備品と市からの借用品の双方が含まれており、一致が確認できず、協定書に添付された貸与物品一覧が正しいかどうかを確認でき

なかった。平成 27 年度からは新たな指定管理期間となり、新たな協定書と貸与備品リストが作成されているが、平成 26 年度末においても市の担当者による実査、立会いが行われていない。

貸与中の物品は散逸しやすいため、所有者を明確にして現品帳簿の管理を明確にし、現物と定期的に照合して、適正な備品管理を行われたい。

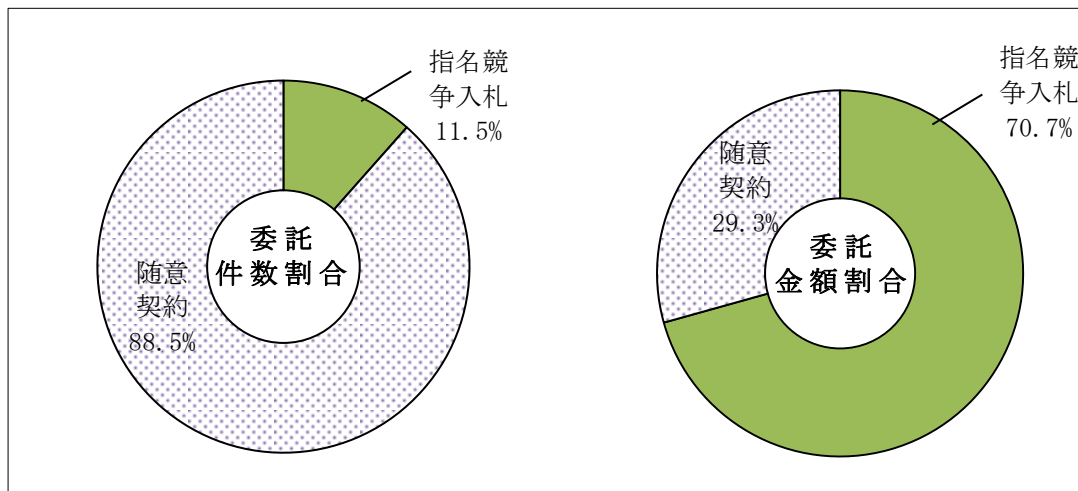
18. 教育委員会事務局 読書振興課

(1) 読書振興課の業務概要

当課は、読書振興に係る総合企画及び調整、図書館の中長期計画、図書館との連絡調整、学校図書館教育の支援、図書館職員及び学校図書館専任職員の研修、図書館の電算関連設備の運用、図書館の調査及び統計、子ども読書活動に係る総合企画及び調整、その他図書館活動の振興に関する業務を行っている。

(2) 平成 26 年度委託契約の状況

区分	委託件数 (件)		委託金額 (千円)	
		割合		割合
一般競争入札	—	—%	—	—%
指名競争入札	9	11.5%	63,400	70.7%
プロポーザル	—	—%	—	—%
随意契約	69	88.5%	26,315	29.3%
合計	78	100.0%	89,716	100.0%



(3) 委託契約別監査の結果及び意見

① 豊中市立岡町図書館総合管理業務委託 他

契約内容	市立図書館の総合管理業務
委託先	岡町図書館：(株)明貢サービスセンター 野畑図書館：(株)サンメンテナンス 高川図書館：(株)京伸
継続契約期間	3年に1度競争入札を実施（いずれも3年の長期継続契約）。前回はいずれの図書館も別の業者が実施。 岡町図書館：平成25年4月1日～平成28年3月31日 野畑図書館：平成24年4月1日～平成27年3月31日 高川図書館：平成24年4月1日～平成27年3月31日
予定価格	岡町図書館：15,521千円 野畑図書館：21,111千円 高川図書館：18,612千円
契約金額	岡町図書館：11,850千円（落札率：74.2%（※）） 野畑図書館：16,632千円（落札率：76.6%（※）） 高川図書館：14,139千円（落札率：73.9%（※））
執行済額	岡町図書館：11,850千円 野畑図書館：16,632千円 高川図書館：14,139千円
契約方法及び根拠	指名競争入札 （地方自治法施行令第167条第3号）
委託先選定方法・理由	指名競争先については当該施設の履行実績のある業者及び登録業者の履行実績などを勘案し、契約検査課において選定している。
予定価格積算方法	同様の業務に関する積算用のフォーマット（契約検査課作成）に面積等記入することで積算。
実績確認	日常業務実施報告書及び定期業務実施報告書により確認している。

※ 平成26年度より消費税率の変更により契約金額が増加しているが、落札率については税抜で算出している。

【事業の実施目的と成果】

豊中市立図書館の適切な施設管理を行うため、施設の清掃業務、保安警備業務、機械設備管理業務、環境衛生管理業務などを行っている。また、職員とともに受託者の警備員も一緒に、避難経路や避難器具、消火設備、通報手段等を

確認する訓練なども行い、緊急時の対応策について情報共有を図っている。

総合委託契約として効率的に一括委託を行い、適切な施設管理が行えたとして評価している。

これらの契約事務については、契約検査課で執行されている。

なお、今回は図書館管理のための総合管理業務委託のうち、金額の大きい順に上位3件の契約について内容の確認を行った。

【結果 61】 契約締結時に必要な書類の不備

各契約では、仕様書等により、契約締結時の業務体制図の届出、業務計画書の作成・提出が必要とされ、実績確認のための業務実施報告書（日常業務、定期業務）の提出が定められている。これらの契約について、計画時の書類と任意の1月分の業務実施報告書の閲覧を依頼したところ、整備されていたのは下表に○を付した書類であった。

	岡町	野畑	高川
業務体制図	○	○	—
業務計画書	○	○	—
日常業務実施報告書	○	○	○
定期業務実施報告書	○	—	○

表中に○を付していない書類については、提出が義務付けられているにもかかわらず、入手できていなかった。業務体制図や業務計画書は委託業務を適切に実施できる体制で計画されているかを事前に確認するため、業務実施報告書は実績確認を文書で確認し、記録を残すためにそれぞれ提出を義務付けていると考えられる。これらの書類を確認することなく、実際には他の手段でより効率的・効果的に確認を行っており、問題がないのであれば、上記書類の提出を義務付けることは無駄であるし、必要であって義務付けているが所管部署が確認を怠っているのであれば、実際に当該書類を利用して確認が必要である。業務を整理して、合理的に必要な業務を漏れなく遂行されたい。

【結果 62】 決裁規程の適用誤り

総合施設管理業務委託の契約事務は契約検査課で行われている。3つの契約ともに単年度の契約金額は5百万円以上で、全て課長決裁となっているが、市の事務決裁規程によると「電算データ入力業務委託(単価契約に限る。)」以外の委託契約締結は、契約額が5百万円未満が課長決裁、5百万円以上15百万円未満は部長決裁、15百万円以上50百万円未満は副市長決裁がそれぞれ必要とされている。決裁規程違反であるため、誤りなく規程を適用すべきである。

19. 教育委員会事務局 学校教育課 (旧 教育委員会事務局 教育推進室)

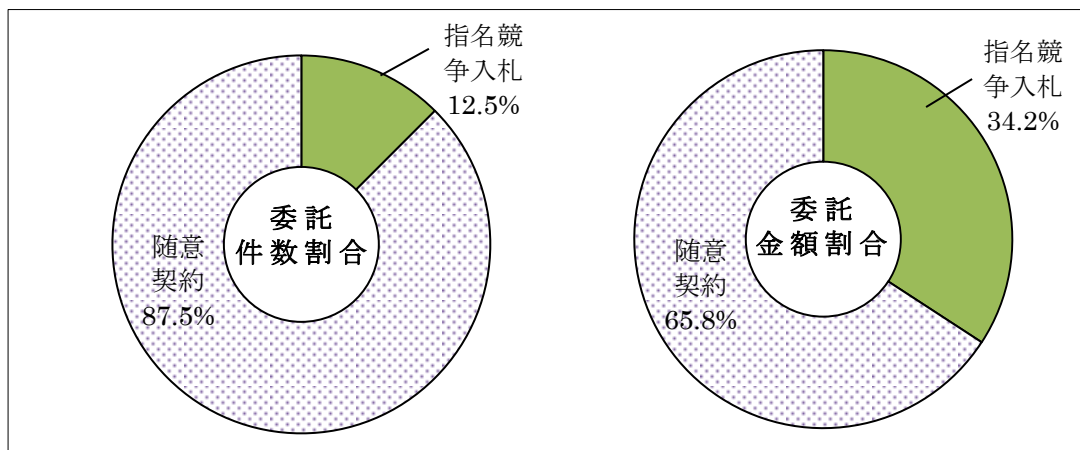
(1) 学校教育課の業務概要

当課は、児童生徒の就学・入退学に関する業務、学校保健の推進と指導助言、教職員・児童・生徒の健康管理に関する業務、学力の向上、小中一貫教育、外国語活動、英語教育、児童生徒の個人情報、教育課程及び教科用図書の採択に関する業務等を行っている。

(2) 平成 26 年度委託契約の状況

下表は、旧教育委員会事務局教育推進室所管の契約を対象としている。

区分	委託件数 (件)		委託金額 (千円)	
		割合		割合
一般競争入札	—	—%	—	—%
指名競争入札	3	12.5%	23,253	34.2%
プロポーザル	—	—%	—	—%
随意契約	21	87.5%	44,776	65.8%
合計	24	100.0%	68,029	100.0%



(3) 委託契約別監査の結果及び意見

① 豊中市立小中学校における外国人英語指導助手派遣事業委託

契約内容	豊中市立小中学校における外国人英語指導助手派遣事業の委託
委託先	(株)ブレーンパワー
継続契約期間	単年度（平成26年11月1日から平成27年3月31日）
予定価格	16,444千円
契約金額	16,416千円（落札率：99.8%）
執行済額	16,400千円
契約方法及び根拠	指名競争入札 （地方自治法施行令第167条第2項）
委託先 選定方法・理由	指名3者のうち、3者が応札。最低入札価格であった同社と契約。
予定価格 積算方法	予定価格の積算方法は予算額を上限としている。予算額は前年度の実績より1授業当たりの単価を出し、総授業数を乗じて算定している。
実績確認	受託者よりAETごとの日数を記載した請求書入手し、各中学校校長より受領した月別の報告書と突合することにより実績確認を行っている。

【事業の実施目的と成果】

各小中学校への外国人英語指導助手（以下「AET」という。）の配置により、小学校5・6年生と中学校全学年を対象に、学級担任、英語科教員及び外国人英語指導助手のチームティーチングにより、英語学習におけるリスニング、スピーキング、リーディング等の指導を通じて児童生徒の英語学習能力の向上と実践的コミュニケーション能力を養うことを目的としている。

所管部署では成果は高いと評価し、事業を拡充する方向で検討している。

AETの業務従事内容は、英語授業の支援の他、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間における国際理解に係る授業の支援、放送テスト・音声教材等作成支援、学校行事への参加・参観、外国語や国際理解に関する教職員研修の支援、その他校長が指示した関連業務（生徒との昼食、遊びを通じた生きた英語と文化の提供等。）などとなっており、英語授業を直接支援していない時間は、他の英語や国際理解に関する業務の支援を行うことになっている。

AETは、各中学校区に1名が配置され、契約期間内の平日毎日7時間勤務で派遣日数が定まっている。担当する英語授業数は、各中学校区にある学級数によ

り 1 人当たりの受け持ち授業数が異なってくる。

各小中学校の学級数から計算した各 AET の受け持ち総授業数及び派遣日数 1 日当たりの平均授業数は下表のとおりとなる。

AET	中学校区	小学校数	中学校学級数	5、6年学級数	総授業数	派遣日数 1日あたり 平均授業数
A	第1中学校	2校	18	10	202	2.9
B	第2中学校	2校	14	14	182	2.6
C	第3中学校	2校	26	14	290	4.0
D	第4中学校	2校	15	13	187	2.7
E	第5中学校	3校	12	13	160	2.3
F	第6中学校	2校	11	7	127	1.8
G	第7中学校	2校	11	7	127	1.8
H	第8中学校	2校	6	9	90	1.3
I	第9中学校	4校	22	19	274	4.0
J	第10中学校	3校	9	12	129	1.9
K	第11中学校	2校	27	19	319	4.0
L	第12中学校	3校	13	10	157	2.3
M	第13中学校	2校	18	14	218	3.2
N	第14中学校	2校	16	12	192	2.8
O	第15中学校	3校	16	16	208	3.0
P	第16中学校	2校	12	9	144	2.1
Q	第17中学校	2校	19	15	231	3.3
R	第18中学校	1校	8	4	88	1.3

※英語授業対象は小学校は5、6年生と中学校全クラスである。

授業数は中学校は1クラスあたり9時間、小学校は1クラスあたり4時間である。

派遣日数はAET 1名当り69日となっている。ただし、第3中学校区については72日、第11中学校区については79日となっている。

【意見 63】 AET の配置

それぞれ学級数の異なる中学校区に対し、均一に各1名の AET を配置しているため、AET 1人当たりの英語授業数は 88 コマから 319 コマまで、3倍以上の開きがある。業務状況を記した月別報告書を見ると、1日中休みなく授業を受け持っている AET がいる一方で、比較的学級数が少ない中学校区を受け持つ AET は、1コマも英語授業がない日も散見された。

各中学校区内での小中学校の連携や同じ講師による授業の継続の観点から、現在は各中学校区に1名の固定配員としているとのことであるが、担当学級数の多寡によって配置に濃淡をつけるなど、子供たちとのふれあいや、授業への準備に充てるための空き時間等に極端な不公平が出ないように、AET の配置に配慮されたい。

【意見 64】 公募型プロポーザル方式による業者選定

当該業務は「英語学習におけるリスニング、スピーキング、リーディング等の指導を通じて児童生徒の英語学習能力の向上と実践的コミュニケーション能力を養うことを目的。」としていることから、単なるネイティブスピーカーを人材派遣することではなく、目的を達成するための授業支援等の内容やより良いやり方について、業者によって異なる提案や工夫、ノウハウがある可能性がある。現在は競争入札で委託先を決定しているが、公募型プロポーザル方式を導入することも検討されたい。

【結果 65】 決裁規程の適用誤り

当該契約は当初9月から業務を開始しようとして6月に1回目の入札を行ったが、価格が見合わず不調となり、実施内容を見直し、7月に2回目の入札を行っている。この際、各事務手続における決裁者が、事務決裁規程上本来の決裁権者である教育監ではなかった。決裁規程を正しく適用すべきである。

決裁内容	本来の決裁権者	実際の決裁者
1回目の業者指名	教育監	チーム長
2回目の仕様書、実施要領	教育監	室長
契約締結	教育長	教育監

20. 教育委員会事務局 学校給食課 (旧 教育委員会事務局 学校給食室)

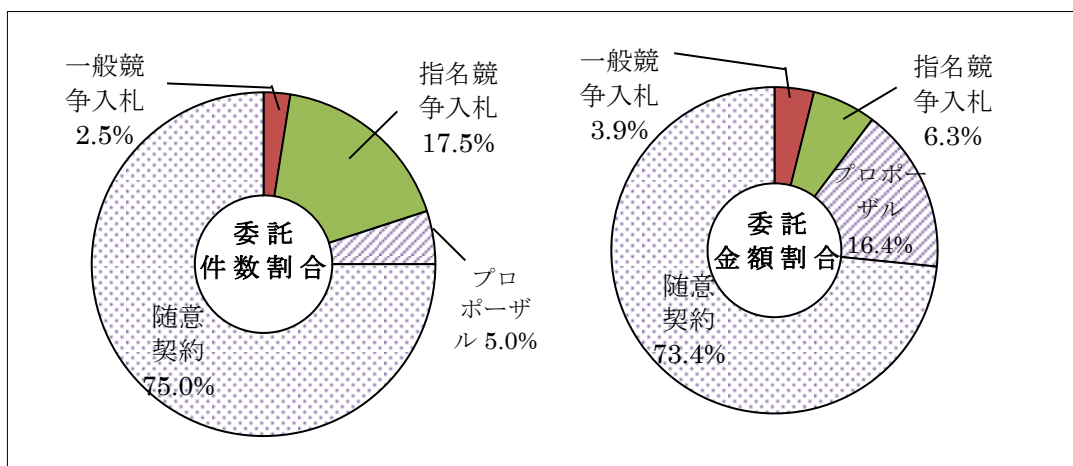
(1) 学校給食課の業務概要

当課は、安全な学校給食実施のための衛生管理、献立の作成・食材発注などの栄養管理、各学校給食センター及び単独調理校の予算管理等の業務を行っている。

(2) 平成 26 年度委託契約の状況

下表は、旧教育委員会事務局学校給食室所管の契約を対象としている。

区分	委託件数 (件)		委託金額 (千円)	
	件数	割合	金額	割合
一般競争入札	1	2.5%	6,588	3.9%
指名競争入札	7	17.5%	10,692	6.3%
プロポーザル	2	5.0%	27,707	16.4%
随意契約	30	75.0%	124,158	73.4%
合計	40	100.0%	169,146	100.0%



(3) 委託契約別監査の結果及び意見

① 学校給食搬送業務委託契約

契約内容	小学校への給食搬送業務委託
委託先	大阪府トラック協同組合
継続契約期間	1年ごとの契約だが、平成17年度より每期継続して委託している。
予定価格	91,868千円
契約金額	91,868千円（落札率：100%）
執行済額	91,868千円
契約方法及び根拠	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)
委託先選定方法・理由	過年度からの契約業者である委託先は、業務履行内容が良好であり、1年毎に業者の変更を行うことは業者間の引継ぎや要領不慣れによる能率低下を起し、業務遂行に支障をきたすおそれがある。また、計画的な業務遂行と技術向上につながり高度で割安なサービスの提供を受けることができる。これらのことから、6号の随意契約とした。
予定価格積算方法	委託先作成の見積書金額を、経年比較や内訳の査閲により金額の妥当性を確認した上で予定価格として設定。
実績確認	委託先作成の学校給食搬送業務日報等により、給食が遅延や不足無く搬送されたか等を確認・評価している。

【事業の実施目的と今後の方針】

小学校給食は、平成26年度は原田学校給食センター（対象校21校）、服部学校給食センター（対象校16校。平成27年3月まで）の2センターで調理して各校に搬送するほか、単独調理校にて調理している。現在、老朽化した給食センターの建替えを順次進めており、服部学校給食センターに代わり平成27年4月より走井学校給食センターが稼働しているほか、原田学校給食センターについても平成30年度を目途に建替えを実施する予定である。原田学校給食センターに代わる給食センターは設計・建設・運営（搬送を含む）を委託するDBO方式で業者を選定することとしており、これに伴い平成30年度以降給食の搬送を必要とするのは走井学校給食センターのみとなる。

給食を搬送するトラックは、現在の委託先が従来より搬送に使用しているものを継続的に使用しており、すでに減価償却期間が経過し償却済みであることから、軽微な仕様変更によるものを除き償却費相当分は契約金額に含まれてい

ない。従って、新規の配送業者と契約する場合には、現在の委託先と契約する場合よりも委託金額が高額となることが想定されている。

このため、原田・走井の両学校給食センターが給食の搬送対象である平成 29 年度までの間は、従来の委託先に随意契約で継続して業務を委託する予定であるが、搬送対象が走井学校給食センターのみとなる平成 30 年度を目途に、一般競争入札で委託先を選定する予定である。

【結果 66】 随意契約理由の記載誤り

契約締結の決裁書類である「契約決議書」においては、当該契約の契約方法は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に基づく随意契約と記載されている。一方、一般競争入札ではなく随意契約の方法を採用する理由を記載した理由書である「随意契約理由書」には、誤って同項 2 号に基づく随意契約と記載されていた。

地方自治法施行令

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

6 競争入札に付することが不利と認められるとき。

【結果 67】 契約保証金の免除規定の記載漏れ

「契約決議書」上、契約保証金の免除規定についての記載が漏れていた（豊中市財務規則第 110 条第○号の規定により免除）。所管部署に確認したところ、第 3 号規定による免除との説明を受けた。契約手続の適正性を客観的に担保するためにも、契約決議書上の項目を漏れなく記載することを徹底されたい。

豊中市財務規則

(契約保証金の納付の免除)

第 110 条 主管部課長は、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(3) 施行令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締

結する場合において、その者が過去2か年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

【意見 68】 契約金額の妥当性の検証

当該契約においては、委託先から徴収した見積書に基づく金額を予定価格としており、複数の業者からの見積書徴収や、所管部署での積算は実施されておらず、予定価格と契約金額は同額である。

平成22年度及び平成26年度の契約金額に係る委託先の見積書を閲覧したところ、主に変動した内訳項目は以下のとおりであった。平成26年度においては、車両の減価償却費相当分10,954千円（税抜）が含まれていない一方で、修繕費や施設利用料が増加している。修繕費は車両の償却期間が過ぎ、経年劣化による修繕に対応したものであり、施設利用料は保管車両の駐車場代の値上げによるもので、結果として償却期間が過ぎても契約金額は3,490千円（税抜）の減少にとどまっている。

(参考)	平成17年度 (入札時)	平成22年度	平成26年度
契約金額	87,780千円	92,980千円	91,868千円
契約金額（税抜）	83,600千円	88,553千円	85,063千円
うち減価償却費	不明	10,954千円	－千円
うち修繕費	不明	3,275千円	5,168千円
うち施設利用料	不明	539千円	5,804千円

平成17年度と比較しても、契約金額は+1.75%しか変動しておらず、長年にわたり同一の相手先と随意契約を続けているために、価格が硬直的になっている可能性がある。豊中市では平成30年度を目途に一般競争入札で委託先を選定する予定であり、それに向けて予定価格を適切に算出するため、現在の委託金額が妥当であるかについての検証を実施されたい。

【意見 69】 車両燃料費の契約上の取扱い

今後、給食センターの建替え後に当該給食搬送業務委託を長期継続契約とする場合、車両の燃料費部分について市況により価格変動が大きいことが想定されるため、契約金額が実態から乖離しないよう、固定契約ではなく変動契約とすることも検討されたい。

② 豊中市中学校給食調理業務委託（Aブロック）

契約内容	中学校（Aブロック、7校）に関する、食材料の発注、受領、検収及び保管、調理盛付、各学校への配送及び回収、食器類の洗浄及び保管、残菜及び厨芥の処理、その他これらに付属する業務の委託
委託先	(株)万福
継続契約期間	平成25年11月～平成30年3月
予定価格	調理業務委託費 333円/件（税抜） 給食材料費※ 300円/件（税込） （牛乳を供しない場合）260円/件（税込） ※消費税率変更に伴い変更契約を締結 給食材料費 310円/件（税込）
契約金額	調理業務委託費 298円/件（税抜） 給食材料費※ 300円/件（税込） （牛乳を供しない場合）260円/件（税込） ※消費税率変更に伴い変更契約を締結 給食材料費 310円/件（税込） また、喫食率水準に基づく費用補填制を導入
執行済額	26,335千円
契約方法及び根拠	プロポーザル型コンペ（随意契約） （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
委託先選定方法・理由	本件の取扱いができる業者が限られており、栄養面や衛生面で最も優れた事業者を選定するため、公募型プロポーザルとした。 「有資格者名簿」に記載されている業者（豊中市入札参加資格業者）のうち、本件の取扱いができる資格要件を有する4者が応募した。当該業者でプロポーザルを実施し、最終のプレゼンテーションまで至った1業者について審査チェックリストに照らして評価し、評点の合計点が十分高かったため、当該業者を委託先として選定した。
予定価格積算方法	所管部署にて、一定の喫食率をベースに積算。
実績確認	委託先作成の、従事者の健康調査票や検食記録、衛生面に関する報告等により、栄養面や衛生面に問題がなかったか、異物混入等の事故がなかった等を確認し評価している。

【事業の実施目的と成果】

中学校給食の実施は学校給食法上市町村の努力義務とされているが、大阪府下の実施率は全国で最も低い状況であったことから、府下で中学校給食を広げるべく、大阪府は平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間、市町村への財政的な支援を行うこととした。

豊中市においても中学校給食は実施されていなかったが、生徒・保護者の要望及び大阪府の補助制度の開始を受け、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて順次導入することとなった。但し、施設整備コストや人件費の負担を鑑み、家庭からの弁当と学校へ弁当形式で配達するデリバリー給食との選択制を採用することとした。

中学校給食の導入は 3 ブロックに分けて実施され、A ブロック（7 校）は平成 26 年 4 月又は 11 月から、B ブロック（4 校）は平成 27 年 1 月又は 4 月から開始されており、C ブロック（7 校）は平成 28 年 1 月以降配膳室の整備が完了した学校から順次開始する。

【意見 70】中学校給食の喫食率の改善

豊中市では、中学校給食導入にあたり生徒・保護者・教職員を対象としたアンケートを基に、平成 26 年度は喫食率（給食を食べる生徒の割合）50% を目標に掲げているが、現在多くの中学校において 10% 以下と目標を大きく下回る水準で推移している。

所管部署では、この原因について試食会や学校行事などにおいて生徒・保護者・教職員から意見を聞いている。また、現在は中学校給食制度は導入過程であり生徒への定着も十分とはいえず、全中学校で給食が導入された時点が当該制度のスタートラインと捉えている。

喫食率の向上に向けた具体的な対応としては、給食実施中学校において生徒全員にカラーの給食だよりの配付を行う他、学校行事や地域行事の際に試食会や説明会など周知活動を行っているが、大きな成果は上がっていない。中学校給食の導入を推進する国の方針を鑑み、また市として費用対効果の面からも、他の自治体での取り組みも参考にしながら効果的な運用に努められたい。

【意見 71】給食材料費の契約上の取扱い

給食材料費については「豊中市学校給食費徴収規則」に定める単価としており、委託先は、その単価をベースにあらかじめ市と協議して作成した献立に基づいて食材を仕入れ、仕入先への支払を行っている。これにより市から支払われた給食材料費と委託先が実際に支払った給食材料費には差が生じることがあ

り、野菜等天候不順により価格変動が大きかった場合には、その差が多額となる可能性がある。現に、当該契約では 744 千円委託先の赤字となっていた。給食の安定的な供給を確保するため、委託先の財務面での負担を必要以上に強くないよう、委託先と協議し中学校給食を安全で持続可能な事業として構築するための対応策を検討されたい。

③ 豊中市中学校給食支援システム運用業務委託（Aブロック）

契 約 内 容	中学校（Aブロック、7校）に関する下記の業務 受注者：中学校給食支援システム（給食の申込み、給食費の徴収、集計等）の構築及び、利用者の登録から給食の申込み、集計、その他広報（HP の管理、給食だよりの発行等）に関する事務 収納代行業務受注者：給食費の収納業務
委 託 先	受注者：(有)菜友 収納代行業務受注者：(株)三菱UFJ ファクター
継 続 契 約 期 間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
予 定 価 格	47,800 千円（全 18 中学校分）
契 約 金 額	システム運用業務委託費 12,474 千円 収納代行業務経費 108 円／件 （参考）入札価格 40,105 千円（全 18 中学校分） （落札率：84%）
執 行 済 額	12,659 千円
契 約 方 法 及 び 根 拠	随意契約 （地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
委 託 先 選 定 方 法 ・ 理 由	本件の取扱いができる業者が限られていることから、平成 25 年度に全 18 中学校分をまとめて指名競争入札とした。「有資格者名簿」に記載されている業者（豊中市入札参加資格業者）約 100 者に対し、事業内容を記した資料を送付し、問い合わせの合った 5 者に対し実績の確認とヒアリングを行った後、本件の取扱いができる資格要件を考慮し 2 者を選定した。 当該業者で指名競争入札を実施し、2 者が入札を行った。入札の結果、予定価格内の最低額で応札した業者を委託先として選定した。 中学校給食の開始が段階的であることから、選定した委託先と単年度ごとに随意契約を締結している。なお、契約金額は、入札金額を当該年度分に割戻して決定している。

予 定 価 格 積 算 方 法	所管部署にて、全 18 中学校に給食を導入した場合の費用及び初期費用を積算し算定。
実 績 確 認	委託先作成の報告書により、給食の運用業務や給食費の収納業務が滞りなく実施されたか等を評価している。

【事業の実施目的】

豊中市では、希望者は事前に申込書を提出し、給食費をコンビニエンスストアにて前払いした上で、インターネット又はマークシートにより 1 日単位又は 1 か月単位で給食実施日の 1 週間前までに予約することにより、中学校給食を利用できる仕組みとなっている。

このため、事前予約及び前払いのためのシステムを新規に構築する業務について、運用と合わせ外部の専門業者に委託した。

【結果 72】 契約保証金の免除規定の記載漏れ

「契約決議書」上、契約保証金の免除規定についての記載が漏れていた（豊中市財務規則第 110 条第○号の規定により免除。）。所管部署に確認したところ、第 3 号規定による免除との説明を受けた。契約手続の適正性を客観的に担保するためにも、契約決議書上の項目を漏れなく記載することを徹底されたい。

豊中市財務規則

(契約保証金の納付の免除)

第 110 条 主管部課長は、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(3) 施行令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 か年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

以上